

令和3年3月定例会

横芝光町議会会議録

令和3年 3月2日 開会

令和3年 3月11日 閉会

横芝光町議会

令和3年3月横芝光町議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月2日)

| | |
|--------------------------------|----|
| 議事日程 | 1 |
| 本日の会議に付した事件 | 1 |
| 出席議員 | 1 |
| 欠席議員 | 1 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 1 |
| 職務のため出席した者の職氏名 | 2 |
| 開会の宣告 | 3 |
| 開議の宣告 | 3 |
| 会議録署名議員の指名 | 3 |
| 会期決定の件 | 3 |
| 諸般の報告 | 4 |
| 議案第1号ないし議案第24号の上程、説明 | 10 |
| 休会の件 | 76 |
| 散会の宣告 | 76 |

第 2 号 (3月9日)

| | |
|--------------------------------|-----|
| 議事日程 | 77 |
| 本日の会議に付した事件 | 77 |
| 出席議員 | 77 |
| 欠席議員 | 77 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 77 |
| 職務のため出席した者の職氏名 | 78 |
| 開議の宣告 | 79 |
| 一般質問 | 79 |
| 森 川 貴 恵 君 | 79 |
| 宮 菌 博 香 君 | 95 |
| 川 島 富士子 君 | 113 |

| | |
|-------|-----|
| 山崎義貞君 | 131 |
| 休会の件 | 147 |
| 散会の宣告 | 147 |

第 3 号 (3月11日)

| | |
|--------------------------------|-----|
| 議事日程 | 149 |
| 本日の会議に付した事件 | 150 |
| 出席議員 | 151 |
| 欠席議員 | 151 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 151 |
| 職務のため出席した者の職氏名 | 151 |
| 開議の宣告 | 152 |
| 諸般の報告 | 152 |
| 議案第1号審議(質疑・討論・採決) | 152 |
| 議案第2号審議(質疑・討論・採決) | 153 |
| 議案第3号審議(質疑・討論・採決) | 153 |
| 議案第4号審議(質疑・討論・採決) | 154 |
| 議案第5号審議(質疑・討論・採決) | 154 |
| 議案第6号審議(質疑・討論・採決) | 155 |
| 議案第7号審議(質疑・討論・採決) | 156 |
| 議案第8号審議(質疑・討論・採決) | 157 |
| 議案第9号審議(質疑・討論・採決) | 158 |
| 議案第10号審議(質疑・討論・採決) | 158 |
| 議案第11号審議(質疑・討論・採決) | 159 |
| 議案第12号審議(質疑・討論・採決) | 164 |
| 議案第13号審議(質疑・討論・採決) | 166 |
| 議案第14号審議(質疑・討論・採決) | 167 |
| 議案第15号審議(質疑・討論・採決) | 169 |
| 議案第16号審議(質疑・討論・採決) | 170 |
| 議案第17号審議(質疑・討論・採決) | 170 |

| | |
|--------------------|-----|
| 議案第18号審議（質疑・討論・採決） | 203 |
| 議案第19号審議（質疑・討論・採決） | 206 |
| 議案第20号審議（質疑・討論・採決） | 206 |
| 議案第21号審議（質疑・討論・採決） | 207 |
| 議案第22号審議（質疑・討論・採決） | 207 |
| 議案第23号審議（質疑・討論・採決） | 208 |
| 議案第24号審議（質疑・討論・採決） | 211 |
| 請願・陳情の件 | 212 |
| 閉会の宣告 | 215 |
| 署名議員 | 217 |

3 月 定 例 会

(第 1 号)

令和3年3月横芝光町議会定例会

議事日程(第1号)

令和3年3月2日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 - 日程第 2 会期決定の件
 - 日程第 3 諸般の報告
 - 日程第 4 議案第1号ないし議案第24号について(町長 施政方針、提案理由説明)
 - 日程第 5 休会の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 小倉弘業君 | 2番 | 森川貴恵君 |
| 3番 | 印東彦治君 | 4番 | 秋鹿幹夫君 |
| 5番 | 宮菌博香君 | 6番 | 山崎義貞君 |
| 7番 | 越川一雄君 | 8番 | 庄内賢一君 |
| 9番 | 鈴木和彦君 | 10番 | 鈴木輝男君 |
| 11番 | 川島仁君 | 12番 | 川島富士子君 |
| 13番 | 鈴木克征君 | 14番 | 鈴木唯夫君 |
| 15番 | 八角健一君 | 16番 | 川島勝美君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------|-------|--------|-------|
| 町長 | 佐藤晴彦君 | 副町長 | 山田智志君 |
| 総務課長 | 林雅弘君 | 企画空港課長 | 平山貴之君 |

| | | | |
|---------------|-------------|-------------|-----------|
| 財 政 課 長 | 椎 名 雄 一 君 | 環 境 防 災 課 長 | 北 田 勝 也 君 |
| 税 務 課 長 | 鈴 木 正 広 君 | 住 民 課 長 | 川 嶋 修 君 |
| 産 業 課 長 | 及 川 雅 一 君 | 都 市 建 設 課 長 | 川 島 敏 彦 君 |
| 福 祉 課 長 | 向 後 和 彦 君 | 健 康 こ ど も 長 | 萩 原 浩 己 君 |
| 食 肉 セ ン タ ー 長 | 佐 久 間 真 一 君 | 東 陽 病 院 長 | 渡 邊 奨 君 |
| 会 計 管 理 者 | 大 木 敏 江 君 | 教 育 長 | 押 尾 良 晴 君 |
| 教 育 課 長 | 椎 名 淳 君 | 社 会 文 化 課 長 | 霞 澄 人 君 |

職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 局 長 | 市 原 通 雄 | 書 記 | 齋 藤 美 紀 |
|-----|---------|-----|---------|

◎開会の宣告

○議長（鈴木克征君） おはようございます。

開会に先立ち、ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は16名全員です。よって、本日の会議は成立いたしました。

これより令和3年3月横芝光町議会定例会を開会します。

なお、今定例会中、議会事務局などによる議場内の写真撮影を許可しましたので、あらかじめご了承ください。

（午前 9時59分）

◎開議の宣告

○議長（鈴木克征君） 本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木克征君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、

11番 川島 仁 議員

4番 秋鹿 幹夫 議員

を指名します。

◎会期決定の件

○議長（鈴木克征君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期を本日から3月12日までの11日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から3月12日までの11日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鈴木克征君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、請願及び陳情の付託についてご報告します。

今期定例会に受理しました請願1件及び陳情1件は、お手元に配付の請願文書表及び陳情文書表のとおり、所管の民生文教常任委員会に付託したのでご報告します。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理したのでご報告します。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

初めに、2月9日に開催された匝瑳市横芝光町消防組合議会令和3年3月定例会について、庄内賢一議員。

〔8番議員 庄内賢一君登壇〕

○8番（庄内賢一君） 皆さん、おはようございます。

去る2月9日に開催されました匝瑳市横芝光町消防組合議会令和3年3月定例会の概要報告をさせていただきます。

本定例会に提案された案件は、報告1件、議案6件であります。

報告第1号は、専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）であります。

本件は、災害出動中における消防自動車の物損事故等について、地方自治法第292条の規定により準用する同法第180条第1項の規定により、専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

議案第1号は、専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について）であります。

本案は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、一般職員の期末手当の支給割合を改正するに当たり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、令和2年11月30日に専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるため提案したものであります。

議案第2号は、令和3年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算についてであります。

本案は、令和3年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算を11億6,432万9,000円といたしたく提案したものであります。

議案第3号は、令和3年度匝瑳市横芝光町消防組合分担金の市町別分賦についてであります。

本案は、匝瑳市横芝光町消防組規約第12条第2項の規定により、分担金負担割合を定めるため提案いたしましたものであります。

当町の分担金は、4億5,694万円で、分担割合は42.65%とするものであります。

議案第4号は、令和2年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第3号）についてであります。

本案は、歳入歳出それぞれ2,092万1,000円を減額し、令和2年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,417万8,000円といたしたく提案いたしましたものであります。

議案第5号は、匝瑳市横芝光町消防組合職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した職員に対し、特殊勤務手当を支給する特例を定めるとともに、所要の条文を整備いたしたく提案したものであります。

議案第6号は、匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、総務省消防庁の通知に基づき、急速充電設備の全出力の上限の拡大に伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する規定を改正したく提案いたしましたものであります。

提案されました報告1件、議案6件は、いずれも原案どおり可決、承認されました。

以上、匝瑳市横芝光町消防組合議会令和3年3月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔8番議員 庄内賢一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、2月15日に開催された匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和3年3月定例会について、川島勝美議員。

〔16番議員 川島勝美君登壇〕

○16番（川島勝美君） おはようございます。

去る2月15日に開催されました匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和3年3月定例会の概要を報告いたします。

本定例会に提案された案件は、5議案であります。

議案第1号は、令和3年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算についてであります。

本案は、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億897万円と定めるものであります。

議案第2号は、令和3年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町別分賦についてであります。

当町の負担金は、1,542万2,000円で、その内訳は火葬場事業費1,240万9,000円、清掃事業費301万3,000円と定めるため、組合規約第16条第2項の規定により、提案したものであります。

議案第3号は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般廃棄物最終処分場の設置条例の制定についてであります。

本案は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般廃棄物最終処分場を設置するために条例を制定するものであります。

議案第4号は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の定数条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、職員定数条例第2条中、「火葬場及びごみ焼却場の職員29名」を「管理者の事務部局の職員7人」に改めるために提案したものであります。

議案第5号は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例を廃止する条例の制定についてであります。

本案は、今年度末をもちまして廃棄物の収集・運搬及び焼却業務全般の廃止に伴い、提案したものであります。

提案されました5議案は、いずれも原案どおり可決、承認されました。

以上、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和3年3月定例会の概要報告とさせていただきます。

[16番議員 川島勝美君降壇]

○議長（鈴木克征君） 次に、2月18日に開催された八匠水道企業団議会令和3年2月定例会について、越川一雄議員。

[7番議員 越川一雄君登壇]

○7番（越川一雄君） おはようございます。

去る2月18日に開催されました八匠水道企業団議会令和3年2月定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に提案された議案は、2議案であります。

議案第1号は、令和2年度八匠水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）についてであ

ります。

本案は、収益的収入及び支出の補正並びに資本的収入及び支出の補正であります。

初めに、収益的収入及び支出で、収入の水道事業収益を2,916万1,000円減額し、14億2,647万6,000円とするとともに、支出の水道事業費用を525万3,000円減額し12億1,076万1,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出の補正は、資本的収入を128万3,000円増額し、3億3,352万5,000円とするとともに、資本的支出を213万2,000円減額し、8億5,571万円とするものであります。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億2,218万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

議案第2号は、令和3年度八匠水道企業団水道事業会計予算についてであります。

本案は、業務の予定量で給水戸数を1万5,690戸、年間総給水量を415万立方メートルとし、収益的収入及び支出のうち、収入は水道事業収益を14億3,082万6,000円、支出は水道事業費用を12億5,007万5,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出は、資本的収入が3億4,789万6,000円で、資本的支出が7億6,235万9,000円であります。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億1,446万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

提案されました2議案は、いずれも原案どおり可決されました。

以上、八匠水道企業団議会令和3年2月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔7番議員 越川一雄君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、2月22日に開催された令和3年山武郡市広域水道企業団議会2月定例会について、宮菌博香議員。

〔5番議員 宮菌博香君登壇〕

○5番（宮菌博香君） 改めまして、おはようございます。

去る2月22日に開催されました令和3年山武郡市広域水道企業団議会2月定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に提案された案件は、2議案であります。

議案第1号は、令和2年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

本案は、収益的収入及び支出の収入では、営業収益で2,296万8,000円を減額し、営業外収益で2,331万8,000円、退職給付引当金戻入などによる特別利益6,260万2,000円を増額し、水道事業収益で6,295万2,000円を増額するものです。

支出では、営業費用において手数料や修繕費及び退職給付費等の減額などにより、水道事業費用で、2,591万3,000円を減額するものです。

資本的収入及び支出の収入では、工事負担金の減額により、資本的収入で2,317万円を減額するものです。

支出では、建設改良工事の契約額が確定したことなどにより、資本的支出で2,214万7,000円を減額するものです。

議案第2号は、令和3年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計予算についてであります。

本案は、業務の予定量で給水戸数を6万5,543戸、年間総給水量を1,802万9,000立方メートルとし、収益的収入及び支出のうち、収入は水道事業収益を51億8,675万2,000円とし、支出は水道事業費用を48億8,274万1,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入を7億2,452万4,000円とし、資本的支出を21億8,652万5,000円とするものであります。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額14億6,200万1,000円は、当該年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

提案されました2議案は、いずれも原案どおり可決されました。

以上、令和3年山武郡市広域水道企業団議会2月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔5番議員 宮菌博香君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、2月22日に開催された令和3年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会について、川島富士子議員。

〔12番議員 川島富士子君登壇〕

○12番（川島富士子君） 皆様、おはようございます。

去る2月22日に開催されました令和3年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要報告をさせていただきます。

本定例会に提案された案件は、議案7件であります。

議案第1号は、専決処分の承認を求めることについてでありまして、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、職員の期末手当の改定による所要の改正を行うため、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、特に緊急を要したことから専決処分したものであります。

議案第2号は、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、職員の期末手当の改定による所要の改正を行うものであります。

議案第3号は、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に伴い、保険料の被保険者均等割額の軽減に係る基準を改めるためのものであります。

議案第4号は、令和2年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）でありまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億4,953万2,000円とするものであります。

議案第5号は、令和2年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）でありまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,410万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,601億438万5,000円とするものであります。

議案第6号は、令和3年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算でありまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億4,382万9,000円とするものであります。

議案第7号は、令和3年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算でありまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,867億1,063万3,000円とするものであります。

提案されました議案は、いずれも原案のとおり可決、承認されました。

以上、令和3年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要報告とさせていただきます。

〔12番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、2月25日に開催された令和3年東総衛生組合議会3月定例会について、鈴木輝男議員。

〔10番議員 鈴木輝男君登壇〕

○10番（鈴木輝男君） 皆さん、おはようございます。

去る2月25日に開催されました令和3年東総衛生組合議会3月定例会の概要を報告させて

いただきます。

本定例会に提案された案件は、2議案でございます。

議案第1号は、令和3年度東総衛生組合一般会計予算についてであります。

本案は、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,889万1,000円とするものであります。

なお、前年度と比較して歳入歳出で大きく減額になった科目は、歳入で繰入金1,000円に、組合債が廃款となりました。

歳出では、衛生費が3億4,820万1,000円となりました。

議案第2号は、東総衛生組合監査委員の選任についてであります。

本案は、高野晃雄氏を選任したので、地方自治法の規定により議会の同意を求めるものです。

提案されました2議案は、原案どおり可決、承認されました。

以上、令和3年東総衛生組合議会3月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔10番議員 鈴木輝男君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、2月18日に開催された令和3年第1回山武郡市広域行政組合議会定例会については、お手元に配付の資料をもって報告とします。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで休憩します。

再開は午前10時40分とします。

（午前10時31分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時40分）

◎議案第1号ないし議案第24号の上程、説明

○議長（鈴木克征君） 日程第4、議案第1号ないし議案第24号を一括議題とします。

初めに、町長から施政方針及び提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

本日ここに、令和3年3月横芝光町議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位

におかれましては、ご多忙の折にもかかわらず、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本年度も残すところあと僅かとなりましたが、おかげをもちまして、計画いたしました諸事業はおおむね順調に進捗しており、改めて議会をはじめ町民の皆様方のご理解とご協力に深く感謝申し上げます。

東日本大震災から10年を目前にした2月13日深夜、福島県沖を震源とする震度6強の地震により150名を超える方が負傷し、住宅の倒壊や停電、断水といった被害が発生いたしました。被災された方々にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。改めていつ起こるか分からない災害に対する不断の備えが大切であり、気を引締め直す必要があると感じたところでございます。

さて、2月17日から新型コロナウイルスワクチンの医療従事者への先行接種が始まり、本格的な接種開始に向け国、医療機関をはじめとした関係者が知恵を絞って準備を進めております。

当町におきましても、2月議会臨時会でご承認いただいた予算により、安全で円滑な接種に向けた物品の調達や接種方法の検討を進めているところでありますが、世界中でのワクチン供給量と接種を行う医療従事者に限りがある中で実施される、これまで誰も経験したことのない事業でありますので、議員の皆様におかれましても特段のご理解、ご協力をお願いいたします。

それでは、議会開会に当たり、令和3年度の施政方針を述べさせていただきます。

初めに、令和3年度当初予算案の概要について申し上げます。

まず、国の動向であります。令和3年度予算においては、新型コロナウイルス感染症への対応を喫緊の課題とし、事業と雇用を守り抜くため、令和2年度国の第3次補正予算と併せ、感染拡大防止に万全を期することとしており、また、人口減少、少子高齢化の進行など、中長期的な課題にも対応する予算として、感染防止、経済再生、財政健全化のバランスを取りながら編成された国の一般会計予算案の総額は、過去最大の106兆6,097億円となりました。

国予算案には、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、予期せぬ状況の変化に備え、コロナ予備費5兆円が措置されたほか、マイナンバーカード取得促進のための体制整備支援や、オンライン学習システムの全国展開などを推進する教育のデジタル化、地方へ人や仕事の流れを拡大する「活力ある地方創り」などに係る経費が盛り込まれており、いずれも町の行財政運営に大きく影響するものでありますので、予算成立の動向を注視し、的確に対処し

てまいる所存でございます。

このような状況の下、当町の新年度の予算規模は一般会計が117億円、国民健康保険特別会計が28億1,600万円、後期高齢者医療特別会計が3億2,100万円、介護保険特別会計が25億6,900万円、農業集落排水事業特別会計が6,130万円、東陽食肉センター特別会計が1億8,600万円、病院事業会計が収益的収支では16億9,200万円、資本的収支では、収入が1億2,761万7,000円、支出が1億7,961万9,000円となりました。

それぞれ本議会に提案させていただきましたが、病院事業会計を除く6会計の当初予算の総額は176億5,330万円で、骨格予算で編成した本年度当初予算と比較すると率で8.1%、金額で13億2,860万円の増額予算となりました。

それでは、次に主な事業について申し上げます。

初めに、総務課関係について申し上げます。優先的に取り組む必要のある課題解決のため、効率的な行政運営を行うことを主眼とし、20年後も選ばれる町となるための施策を実行できる組織を目指し、段階的に組織改編を行ってまいります。

第1段階として、令和3年度は横芝光町土地利用ビジョンの重点戦略を具現化するため、現在、産業課経済班で所管する「企業誘致に関すること」の事務分掌を計画部門である企画空港課において一体的に推進することで、早期に企業誘致を実現させることとし、企画空港課企業誘致班を新たに設置いたします。

第2段階として、令和4年度以降には、変化する行政ニーズに対応できる組織体制を構築するため、組織全体の再編を含む抜本的な組織改編を目指すこととしております。

また、新型コロナウイルスワクチン接種体制につきましては、ワクチン接種事業を円滑に実施するため、令和2年度に健康こども課内に新型コロナウイルスワクチン接種対策室を設けました。

さらに、副町長をリーダーとする新型コロナウイルスワクチン接種プロジェクトチームを設置して、新型コロナウイルスワクチン接種対策室を支援しており、全庁を挙げて速やかにワクチン接種が行われるよう万全を期する所存であります。

続いて、企画空港課関係についてであります。成田国際空港周辺対策交付金につきましては、現計予算額を約10億円としておりますが、本年度の総額が想定を上回る約71億円となることなどから、当町への交付額について約12億円は確保できると判断をいたしました。そのため、本議会に提案させていただいた令和2年度一般会計補正予算案には約2億円の増額を見積もるとともに、新年度一般会計予算案では12億円を計上いたしました。

この交付金は、言うまでもなく当町にとって貴重な財源であり、航空機騒音に係る環境対策の充実を図る一方で、地域振興に資する施策を実施し、騒音に負けないまちづくりを目指して有効活用してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じて地方創生を図るため、当町に対して国の令和2年度第1次補正予算で1億2,422万円、第2次補正予算で3億1,890万5,000円が既に交付されており、過日には第3次補正予算が成立し、1億6,154万2,000円を限度として交付されることとなりました。

当町では、第1次、第2次補正予算を活用して生活応援給付金給付事業、中小企業支援金、子育て世帯応援給付金、プレミアム付応援チケット発行事業、GIGAスクール構想環境整備事業等を実施してまいりました。

また、今回交付される第3次補正予算につきましても、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援するための各種事業を実施すべく、関連経費の補正予算案を本議会へ提案させていただいたところでございます。

次に、企業版ふるさと納税につきましては、先般、国において大幅な制度見直しが行なわれ、まち・ひと・しごと創生総合戦略を基に地域再生計画を作成し、国から認定を受ければ企業版ふるさと納税の対象となる一方で、企業の税に関するメリットが拡充されました。

当町では、地方創生のさらなる充実・強化を図るため、総合戦略に位置づけた各プロジェクトについて、企業版ふるさと納税が活用できるよう国に対して地域再生計画を作成し、申請したところでございます。

続いて、環境防災課関係についてであります。令和3年3月末をもちまして、匝瑳市ほか二町環境衛生組合の一般廃棄物処理場が閉鎖となります。これにより、合併以来の懸案の一つでございました一般廃棄物の処理方法については、山武郡市環境衛生組合による処理に統合されることとなりました。

4月からは、匝瑳市ほか二町環境衛生組合で処理しておりました光地域の収集日や指定ごみ袋、分別方法などが変更となります。これらの周知につきましては、町広報紙やホームページ、分別方法と収集日を記載したポスターの配布などで周知してまいりましたが、今後もより一層のきめ細かな対応に努めてまいります。

次に、横芝光消防署改築事業の進捗状況につきましては、建設用地となる既存消防署隣接地等の取得が昨年12月に完了いたしました。さらには、匝瑳市横芝光町消防組合において新

消防署庁舎等の設計業務を進めており、本年度末に基本設計が終了し、令和3年6月に実施設計が完了することから、匝瑳市横芝光町消防組合の横芝光消防署庁舎建替事業に係る負担金を新年度予算に計上させていただきました。

また、近年甚大な被害をもたらす大型台風や記録的な集中豪雨、近い将来発生が危惧されている大地震等による大規模災害に備えるべく、横芝光町地域防災計画の改定及び防災マップを新規作成し、防災体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

続いて、産業課関係についてであります。農業行政関係につきましては、令和2年度の主食用米の作付面積は、全国で1万3,000ヘクタール、千葉県で1,200ヘクタール減少いたしました。新型コロナウイルス感染症の影響等により、需要も減少し、全国的には作付面積の減少が需要の減少に見合っておりません。米の需給バランス維持と米価の安定により、稲作経営の安定を図るため、引き続き飼料用米等の戦略作物による需要調整を推進し、支援してまいります。

また、持続可能な農業の実現に向け、農業従事者の後継者不足や農家数の減少、耕作放棄地の増加など、集落・地域が抱える問題に対し「人・農地プラン」の実質化に向けた話し合いを活発化させ、農地中間管理事業の活用や基盤整備事業などを推進し、地域とともに問題解決を図り、地域農業の中心的経営体や新規就農者への支援等に努めてまいります。

次に、令和元年の台風等により被害を受けた農業用ハウス等の復旧につきましては、おおむね順調に進捗しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、受注事業者における資材等の入手や作業員の確保など、想定以上の期間を要しており、長期の対応が必要な状況でありますので、引き続き被災農業者に対する支援を行ってまいります。

次に、商工振興につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者への支援といたしまして、飲食店の事業継続を下支えするプレミアム付応援チケット発行事業や、宿泊事業者の感染防止対策を強化する観光施設衛生対策事業補助金の継続、新たに創設した町内の法人を支援する法人応援給付金に係る経費を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付分を財源として、関連経費を補正予算に計上させていただきました。

次に、観光振興につきましては、国内最大手のアウトドアメーカー株式会社モンベルのネットワークを活用し、千葉県で初めて「フレンドタウン横芝光町」の登録を行い、全国に向けて町の自然や特産品の情報を発信しておりました。そして今年2月、成田国際空港の南側にある山武市・芝山町・横芝光町の一市二町が観光振興面で連携をし、「フレンドエリア九

十九里」として再登録を行いました。今後は、新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、それぞれの市町が持つ地域資源を最大限に活用し、広域的なサイクルツーリズムなど、開発を共同で進め、観光振興の拡大・推進に努めてまいります。

次に、企業誘致につきましては、町内立地を希望する企業に情報提供を行う企業誘致用地等登録制度により、現在3か所の物件を登録し、情報提供に活用しております。そして、横光インターチェンジ周辺における複合拠点の形成に向け、本年度実施している産業導入拠点形成戦略策定調査の企業アンケートにおいて、複数の企業から横芝光インター周辺への進出について前向きな回答があったことから、より具体的な開発構想を立案する前に、土地利用の現況と権利関係を調査するための地形図作成業務委託や、周辺住民へのアンケート調査に係る関連経費を新年度予算に計上させていただきました。

続いて、都市建設課関係についてであります。まず、都市計画事業につきましては、まちづくりの基本的な方針である都市計画マスタープランの見直しに向けた、町民アンケート調査を踏まえ、全体構想の骨子案を策定しております。新年度には住民説明会やパブリックコメントを実施して計画を策定するとともに、用途地域見直しの検討を行ってまいります。

次に、町の道路事業についてであります。町道I-14号線道路改良事業につきましては、木戸地先長塚地区の県道横芝停車場白浜線との交差点改良工事が完了し、清長大橋方面への通行が可能となりました。

また、県道交差点から東方面への改良工事を計画的に進めており、新年度予算では、町道I-22号線、通称スクールラインとの交差点手前まで改良工事費を計上させていただきました。

次に、町道I-10号線道路改良事業、宮川地先古屋地区の都市計画道路につきましては、平成30年度より用地の先行取得や補償費による物件移転が行われており、新年度も引き続き用地費及び補償費を計上させていただきました。

次に、町道I-18号線道路改良事業、宝米地先につきましては、計画道路の8割が新設道路となることから、用地を先行して取得してまいりましたが、本年度から新設区間の改良工事に着手したところでございます。新年度につきましても、引き続き改良工事費を計上させていただきます。

このほか、経年による劣化や損傷が進んでおります舗装や橋梁につきましては、計画的かつ効率的な修繕工事を行ってまいります。

続いて、福祉課関係についてであります。地域福祉計画・地域福祉活動計画及び障害者

福祉計画につきましては、2月に最終の策定委員会を新型コロナウイルス感染症対策のため書面会議で開催し、それぞれご審議いただき、承認をいただきました。

本年度中に計画を策定し、地域福祉分野については、地域での支え合い体制により、誰もが地域で自分らしく望ましい生活を送ることができる町を目指し、障害福祉分野については、障害のある人もない人も安心して自立した生活を送れる町を目指し、地域共生社会の実現を推進してまいります。

また、第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画につきましては、団塊の世代全てが75歳以上となる令和7年と、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年を見据えて、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進していくことを基本理念として、計画策定委員会である介護保険運営協議会での審議をいただき、2月に承認をいただきましたことから、第8期期間中の介護保険料の条例改正案を本議会に提案させていただいたところでございます。今後も、介護保険サービスの充実及び介護予防事業等の一層の推進を図り、併せて介護保険財政の健全運営に努めてまいります。

続いて、健康子ども課関係であります。新型コロナウイルス感染症の町内における感染者の発生状況につきまして、昨年12月に3名、今年に入りまして1月に14名の感染者がそれぞれ新たに判明し、これまで33名の感染者が発生しております。2月には感染者が出ておらず、町民の皆様一人一人が日頃から感染症拡大防止への取り組みにご協力いただき、心から感謝申し上げます。

一方、令和3年度における町主催の事業等につきましては、国の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発出状況、千葉県における措置への取り組み状況等を鑑み、十分な感染防止対策を講じた上で実施できるよう努めてまいります。これから年度末や年度初めに向けて行われる行事等により、感染者が増加に転じてしまうことが懸念されますので、感染防止の基本的な対策の徹底、リスクを回避した行動の実践について周知を図ってまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業につきましては、令和3年2月14日に国の薬事承認がなされ、ワクチン接種が本格的に実施されることとなりました。国から示されております接種順位と時期に関しましては、2月中旬から医療従事者等への接種が開始され、3月下旬以降に、令和3年度中に65歳以上に達する方に対して接種券を送付いたします。国からのワクチン供給量と時期を勘案して予約を受け付け、4月以降に1回目の接種を開始する予定となっております。また、その次には、基礎疾患のある方と高齢者施設等の従事者、60歳から64歳以下の方を対象に、順次接種を開始することとなります。

国から示されるワクチン接種のスケジュールはワクチン供給量により変動することがありますが、当町においては集団接種と個別接種を複合的に実施することにより、一人でも多くの町民の皆様へワクチンの接種ができるよう体制を整備してまいります。

続いて、教育課関係についてであります。横芝小学校改築事業に関する様々な課題を整理検討し、今後の基本設計に必要となる条件をまとめる基本構想の策定が3月中に完成する予定であります。また、改築に伴う拡張用地の測量、物件調査、不動産鑑定についても完了し、用地取得に向けた土地所有者との交渉や、関係機関への手続を進めているところでございます。

新年度予算におきましては、事業進捗を図るべく、基本設計業務、拡張用地の取得、物件補償及び造成工事に係る経費を計上させていただきました。

続いて、社会文化課関係についてであります。ふれあい坂田池公園野球場は供用開始から26年が経過し、施設の老朽化が著しいため、大規模改修をすべく設計監理費と工事費を新年度予算に計上させていただきました。

続いて、東陽食肉センター関係についてであります。本年1月末現在の豚のと畜頭数は、昨年同期と比較して3,913頭増の9万197頭、牛は、79頭増の2,893頭となりました。令和元年度と比較し、と畜頭数は増加傾向にありますが、依然として非常に厳しい経営状況が続いております。新年度から使用料を引き上げ経営基盤の強化を図りますが、引き続き関係者と連携を密にし、と畜頭数の確保に努めてまいります。また、今後の運営改善のため、令和4年度からの指定管理者制度導入に向けて検討を進めてまいります。

最後に、東陽病院の運営状況についてご説明申し上げます。運営状況でございますが1月末現在の延べ患者数は、外来につきましては2万7,834人と昨年より5,308人減少しておりますが、これは新型コロナウイルス感染症による院内感染の発生により、一時、休診していた影響が大きく、その後も来院を控える傾向が続いていることから、入院及び外来患者ともに減少傾向にあり、1日当たりの外来患者数も143.5人と昨年と比較して23人減となっております。入院につきましても、延べ患者数で1万6,367人、病床利用率は56.3%と、昨年と比較しますと患者数で840人、利用率で0.2ポイント減少しております。しかしながら、令和元年度に実施した病棟の改修や病床機能の転換により、より高い施設基準を取得できたことから、入院単価等が上がっていることもあり、医業収益全体としましては昨年度と比べ増収となる見込みでございます。

昨今のコロナ禍により、医療提供体制の充実強化が求められ、病院経営は依然として厳し

い状況が続いておりますが、職員一丸となり、安心して地域住民が受診できる病院を目指し、安定した収益の確保を図るとともに、近隣の中核病院をはじめ開業医などの医療機関や福祉事業者等と連携を深め、地域医療構想並びに地域包括ケアシステムの構築に向け、地域病院としての役割を担ってまいりたいと考えております。

以上、令和3年度における施策の一端を述べさせていただきましたが、職員一丸となり計画事業を効率的かつ効果的に推進してまいりますので、議員各位には、さらなるご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、本議会に提案いたしました各議案の提案理由をご説明申し上げます。

お手元の令和3年3月横芝光町議会定例会提案理由説明書をご覧ください。

議案第1号 横芝光町行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、企業誘致に関する事務分掌を産業課から企画空港課へ移管するため、横芝光町行政組織条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第2号 横芝光町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、非常勤特別職の職員の報酬の額を定める別表の改正を行うため、横芝光町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第3号 横芝光町職員のサービスの宣誓に関する条例及び横芝光町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、手続等における押印の見直しに伴い、様式の押印を廃止するため、横芝光町職員のサービスの宣誓に関する条例及び横芝光町火入れに関する条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第4号 横芝光町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、人事院規則9-129の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当の特例の手当額等が変更となったことから、横芝光町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第5号 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行により、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症に関する特例を定めている附則第1条の2が削除されたことに伴い、所要の改正が必要となる関係条例を一括して整理するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例

の整理に関する条例を制定すべく提案したものでございます。

議案第6号 横芝光町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、国民健康保険の被保険者資格の適用除外となる対象者の変更を行うため、横芝光町国民健康保険条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第7号 横芝光町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、介護保険事業計画の見直しにより、令和3年度から令和5年度までの第8期計画期間における介護保険料率を定めるため、また、税制改正により、給与所得控除額、公的年金等控除額及び基礎控除額が見直しされたことに伴い、介護保険料や保険給付の負担水準等に影響や不利益が生じないように、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が施行されたことから、横芝光町介護保険条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第8号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合の財産処分に関する協議についてでございますが、本案は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に関し、地方自治法第289条の規定により、関係地方公共団体の協議により定めることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるべく提案したものでございます。

議案第9号 山武郡市広域行政組合格約の変更に関する協議についてでございますが、本案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の2に規定する基幹相談支援センターの設置、管理及び運営を共同処理する事務として追加するため、山武郡市広域行政組合格約を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるべく提案したものでございます。

議案第10号 指定管理者の指定について（集会所・共同利用施設）でございますが、本案は、集会所及び共同利用施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるべく提案したものであります。

議案第11号 令和2年度横芝光町一般会計補正予算（第7号）についてでございますが、本案は、令和2年度国の補正予算（第3号）で拡充された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用したプレミアム付応援チケット発行事業、新生児特別定額給付金事業、法人応援給付金事業等に要する経費のほか、主要事業の歳出決算見込みにたった調整に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ2億3,054万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143億4,278万6,000円とすべく提案したものでございます。

議案第12号 令和2年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであ

りますが、本案は、国及び県の補助金、負担金及び交付金の交付決定等に基づく調整並びに保険給付費の減額等、所要の項目に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ6,596万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億6,407万1,000円とすべく提案したものでございます。

議案第13号 令和2年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてありますが、本案は、後期高齢者医療広域連合納付金等、所要の項目に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ1,445万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,200万7,000円とすべく提案したものでございます。

議案第14号 令和2年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてありますが、本案は、保険給付費及び地域支援事業費の実績見込みによる調整とこれに伴う、国・県及び社会保険診療報酬支払基金からの定率による義務的負担金等に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ1,088万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億4,380万3,000円とすべく提案したものでございます。

議案第15号 令和2年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第3号）についてありますが、本案は、消費税及び地方消費税額の確定及び県支出金の減額等、所要の項目に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ38万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,913万6,000円とすべく提案したものでございます。

議案第16号 令和2年度横芝光町病院事業会計補正予算（第5号）についてありますが、本案は、発熱外来診療体制確保支援補助金及び国民健康保険調整交付金等の交付決定見込みによる補助金の増額並びに企業債に係る医療機器購入の減額等、所要の項目に補正の必要が生じたため、収益的収支予算の収入を1,287万6,000増額し、収入総額を18億1,942万7,000円とするとともに、支出を700万円増額し、支出総額を17億4,117万6,000円とし、資本的収支予算の収入を6,890万7,000円減額し、収入総額を1億58万1,000円とするとともに、支出を6,612万6,000円減額し、支出総額を1億4,256万2,000円とすべく提案したものでございます。

議案第17号 令和3年度横芝光町一般会計予算についてありますが、本案は、令和3年度横芝光町一般会計予算議定についてありますが、令和3年度予算は、持続可能な行政基盤を確立するため、第2次総合計画に掲げられた「人・自然・文化が奏でる暮らし 夢広がる幸せ実感のまち横芝光」の実現に向け、重点施策を明確化した中で各事業の優先順位を的確に定め、限られた財源を効果的に配分した結果、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億円とすべく計上したものでございます。

歳入においては、自主財源の根幹をなす町税は、景気動向や税率改正による町民税の減額のほか、新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者等の課税標準の特例措置及び評価替えによる固定資産税の減額を考慮し、予算額は24億4,130万6,000円を見込みました。

また、最も大きな割合を占める地方交付税は、令和2年度で終了となる合併算定替の影響を考慮した一方で、地域デジタル社会推進費の創設や公債費などの増額による基準財政需要額の増、また、地方財政計画において、令和2年度比5.1%増の予算額が確保されていることから、予算額は30億5,000万円を見込みました。

このほか、固定資産税の減収等に係る地方特例交付金は5,500万円と増額、国庫支出金は新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の皆増や社会資本整備総合交付金の増等により11億2,964万5,000円、寄附金は、ふるさと納税の寄附額の見込みから8,501万1,000円と増額、繰入金は公共施設総合管理基金を3億300万円、町債は合併特例事業債や臨時財政対策債の増等から10億5,520万円を見込みましたが、なお不足する財源については財政調整基金繰入金3億8,000万円を計上し、各種事業推進のための財源といたしました。

歳出においては、横芝光町の将来を見据え、重点施策として、ソフト事業では、成田空港の更なる機能強化に伴う環境対策事業や地域振興事業のほか、新規定住者に係る居住地整備を行う上で基礎となる居住地整備計画策定事業、圏央道開通を契機とした横芝光IC周辺地域の活用に係る企業誘致促進事業などを、普通建設事業では、横芝小学校拡張用地造成工事のほか、ふれあい坂田池公園野球場改修工事、横芝光消防署改築事業などを予算計上しております。

産業土木分野では、地域産業の活性化を図るため、県営土地改良負担金事業などの促進のほか、安全で快適な道路環境づくりのため町道I-10号線道路改良事業、町道I-14号線道路改良事業などの幹線道路の整備事業、生活道路維持のため舗装修繕事業等について予算を計上しました。

衛生分野では、基本健康診査など各種健診事業のほか、新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保やワクチン接種の実施のための新型コロナウイルスワクチン接種事業等について予算を計上いたしました。また、子育て支援として子ども医療費助成や、学校給食費負担金助成のほか、町立保育所運営経費、保育委託事業、児童クラブ運営経費などの予算を計上しております。その他、学校教育・社会体育・生涯学習の充実、地域福祉・地域医療の充実、消防防災基盤の整備などを加え、第2次総合計画における諸施策の推進を図るべく予算編成

をしたところでございます。

議案第18号 令和3年度横芝光町国民健康保険特別会計予算についてであります。本案は、令和3年度横芝光町国民健康保険特別会計予算議定についてであります。令和3年度予算として、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億1,600万円とすべく計上したものであります。

歳入においては、国民健康保険税について、被保険者数の減少などに伴い5億3,232万1,000円としたほか、療養諸費及び高額療養費に充てられる普通交付金や特別交付金等の県支出金を20億4,525万2,000円、繰入金を1億7,855万4,000円見込みました。

歳出においては、近年の医療費動向等を勘案し、保険給付費に20億536万8,000円を計上したほか、県が市町村に交付する保険給付費等交付金の財源となる国民健康保険事業費納付金に7億3,344万3,000円を計上いたしました。

また、特定健康診査・保健指導等については、関係部局との連携により、積極的に推進すべく5,416万6,000円を保健事業費に計上し、被保険者のさらなる健康保持・増進を図ろうとするものでございます。

議案第19号 令和3年度横芝光町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。本案は、令和3年度横芝光町後期高齢者医療特別会計予算議定についてであります。令和3年度予算として、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,100万円とすべく計上したものであります。

歳入においては、後期高齢者医療保険料2億2,434万5,000円を見込んだほか、一般会計からの繰入金を事務費繰入金と保険基盤安定繰入金とで8,426万9,000円、諸収入を1,237万9,000円見込みました。

歳出においては、歳出全体の95.6%を占める後期高齢者医療広域連合納付金について、3億691万8,000円を計上しました。

このほか、総務費254万円、保健事業費1,028万4,000円を計上したところでございます。

議案第20号 令和3年度横芝光町介護保険特別会計予算についてであります。本案は、令和3年度横芝光町介護保険特別会計予算議定についてであります。令和3年度予算として、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億6,900万円とすべく計上したものであります。

歳入においては、保険料を4億8,423万3,000円としたほか、保険給付費から推計し、国庫支出金を5億8,824万2,000円、支払基金交付金を6億7,036万2,000円、県支出金を3億

7,713万9,000円見込んだほか、一般会計から3億8,940万7,000円、介護給付費準備基金から5,800万円を繰り入れることとしております。

歳出においては、保険給付費を前年度の実績及び介護保険事業計画等から推計し、前年度当初予算対比で1.6%増の24億973万4,000円を計上いたしました。主な保険給付費は、介護サービス給付費22億2,506万4,000円、介護予防サービス給付費3,645万円を計上しております。

また、地域支援事業費は、地域包括支援センター運営費のほか、介護予防・日常生活支援総合事業及び認知症総合支援事業費等を見込み、前年度当初予算対比で7.8%増の1億2,483万2,000円を計上したところであります。

議案第21号 令和3年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。本案は、令和3年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算議定についてであります。令和3年度予算として、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,130万円とすべく計上したものであります。

歳入においては、農業集落排水処理施設使用料は接続人口の変動等を見込み851万3,000円、前年度繰越金は令和2年度からの余剰金として100万円を見込んだほか、一般会計から4,488万4,000円を繰り入れることとしております。また、公営企業会計法適用移行業務の委託料に対する町債として、690万円を見込みました。

歳出においては、木戸台地区と中台地区の農業集落排水処理施設の運営経費として、職員給与等の総務費567万4,000円、汚水処理施設の維持管理に要する経費として委託料、修繕料及び汚泥処理手数料、公営企業会計法適用移行業務委託料等を1,939万2,000円計上したほか、農業集落排水事業債の償還に係る公債費3,523万4,000円と予備費100万円を計上したところでございます。

議案第22号 令和3年度横芝光町宮東陽食肉センター特別会計予算についてであります。本案は、令和3年度横芝光町宮東陽食肉センター特別会計予算議定についてであります。令和3年度予算として、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,600万円とすべく計上したものでございます。

歳入においては、安定した運営を目指すため、使用料を改正したところであり、と畜頭数は畜産農家の減少や豚流行性下痢の影響を考慮し、豚は10万2,000頭、牛は3,300頭で見込みました。

歳出においては、老朽化した施設及び設備機器の適正な稼働が図られるよう維持管理費・

整備費に重点を置き予算編成をしたところでございます。

議案第23号 令和3年度横芝光町病院事業会計予算についてであります。本案は、令和3年度横芝光町病院事業会計予算議定についてであります。慢性的な医師不足に加え、昨今のコロナ禍により、医療提供体制の充実強化が求められ、病院経営は依然として厳しい状況が続いておりますが、職員一丸となり、安心して地域住民が受診できる病院を目指し、安定した収益の確保を図るとともに、引き続き業務委託による経費の削減等、効率的な運営を行うことにより、町民に信頼され、地域に密着した医療を展開すべく予算編成をしたところであります。

予算の総額は、収益的収支予算で収入支出ともに16億9,200万円、資本的収支予算では収入が1億2,761万7,000円、支出が1億7,961万9,000円を計上いたしました。

収益的収支予算では、収入の根幹となる医業収益で、1日平均の患者数を入院で74人、外来で165人を見込み計上し、支出については必要最小限の経費を計上いたしました。

資本的収支予算では、収入で非常用電源設備増設工事等に係る企業債及び一般会計繰入金等を計上し、支出では非常用電源設備増設工事、電話交換機更新工事並びに医療機器等の更新、企業債償還金を計上したところでございます。

議案第24号 横芝光町副町長の選任についてであります。本案は、横芝光町副町長の山田智志氏の任期が令和3年3月31日をもって満了となることから、引き続き同氏を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めべく提案したものであります。

以上、このたび提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明を加えさせていただきますので、よろしくご審議いただき、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。施政方針並びに提案理由の説明とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、担当課長の説明を求めます。

議案第1号について、総務課長。

〔総務課長 林 雅弘君登壇〕

○総務課長（林 雅弘君） それでは、議案第1号 横芝光町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

ピンクの議案つづり、本日お配りしました「正」という字が書かれた議案つづりのほうをご用意いただきたいと思っております。

1 ページからとなります。

さらに、黄色の議案関係資料つづり、こちらのほうも 1 ページからとなりますので、ご用意のほう、よろしく願いをいたします。

本案は、企業誘致に関する事務分掌を産業課から企画空港課へ移管するため、横芝光町行政組織条例の一部を改正すべく提案したものであります。

黄色の議案関係資料 1 ページに、制定の概要が記載してございますので、ご確認を願います。

それでは、黄色の議案関係資料 2 ページの新旧対照表のほうでご説明をさせていただきます。

「第 2 条（事務分掌） 企画空港課」の項に 1 号を加え、「（6） 企業誘致に関すること。」を追加し、産業課の項、「（4） 企業誘致に関すること。」を削るものであります。

この改正により企画空港課は、現行、企画政策班及び空港班の 2 班体制から、新たに企業誘致班が加わり 3 班体制となります。なお、産業課経済班は、企業誘致に関すること以外の商工観光関連事務を従前と同じく担当いたします。

ピンクの議案つづり、3 ページをご覧ください。

附則といたしまして、この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行するとしております。

以上、議案第 1 号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔総務課長 林 雅弘君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第 2 号について、総務課長。

〔総務課長 林 雅弘君登壇〕

○総務課長（林 雅弘君） 議案第 2 号 横芝光町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

ピンクの議案つづり、5 ページからとなります。

黄色の議案関係資料は、3 ページからとなりますので、よろしく願いいたします。

本案は、非常勤特別職の職員の報酬の額を定める別表の改正を行うため、横芝光町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

黄色の議案関係資料 3 ページの制定の概要で説明させていただきます。

主な改正の内容につきましては、1 点目として、別表に付されていた通し番号を削除いた

します。

2点目として、別表の摘要欄を削除いたします。

3点目として、選挙に係る報酬の額の記載内容を変更いたします。

4点目といたしまして、社会教育委員会議及び認知症初期集中支援チーム専門医を追加いたします。報酬額については、従前と同額であります。

5点目といたしまして、別表の表記の統一を図るため、教育委員会及び消防団に係る区分欄を変更いたします。

6点目といたしまして、監査委員の区分欄の表記を変更いたします。アといたしまして、「代表監査委員」を「識見を有する者」と、イといたしまして、「監査委員」を「議員」と改めるものであります。

黄色の議案関係資料4ページから7ページまでが新旧対照表となっております。アンダーラインが付された部分が改正部分でございます。後ほどご確認をお願いいたします。

それでは、ピンクの議案つづり、9ページのほうをご覧いただきたいと思います。

附則といたしまして、この条例は、令和3年4月1日から施行するとしております。

以上、議案第2号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

〔総務課長 林 雅弘君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第3号について、総務課長。

〔総務課長 林 雅弘君登壇〕

○総務課長（林 雅弘君） 議案第3号 横芝光町職員のサービスの宣誓に関する条例及び横芝光町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

ピンクの議案つづり11ページからとなります。併せて、黄色の議案関係資料は8ページからとなりますので、よろしくをお願いいたします。

本案は、手続等における押印の見直しに伴い、様式中の押印を廃止するため、横芝光町職員のサービスの宣誓に関する条例及び横芝光町火入れに関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

黄色の議案関係資料8ページに制定の概要を、9ページ、10ページが新旧対照表でございます。

恐れ入りますが、ピンクの議案つづり13ページをご覧いただきたいと思います。

第1条で、横芝光町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正を規定しております。

第2条で、横芝光町火入れに関する条例の一部改正を規定しております。

改正箇所は、それぞれ様式中の丸印を削るものであります。

附則として、この条例は、令和3年4月1日から施行するとしております。

以上、議案第3号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

〔総務課長 林 雅弘君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

（午前11時48分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時59分）

○議長（鈴木克征君） 提案理由説明を続けます。

議案第4号について、総務課長。

〔総務課長 林 雅弘君登壇〕

○総務課長（林 雅弘君） 議案第4号 横芝光町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

ピンクの議案つづり15ページからとなります。併せて、黄色の議案関係資料11ページからとなりますので、ご用意のほうをよろしく願います。

本案は、人事院規則9-129の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当の特例の手当額等が変更となったことから、横芝光町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

黄色の議案関係資料11ページをご覧ください。

制定の概要について記載してございますので、ご確認を願います。

まず、1点目として、規定内容の変更であります。新型コロナウイルス感染症の定義について、12ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。

附則第3項中、括弧書きの部分、「（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下、同じ。））」の部分
を「（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和

国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。) 」と、定義について関係政令を引用せずに、具体的に表記するものであります。

2点目として、対象となる業務を追加いたしました。附則第3項に、第2号として、「(2) 新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業(前号に掲げるものを除く。)のうち、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者に接して行う作業又はこれに準ずる作業であって、規則で定めるもの」を追加するものであります。

3点目として、想定される業務内容と手当額であります。従前の附則第4項に、第2号として、「(2) 前項第2号の作業1,000円(新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の身体に接触して行う作業に長時間にわたり従事した場合にあっては、1,500円)」を追加し、附則に第5項として、「5 同一の日において、第3項各号の作業に従事した場合には、同項第2号の作業に係る手当は支給しない。」を追加するものであります。

それでは、ピンクの議案つづり18ページをご覧くださいと思います。

附則として、この条例は、令和3年4月1日から施行するとしております。

以上、議案第4号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔総務課長 林 雅弘君降壇〕

○議長(鈴木克征君) 議案第5号について、税務課長。

〔税務課長 鈴木正広君登壇〕

○税務課長(鈴木正広君) それでは、議案第5号の補足説明をさせていただきます。

ピンクの表紙の議案つづり19ページをご覧ください。

本案は、町長から提案理由説明がありましたとおり、新型コロナウイルス感染症という用語を定義する条例につきまして、その定義を引用しております新型インフルエンザ等対策特別措置法等が一部改正されたことに伴い、改正が必要となる関係条例を一括して整理すべく、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定するものであります。

1枚めくっていただき、21ページをご覧ください。

改正文となります。

本改正条例は、3条立てで構成されておまして、第1条は、横芝光町国民健康保険税条

例、第2条は、横芝光町国民健康保険条例、22ページに移っていただきまして、第3条は、横芝光町介護保険条例の改正となります。

それでは、本条例の改正概要をご説明させていただきますので、黄色の表紙、議案関係資料つづりの14ページをご覧ください。

内容の要旨であります。新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が令和3年2月13日に施行され、新型コロナウイルス感染症という用語を定義していました、新型インフルエンザ等対策特別措置法の附則第1条の2が削除されました。このことから、附則第1条の2から、新型コロナウイルス感染症の定義を引用しております横芝光町国民健康保険税条例、横芝光町国民健康保険条例及び横芝光町介護保険条例の3つの条例に関し、改正を行うものであります。

次に、改正内容につきまして、新旧対照表でご説明させていただきますので、次の15ページをご覧ください。

改正文第1条の横芝光町国民健康保険税条例の新旧対照表となります。右の欄の改正案で、附則第17項は、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免の特例で、第1号中の新型コロナウイルス感染症の定義を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。）」に改めるものであります。

1枚めくっていただき、16ページにつきまして、これは改正文第2条の横芝光町国民健康保険条例となります。附則第5項は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の規定で、新型コロナウイルス感染症の定義を同様に改めるものであります。

また、次の17ページは、改正文第3条の横芝光町介護保険条例となります。附則第11条は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免の規定で、第1項第1号の新型コロナウイルス感染症の定義を同様に改めるものでございます。

申し訳ありませんが、ピンクの表紙、議案つづりに戻っていただきまして、22ページをお願いいたします。

附則につきまして、この条例は、公布の日から施行するとするものです。

以上、雑駁でございますが、議案第5号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔税務課長 鈴木正広君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第6号について、住民課長。

〔住民課長 川嶋 修君登壇〕

○住民課長（川嶋 修君） それでは、議案第6号 横芝光町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

ピンク色の表紙、議案つづりは23ページ、黄色の議案関係資料は18ページとなりますので、併せてご覧ください。

本案は、町長から提案理由の説明がありましたとおり、国民健康保険の被保険者資格の適用除外となる対象者の変更を行うため、横芝光町国民健康保険条例の一部を改正するものがあります。

ピンク色の議案つづり23ページが一部改正条例の制定文で、1枚めくっていただき、25ページが改正文となります。改正内容につきましては、黄色の議案関係資料に制定の概要を記載してございますので、これにより説明させていただきます。

恐れ入りますが、黄色の議案関係資料の18ページをご覧くださいと存じます。

上から3行目が根拠法令になります。

続きまして、上から4行目になります。内容の要旨といたしましては、被保険者としな
者として第4条に規定する国民健康保険の被保険者資格の適用除外となる対象者を次のと
り変更するため、改正を行うものです。

まず、1としまして、規定から削除する者として、老人福祉法に基づく養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに収容されている者であって、町長が当該施設長の意見に基づいて設定したものを制度の廃止により削除するものです。

2といたしまして、新たに規定する者として、第4条を児童福祉法の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であって、民法の規定による扶養義務者のないものは被保険者としな
るに改めるものです。

理由といたしましては、児童が国民健康保険に加入した場合、当該児童が世帯主となり、国民健康保険税を納付する義務が発生し、納税が困難な事例が発生する可能性があることから、国民健康保険の被保険者資格の適用除外とし、納税を免除するものです。

なお、国民健康保険の被保険者証に代わって、千葉県が発行する受診券を使用し、全額公費負担で受診が可能となります。

議案関係資料の19ページをお願いいたします。

新旧対照表になります。

本改正につきましては、左側、現行の第4条、アンダーライン部分を削除し、右側、改正案のアンダーライン部分になります第4条を、「児童福祉法の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であって、民法の規定による扶養義務者のないものは、被保険者としなす。」に改めるものです。

恐れ入りますが、ピンク色の議案つづりに戻っていただき、25ページをご覧ください。

附則といたしまして、この条例につきましては、公布の日から施行するものであります。

以上、議案第6号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

〔住民課長 川嶋 修君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第7号について、福祉課長。

〔福祉課長 向後和彦君登壇〕

○福祉課長（向後和彦君） 議案第7号 横芝光町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、ピンクの表紙、議案つづりの27ページから31ページ、黄色の表紙、議案関係資料20ページから24ページとなります。

黄色の表紙の議案関係資料20ページの制定の概要をご覧ください。

本案は、介護保険事業計画の見直しにより、令和3年度から令和5年度までを期間とする第8期介護保険事業計画期間における介護保険料率を定めるとともに、平成30年度税制改正及び令和2年度税制改正により、介護保険料や保険給付の負担水準等に影響や不利益が生じないよう、横芝光町介護保険条例の一部を改正する条例を制定するものであります。

1、介護保険料についての（1）保険料の改定につきましては、次のページをご覧ください。

別紙、介護保険料段階一覧表であります。第5段階を基準額として、年額で5万6,400円を6万2,400円とするものであります。月額では4,700円が5,200円となります。また、第1段階から第11段階につきましては、第5段階の基準額6万2,400円に割合を乗じて得た額となります。

20ページに戻っていただきまして、算定の方法につきましては、①でサービスごとの利用

人数と利用量を推計します。②で①のサービス量の推計にサービス報酬単価を乗じて、総給付見込額を算定します。③で②の総給付費等の見込みを基に、第1号被保険者の給付負担割合23%分を算定し、④で各段階の保険料率に当てはめ、保険料基準額を算定します。⑤で④で算定された保険料基準額の基となる保険料収入分に、介護保険準備基金取崩し額を算入し、保険料基準額の調整を行うこととなります。

続きまして、2、第1号被保険者の所得金額についてでございます。

介護保険料は、地方税法に規定する合計所得金額を基に算定しております。地方税法の改正により、給与所得控除額と公的年金等控除額が一律10万円引き下げられ、基礎控除額が同額引き上げられたことに伴い、給与所得または公的年金等に係る所得を有する第1号被保険者の合計所得金額の計算に当たり、介護保険料や保険給付の負担水準等に影響や不利益が生じないように、給与所得の金額及び公的年金等に係る所得の金額の合計額から、10万円を控除することとします。

続きまして、新旧対照表で説明させていただきます。

22ページをご覧ください。

アンダーライン部分が改正箇所となります。

第2条第1項では、第8期介護保険事業計画期間である「令和3年度から令和5年度」に改めます。

1号から次のページの11号までは、保険料を先ほどの21ページの別紙、介護保険料段階一覧表に記載の第1段階から第11段階までの改正後の額に改めるものです。なお、第1号、第2号、第3号の額につきましては、別紙、介護保険料段階一覧表の第1段階、第2段階、第3段階では括弧書きの額としていますが、これは低所得者の保険料の軽減措置前の額となります。

また、第6号では、土地売却などに係る特別控除がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額とするもので、新たに租税特別措置法第35条の3第1項、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除を加えるものであります。

次に、23ページ、第2項、第3項、第4項では、令和3年度における第1項第1号から第3号に掲げる保険料の低所得者の保険料の軽減措置後の額についてであり、別紙、介護保険料段階一覧表の第1段階から第3段階までの括弧書きではない額とするものであります。

24ページをお願いいたします。

附則に第12条を加えるものです。制定の概要の2、第1号被保険者の所得金額についてに当たるもので、令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例を規定しています。

第1項は、合計所得金額に給与所得、公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度の保険料の算定については、所得税法に基づき計算した令和2年の金額の合計額から10万円を控除して得た額とし、当該額が0円を下回る場合には、マイナスとせず、0円とするとしています。

第2項及び第3項は、読替規定であります。

恐れ入りますが、ピンクの表紙の議案つづり30ページ、31ページの改正文をお願いいたします。

附則としまして、施行期日を第1条で、この条例は、令和3年4月1日から施行するとし、経過措置として、第2条では、改正後の横芝光町介護保険条例第2条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものがございます。

以上、議案第7号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔福祉課長 向後和彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第8号について、環境防災課長。

〔環境防災課長 北田勝也君登壇〕

○環境防災課長（北田勝也君） 議案第8号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合の財産処分に関する協議について、補足説明させていただきます。

資料につきましては、ピンク色、議案つづり33ページから37ページとなりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、33ページをご覧ください。

本案は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に関し、地方自治法第289条の規定により、別紙のとおり、関係地方公共団体の協議により定めることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

それでは、35ページをご覧ください。

匝瑳市ほか二町環境衛生組合の財産処分に関する協議書となります。

第1条、目的、この協議書は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合から匝瑳市、多古町及び横芝

光町へ一般廃棄物の処理及び清掃に関する事務を移管することに伴い、組合が所有する財産の処分について必要な事項を定めることを目的としております。

第2条、組合の財産、この協議書において対象とする組合の財産は、次に定めるとおりです。

(1) 土地、別紙（財産目録）のとおり。

(2) 物品、別紙（財産目録）のとおり。

第3条では、処分の方法、組合は、前条に規定する組合の財産のうち、売却可能な財産については売却し、組合予算の歳入とする。

第4条につきましては、その他になります。

それでは、37ページをご覧ください。

財産処分の目録ですが、土地につきましては、1番から11番までの11筆となります。合計面積は1万7,249平方メートルです。現在の清掃工場及びその周辺の範囲となりますが、匠瑤市がごみ処理に係る中継施設として使用することを検討しており、有償で所有権を譲渡する方向で進んでいると伺っております。

次に、有形固定資産、物品ですが、1番から6番までの6品目となります。

以上、議案第8号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

〔環境防災課長 北田勝也君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第9号について、総務課長。

〔総務課長 林 雅弘君登壇〕

○総務課長（林 雅弘君） 議案第9号 山武郡市広域行政組合格約の変更に関する協議について、ご説明申し上げます。

ピンクの議案つづり39ページからとなります。併せて、黄色の議案関係資料25ページとなりますので、よろしくお願いいたします。

本案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の2に規定する基幹相談支援センターの設置、管理及び運営を共同処理する事務として追加するため、山武郡市広域行政組合格約を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により、議会の議決を求めべく提案したものであります。

ピンクの議案つづり41ページをご覧ください。併せて、関係資料25ページもお願いいたし

ます。

第3条中、第21号を第22号とし、第20号の次に次の1号を加える。

「(21) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の2に規定する基幹相談支援センターの設置、管理及び運営に関すること。」を追加するものであります。

附則といたしまして、この規約は、千葉県知事の許可のあった日から施行するとしております。

基幹相談支援センターは、地域における相談支援体制の強化を図るため、障害者総合支援法に位置づけられ、市町村への設置が推奨されております。県内では、令和2年4月現在、16市3町1村で設置されております。山武郡市3市3町では、おのこの自治体が単独設置するのは財政的にも負担が大きく、総合的・専門的な相談支援に係る従事者の人材確保も困難であることから、3市3町で共同設置することにより、効率的かつ人材の確保や限られた財源を有効活用できるものとし、広域行政組合の共同処理事務に加えるものであります。今後、設立準備を進め、令和4年度の開設を目指しております。

以上、議案第9号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔総務課長 林 雅弘君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第10号について、企画空港課長。

〔企画空港課長 平山貴之君登壇〕

○企画空港課長（平山貴之君） それでは、議案第10号 指定管理者の指定について（集会所・共同利用施設）の補足説明をさせていただきます。

ピンクの表紙の議案つづり43ページをお開き願います。

議案第10号 指定管理者の指定について（集会所・共同利用施設）。

別紙のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月2日提出。

横芝光町長、佐藤晴彦。

指定管理者制度は、地方自治法の規定に基づき、地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理を委ねるもので、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間活力を導入し、住民サービスの向上や経費の削減を図るとと

もに、地域に密着した管理、運営を行うことを目的とするものであります。

このたび指定管理者を指定しようとするのは、公の施設の名称は、45ページから48ページに記載の集会所31施設と、49ページから50ページに記載の共同利用施設12施設でございます。

指定管理者となる団体の名称は、当該施設を利用する各地区とし、指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年間とするものであります。

本件施設に係る指定管理者の主な業務は、施設利用の許可及び施設設備の維持管理であり、施設の設置目的といたしましては、集会所につきましては、地域住民の文化の向上と福祉の増進を図るために、また共同利用施設につきましては、いわゆる騒防法の規定によりまして、騒音下住民の集会及び学習の用に供するために、それぞれ設置されたものでありまして、現在、地区の各種会議や行事などの会場として地域住民に広く利用されており、各地区の活動の拠点として活用されているものでございます。

これらのことから、今後とも地域コミュニティの活性化を図るためには、施設利用に対する地域住民の要望に柔軟に対応できる当該地区が管理することが最も効率的かつ効果的であると判断されるため、横芝光町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条第1項第1号の施設の設置の目的、性格、規模等により、公募に適さない場合として公募は行わず、令和3年1月8日から1月22日までの書面審査による横芝光町指定管理者選定委員会におきまして、基本的に従来から管理業務を委託しております各地区を引き続き指定管理者の候補者として選定したところでございます。

なお、48ページ、本町松本集会所につきましては、今まで本町第4区を指定管理者としていましたが、地元からの申出により、本町区を指定管理者の候補者として選定をしております。

以上で、議案第10号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

〔企画空港課長 平山貴之君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後1時40分とします。

（午後 1時32分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時40分）

○議長（鈴木克征君） 提案理由説明を続けます。

議案第11号について、財政課長。

〔財政課長 椎名雄一君登壇〕

○財政課長（椎名雄一君） 議案第11号 令和2年度横芝光町一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。

本日お配りいたしました別冊の一般会計補正予算書をご用意いたします。

令和2年度横芝光町一般会計補正予算（第7号）は、第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億3,054万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143億4,278万6,000円とし、第2条では、継続費の変更を目的に継続費補正を、第3条では、繰越明許費の追加を目的に繰越明許費補正を、第4条では、債務負担行為の追加を目的に債務負担行為補正を、第5条では、地方債の追加及び変更を目的に地方債補正を行おうとするものです。

次のページをお願いします。

2ページから5ページまでは、第1表歳入歳出予算補正です。内容につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。

6ページをお願いします。

第2表は継続費補正です。

5款1項農業費、農地事務費の農業振興地域整備計画策定業務と、7款4項都市計画費、都市計画策定事業の都市計画マスタープラン見直し業務につきまして、契約実績により総額及び年割額を補正するものです。

第3表は繰越明許費補正です。

本補正予算において、追加設定するのは23事業です。

繰越しの理由は、2款1項総務管理費のタクシー事業者向け感染症対策支援事業は、令和2年度国3次補正予算で増額された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業採択を待って執行するもので、補助金の交付決定の遅れによるものです。

次の戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳事業は、新型コロナウイルスの影響による戸籍情報システム等の改修作業の遅れによるものです。

3款民生費から9款教育費までの各事業につきましても、7款土木費の2事業を除き、いずれも臨時交付金など国の事業採択を受け執行するもので、補助金交付決定の遅れなどによ

り、年度内の完了が見込めないことによるものです。

なお、7款2項道路橋りょう費の町道I-8号線道路改良事業（横芝地先）は、千葉県発注工事に係る町負担金で、設計変更による改良工事の遅れによるもの、次の町道I-10号線道路改良事業（宮川地先）は、用地取得に当たり、移転先の農地転用手続等に不測の日数を要し、年度内に所有権移転等の完了が困難なことから、翌年度へ繰り越すものです。

8ページをお願いします。

第4表は債務負担行為補正です。

ちば電子調達システムサービス使用料は、入札事務に係るシステムの使用料で、令和3年度から令和6年度までの期間、限度額744万5,000円で、債務負担行為を追加するものです。

第5表は地方債補正です。

1、追加の減収補てん債は、新型コロナウイルス感染症の影響による地方税等の減収を補うため、4,690万円の地方債を追加するもので、起債の方法は普通貸借または証券発行により、利率は年5%以内、償還の方法は記載のとおりです。

次の2、変更は、地方債の借入れを予定しておりました6事業につきまして、事業費の見込みが立ったことから限度額を減額補正しようとするもので、いずれも起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。内容につきましては、歳入の22款町債で申し上げます。

9ページから11ページまでは、事項別明細書の総括ですので、後ほどご確認をお願いします。

12ページをお願いします。

初めに、歳入です。

1款2項1目固定資産税は、決算見込みによる減額調整です。

2款地方譲与税の1項地方揮発油譲与税と2項自動車重量譲与税は、決算見込みによる減額調整で、3項森林環境譲与税は、倒木被害が増加していることから、森林整備を促進するため増額されることとなったもので、実績見込みによる増額です。

9款環境性能割交付金は、県通知等に基づく減額調整。

10款地方特例交付金は、交付決定に基づく増額、11款地方交付税は、普通交付税の交付決定による増額です。

13款2項1目民生費負担金の保育所入所児童保護者負担金は、入所児童数の減少、次のページの児童クラブ利用者負担金は、利用者数の減少など、実績見込みによる減額です。

2目教育費負担金の減額は、町民会館空気調和設備機能回復工事負担金の確定によるもの

です。

14款1項5目教育使用料は、2節社会教育使用料の町民会館使用料が、空気調和設備機能回復工事に伴い休館したことによる減、3節社会体育使用料は、新型コロナウイルス対策として、各施設の貸出しを中止したことにより使用が減ったことなどから減額するものです。

14款2項1目総務手数料は、評価証明書等の発行件数の増加による税務証明及び閲覧手数料の増額、2目民生手数料は、軽度生活援助事業におけるヘルパー派遣の利用実績の見込みによる減額、3目衛生手数料は、新型コロナウイルス対策により、狂犬病予防注射の集合注射を中止したことから、狂犬病予防注射済票交付手数料が減額となるものです。

15款1項1目民生費国庫負担金は、それぞれ交付決定や実績見込みによる計上です。

15款2項1目総務費国庫補助金は、実績により、1つ目の地方創生推進交付金と、次の特別定額給付金給付補助金が減額となる一方、次の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかな事業を実施できるよう、国の令和2年度新型コロナウイルス感染症対策予備費や3次補正予算で増額されたもので、当町への交付限度額である1億6,154万2,000円のうち、本補正予算に計上し、実施する事業分として、7,728万1,000円を増額計上しました。

2目民生費国庫補助金は、1節社会福祉費補助金のうち地域生活支援事業統合補助金は、交付見込みにより増額、14ページに移りまして、障害者総合支援事業費補助金は、システム改修に対する補助金の増額です。

2節児童福祉費補助金のうち、子ども・子育て支援交付金は、児童クラブと民間保育所などが行う新型コロナウイルス対策に係る消毒液や空気清浄機など衛生用品の購入のほか、消毒や清掃作業に伴う職員超過勤務手当等に対する交付金について、また延長保育事業や放課後児童健全育成事業などに対する補助金も拡充されたことに伴い、増額するものです。

次の子どものための教育・保育給付費交付金は、3歳未満児の国・県負担割合の変更等により増額、次の子育て世帯への臨時特別給付金補助金は、実績による減額、次の保育環境改善等事業補助金は、公立保育所と民間保育所における新型コロナウイルス対策としての消毒液や空気清浄機など衛生用品の購入に対する補助金で、国の3次補正予算により措置されたことから増額するものです。

3目衛生費国庫補助金と、次の4目土木費国庫補助金は、それぞれ交付決定や実績見込みによる調整です。

5目教育費国庫補助金は、就学援助費補助金と就学奨励費補助金が、実績見込みにより減額、学校保健特別対策事業費補助金は、新型コロナウイルス対策として、小中学校で使用する消毒液など衛生用品等の購入や、小学校の全自動製氷機の実績見込みによる増額で、国の3次補正予算により措置されたことから増額するものです。

なお、過日の議会議員全員協議会で、令和3年度予算で、各小学校に全自動製氷機を購入する旨、ご説明いたしました。本補助金の対象になることから、今補正予算に移し替えて計上しておりました。したがって、令和3年度予算には計上しておりませんので、訂正をさせていただきます。

補正予算の説明を続けます。

16款1項1目総務費県負担金と2目民生費県負担金につきましても、国庫負担金同様、いずれも交付決定や実績見込みによる調整です。

16款2項1目総務費県補助金は、住宅改築併行防音工事事業補助金等の実績見込みによる減額です。

次のページ、2目民生費県補助金の1節社会福祉費補助金は、いずれも実績見込みによる調整、2節児童福祉費補助金は、ひとり親家庭等医療費等補助金の実績見込みにより増額、次の子ども・子育て支援補助金は、児童クラブと民間保育所等が行う新型コロナウイルス対策に係る衛生用品などの購入等に対する補助金で、県3分の1補助分を増額するものです。

3目衛生費県補助金は、いずれの事業も実績見込みによる減額です。

4目農林水産業費県補助金は、下から5行目の担い手確保・経営強化支援事業補助金が、人・農地プランの中心経営体が行う機械整備等に対する補助で、国の3次補正予算により措置されたことから増額計上するものです。そのほかは、交付決定や実績見込みによる調整です。

6目土木費県補助金は、実績見込みによる調整です。

8目教育費県補助金のICTを活用した学習支援事業補助金は、家庭でのオンライン学習を進めるための学習支援ソフト導入に対する補助金で、補助率は2分の1で、全小中学校分の計上です。

16款3項1目総務費委託金は、国勢調査費の実績見込みによる減額です。

16ページをお願いします。

17款1項財産運用収入は、1目、2目ともに実績見込みによる調整です。

17款2項1目不動産売払収入は、ひかり工業団地内の町有地1,449平方メートルほか1件

の売払い、2目物品売払収入は、更新により不用となった消防車両2台の売払収入です。

19款1項2目後期高齢者医療特別会計繰入金は、精算による調整です。

19款2項1目財政調整基金繰入金は、年度末に向けて財源のめどが立ったことによる減額調整、4目教育振興基金繰入金は、奨学資金貸付金額の実績見込みによる減、6目地域振興基金繰入金は、新型コロナウイルス対策による町内1日清掃や海水浴場開設中止のほか、令和2年度充当事業の精査による調整、7目東日本大震災復興基金繰入金は、津波被災住宅再建支援事業の実績見込みによる減、8目公共施設総合管理基金繰入金は、役場本庁舎耐震補強工事の事業費確定及び町民会館空調機能回復工事の財源として、空港周辺対策交付金を活用することとしたことによる減額、10目ゆめ基金繰入金は、奨学資金給付金額の実績見込みによる減額、11目ふるさとまちづくり基金繰入金は、ホストタウン交流事業の実績見込み及びGIGAスクール構想環境整備事業に、地方創生臨時交付金を充当することとしたことなどにより減額するものです。

次のページ、21款3項1目奨学資金貸付金収入は、繰上げ返済があったことなどによる返還金の増です。

21款5項1目空港周辺対策交付金は、町長の施政方針にありましたとおり、2億円の増額に加え、東陽病院人間ドック控室増築に伴う普通交付金の増額分を見込んだものです。

21款7項1目雑入は、収入実績や交付決定など、決算見込みに立った調整です。

22款1項1目総務債は、町道4路線の道路改良事業に係る合併特例事業債で、実績見込みによる減額、2目農林水産業債は、県営基盤整備事業篠本新井地区負担金や県営かんがい排水事業両総南条支線地区負担金など、事業の進捗状況による町負担金の実績見込みにより公共事業等債を減額、3目土木債は、町道2路線の道路改良事業のほか、舗装・修繕事業に係る決算見込みにより、公共事業等債、公共施設等適正管理推進事業債、それぞれを減額、4目消防債は、小型動力ポンプ付積載車2台購入に係る施設整備事業債で、実績見込みによる減額、6目教育債は、小中学校におけるGIGAスクール構想環境整備事業に係る学校教育施設等整備事業債で、実績見込みによる減額。18ページをお願いします。7目減収補てん債は、新型コロナウイルスの影響による地方消費税交付金や、町たばこ税などの減収を補うため、追加計上するものです。

続いて、19ページ、歳出です。

なお、給与費関係につきましては、実績見込みによる調整ですので、各費目での説明は省略させていただきます。

また、本補正予算には、国の3次補正予算で増額された地方創生臨時交付金を活用した事業を計上しておりますが、この交付金活用事業には、説明欄の事業名の最後に（臨時交付金）と表示してありますので、ご承知おきください。

それでは、説明欄、黒丸の事業ごとにご説明申し上げます。

1款1項1目議会費の議員報酬は、実績見込みによる調整、議員研修事業は、新型コロナウイルスの影響により視察研修が中止になったことによる費用弁償等の減額、議会だより発行事業は、発行ページ数の実績見込みによる減額、議会調査活動費は、政務活動費の実績見込みによる減額です。

2款1項1目一般管理費の特別職給与費と一般職給与費は、実績見込みによる調整。20ページをお願いします。一般管理事務費は、会計年度任用職員給料の実績見込みによる減額です。

4目広報広聴費は、広報よこしばひかり発行事業で、広報紙印刷に係る契約実績による減額です。

5目財政管理費の財政管理事務費は、ふるさとまちづくり基金積立金の計上で、これはふるさと納税寄附金のうち、寄附目的が指定されていない寄附金の総額から、返礼品等に係る経費を差し引いた金額と町内建設会社からの寄附金1,000万円を今後の地域づくりに充てるため基金に積み立てるものです。

7目財産管理費の財産管理事務費は、公共施設の建設や大規模改修等に備え、公共施設総合管理基金に2億5,700万円を積み立てるもので、そのほかの各事業につきましては、契約実績など、実績見込みに立った減額を計上したものです。

次のページ、8目企画費は、企画調整事務費が、公共交通調査委託料の契約実績による減、生活路線バス運行事業は、廃止路線代替バス運行費補助金が、運行車両の変更により償却費が減少したことにより、補助額が減額となる一方、循環バス運行費補助金と横芝光号成田便運行費補助金につきましては、新型コロナウイルスの影響により、運賃収入が減ったことなどからそれぞれ増額、地方創生対策事業は、横芝光町まち・ひと・しごと創生会議の会議開催数の減により減額、横芝駅バリアフリー施設整備事業は、詳細設計に係る負担金について、現計予算では国負担がどうなるか不確定であったため、国負担分も含め、町予算に計上していたところ、国補助事業の採択が得られたということから、国3分の1負担分を減額するものです。

次の住宅取得奨励金交付事業は、実績見込みによる減額。22ページをお願いします。タク

シー事業者向け感染症対策支援事業は、新型コロナウイルスの長期化に伴い、再度タクシー事業者が行う感染症対策を支援するため、町乗合タクシー運行业務の受託事業者3社のうち、町内に営業所のある1社に対し20万円を、ほかの2社には各10万円を補助するものです。

9目地域安全対策費は、交通安全指導及び啓発事業で、指導員の年度途中の退任に伴い、報償費を減額、防犯指導及び啓発事業は、新型コロナウイルスの影響により、山武警察署管内防犯協会の事業を中止したことなどによる減額です。

11目空港対策費の空港対策事務費は、空調機設置補助金管理システム作成委託料の契約実績による減、航空機騒音障害防止対策事業は、実績見込みにより減額、騒音防止対策施設維持管理事業は、東陽病院人間ドック控室増築に係る空港周辺対策普通交付金の増額に伴う東陽病院事業会計繰出金の増額、民家防音家屋空気調和機器更新事業（第1種区域）から、次のページ、下から3つ目の騒音地区補助金（税軽減分）事業までの各事業につきましても、それぞれ実績見込みから減額、空港シャトルバス運行业務は、新型コロナウイルスの影響により運賃収入が減ったことから増額、空港人材育成事業は事業中止により減額。24ページをお願いします。航空機騒音対策空気調和機器設置事業につきましても、実績見込みによる減額です。

12目情報管理費は、令和3年度町職員の新規採用などに当たり、職員用パソコン端末が不足することから、予備機を含め10台を購入するものです。

14目特別定額給付金給付費と15目生活応援給付金給付費は、それぞれ給付実績による減額です。

次のページ、2款2項1目税務総務費は、一般職給与費の実績見込みによる調整、2目賦課徴収費は、資産税等計算事務費で、土地下落修正処理ソフト使用料の契約実績による減額です。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費は、一般職給与費の実績見込みによる調整。

2款5項2目委託統計調査費は、国勢調査費の実績による調整です。

26ページをお願いします。

3款1項1目社会福祉総務費の一般職給与費は、実績見込みによる調整、成年後見制度利用支援事業及び外出支援サービス事業は、いずれも実績見込みによる減額です。

2目老人福祉費は、全て決算見込みによる調整。次のページ、3目障害者福祉費の各事業は、決算見込みによる調整。28ページをお願いします。介護給付・訓練等給付事業は、サービス利用者等の増により増額、次の障害者自立支援特別対策事業は、障害者総合支援システ

ム改修委託料の追加計上による増です。

5目国民健康保険費及び6目後期高齢者医療費は、保険基盤安定繰出金などの交付決定に伴う増額のほか、実績見込みによる調整です。

7目介護保険費の一般職給与費は、実績見込みによる調整、認定調査費は、会計年度任用職員の勤務実績による調整です。

3款2項1目児童福祉総務費の町内児童等医療費等助成事業は、ひとり親家庭等医療費等助成の給付実績見込みによる増額、子ども・子育て支援交付金事業は、民間保育所などが新型コロナウイルス対策として行う消毒液や空気清浄機など衛生用品購入費のほか、消毒や清掃作業に伴う職員超過勤務手当の支給などに対し補助するもので、その内訳として、1つ目の地域子育て支援拠点事業補助金は、光町保育園が運営する子育て支援センター2か所に対し、1か所当たり30万円を上限として補助するもので、次の一時預かり事業補助金と病児保育事業補助金は、それぞれ光町保育園が行う一時預かり事業と病児保育事業に対し、1事業当たり30万円を上限として補助、次の延長保育事業補助金は、延長保育事業を行っている園に対する補助金です。なお、これらの補助金は、国の3次補正予算を受け実施するもので、負担割合は国・県・町それぞれ3分の1です。

2目児童措置費の児童手当給付事業と、次の子育て世帯への臨時特別交付金事業は、実績見込みによる減額。30ページをお願いします。子育て世帯応援給付金事業も実績による減額、次の新生児特別定額給付金事業は、1回目は7月補正予算に計上し、令和2年4月28日から7月14日までに生まれた児童の保護者等に対し、新生児1人当たり10万円の給付を行ったところですが、令和2年7月15日から本年4月1日までに生まれた児童の保護者等に対しても、給付金を支給するため増額計上するものです。

4目保育所費の町立保育所事務費は、消毒液など衛生用品の購入及び空気清浄機などの備品購入に係る経費をそれぞれ増額するものです。次の保育委託事業は、低年齢児の入所が当初見込みより少なかったことから減額、次の保育環境改善等補助事業は、民間保育所が新型コロナウイルス対策として行う消毒液や空気清浄機など衛生用品の購入に対し、各保育園の利用定員数に応じて補助するもので、光町保育園分園を除く5つの保育園に対しては、1園当たり50万円を上限として、光町保育園分園については40万円を上限として補助するもので、補助金の負担割合は国と町2分の1ずつです。

5目学童保育費の学童保育事務費は、児童クラブで使用する消毒液など衛生用品の購入及び空気清浄機などの備品購入に係る経費をそれぞれ増額するもので、負担割合は国・県・町

それぞれ3分の1となっています。

次のページ、4款1項1目保健衛生総務費の一般職給与費と子ども医療費助成事業は、実績見込みによる減額です。

2目予防費と3目健康づくり費も、実績見込みによる減額。

32ページをお願いします。

4目健康増進対策費も、実績見込みによる減額です。

6目環境衛生費の一般職給与費は、実績見込みによる調整、そのほかの各事業も、それぞれ実績見込みによる減額です。

次のページ、7目上水道費は、給水原価の確定により、八匠水道企業団と山武郡市広域水道企業団、それぞれの負担金が減額となったものです。

4款3項1目病院費の東陽病院事業会計繰出金は、空港周辺対策特別交付金を財源とし、全身用エックス線CT装置更新費用に係る繰出金を計上したものです。

5款1項1目農業委員会費は、いずれも実績見込みによる調整です。

3目農業振興費の水田農業構造改革対策事業は、事業費の実績見込みから減額。34ページをお願いします。このページの各事業も実績見込みによる減額で、1つ目の需給調整推進対策奨励事業は、需給調整の実績見込みにより、4つ下の農業振興会活動補助事業は、新型コロナウイルスの影響により各種事業が中止になったことによる減、次の農業次世代人材投資資金事業は、新規就農者がなかったことによる減額。次のページ、2つ目の担い手確保・経営強化支援事業は、国の3次補正予算を受け実施するもので、人・農地プランの中心経営体の機械整備等に対する補助金を追加計上するもので、増額ですが、そのほかの事業につきましては、実績見込みによる減額です。

5目農地費の農地事務費は、農業振興地域整備計画策定業務委託の契約実績による減額、次の県営基盤整備事業は、篠本新井地区負担金が事業費の確定により減、農業経営高度化支援事業補助金は、交付決定による減額です。次の県営土地改良負担金事業は、事業費の確定による減額。36ページをお願いします。大布川排水機場管理事業も、事業費の確定による減額です。

6目農道整備事業費の広域営農団地農道整備事業は、広域農道事業に係る国庫補助金の決定に伴う町負担金の減額計上です。

5款2項1目林業振興費は、森林環境譲与税が増額となったことから、今後の森林整備に充てるため、森林環境基金に積立てを行うものです。

6款1項1目商工振興費の中小企業振興資金利子補給事業は、実績見込みにより減額、次の中小企業支援金事業は、新型コロナウイルスの影響を大きく受けている町内事業者を支援する事業で、国の持続化給付金の受給者に一律10万円を上乗せ補助する中小企業支援金を申請件数の増加により500万円増額する一方、中小企業事業継続応援金は、実績見込みにより減額です。

次のプレミアム付応援チケット発行事業は、1回目は7月補正予算に計上し、飲食店や観光事業者の事業継続を応援するため、商工会が実施するプレミアム付応援チケットの発行に対し補助したのですが、新型コロナウイルス感染症の長期化の影響により、経営が悪化している飲食店の事業継続を下支えすることを目的として、事業に参加する店舗の対象を町内の飲食店営業許可取得店舗に拡大した上で、再度実施するため計上したものです。プレミアムの内容は、前回同様、3,000円のチケットを2,000円で購入できるというもので、プレミアム分の1,000円に臨時交付金を充て、補助を行います。

次の小規模事業者支援事業の小規模事業者ステップアップサポート補助金につきましても、1回目は7月補正予算に計上し、小規模事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために行う店舗改装や販路開拓など、持続化に向けた取り組みを補助するもので、国の持続化補助金の対象者に、町独自に令和3年3月19日を期限として上乗せ支援する事業でしたが、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、応募事業者が増えていることなどから、町の補助期限を令和3年度末まで延長することとし、計上したものです。補助の内容は、国の補助対象経費の6分の1ないし8分の1以内を補助するもので、1件当たりの補助限度額は25万円、対象事業所数を20件と想定し、計上しました。

次の法人応援給付金事業は、新型コロナウイルス対策と経済活動の両立の中で、町内に事業所のある法人の事業継続を支援するため、臨時交付金を活用し、一律2万円を給付しようとするものです。予算の内容といたしましては、通信運搬費は制度周知等に係る郵送料、手数料は給付金の口座振込手数料、法人応援給付金は対象法人数を580社と見込み、計上したものです。

2目観光費の海水浴場開設事業は、海水浴場を開設しなかったことによる開設経費の減額、観光復興支援事業の観光施設衛生対策事業補助金は、1回目は7月補正予算に計上し、町内の宿泊施設15施設が行う新型コロナウイルス対策への取り組みに対し、令和2年7月から本年3月までの宿泊者実績により、衛生対策助成金を給付することとしましたが、この1回目分につきまして、実績見込みにより増額するとともに、さらに支援を令和3年度末まで継続

することとし、基本助成金を1施設当たり、宿泊を主たる営業とする13施設は10万円、それ以外の2施設は5万円、宿泊加算金を宿泊者1人につき100円、さらに宿泊施設のPR事業費に対する補助を合わせて補助金を交付するため、増額計上するものです。

次の観光案内感染対策事業補助金は、観光案内所や各種イベントなどに来られた方の発熱の有無を確認し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、横芝光町観光まちづくり協会が購入する非接触型検温カメラ3台の購入費用に対し、臨時交付金を活用し、補助するものです。

38ページをお願いします。

7款2項3目道路新設改良費の一般職給与費は、実績見込みによる調整、次の舗装修繕事業から40ページにかけての各道路改良事業は、国庫補助金の減額に伴う減や、契約実績などによる調整です。

40ページをお願いします。

7款4項1目都市計画総務費の一般職給与費は、実績見込みによる調整、次の都市計画策定事業は、都市計画マスタープラン見直し業務委託の契約実績による減額です。

7款5項1目住宅管理費は、各事業の実績見込みによる減額。

次のページ、8款1項2目非常備消防費の消防団活動費は、消防団員登録者数の確定による団員報酬の減額のほか、報償金と費用弁償は、新型コロナウイルス対策により、町操法大会など各種事業を中止したことによる減額、消耗品費は、消防団員安全装備品整備等助成金の不採択に伴い、消防団員基準装備品の購入費を減額、消防施設整備事業の修繕料は、第2分団第1部消防機庫の雨漏り修繕を行うため、増額計上です。

3目消防施設費は、小型動力ポンプ付積載車2台の購入に係る施設整備事業債の減額に伴う財源振替です。

4目災害対策費の避難所環境整備事業は、段ボールベッド購入に係る契約実績による減額です。

42ページをお願いします。

9款1項2目事務局費の特別職給与費と一般職給与費は、実績見込みによる調整、次の事務局事務費は、学校教育バス賃借料が実績見込みによる減、教育振興基金積立金は、奨学資金貸付返還金の増に伴い増額です。次の健康検査事業は、学校医が使用するフェースシールドや使い捨てビニール手袋の購入に係る消耗品費の計上で、次のページ、2つ目のスクールバス運行事業は、バス車内で使用する消毒液の購入に係る消耗品費の計上で、両事業とも、

新型コロナウイルス対策として、国の3次補正予算を受け実施するもので、負担割合は国・町2分の1ずつです。そのほかの各事業は、実績見込み等に基づき減額するものです。

9款2項1目学校管理費は、横芝小学校管理事業で、新型コロナウイルス対策として、学校内で使用する消毒液など衛生用品の購入に係る消耗品費と、熱中症対応などに利用する全自動製氷機の購入に係る備品購入費を計上。これは国の3次補正予算を受け実施するもので、負担割合は国と町2分の1ずつです。次の上塚小学校管理事業から白浜小学校管理事業までにつきましても、同内容での計上です。次の横芝小学校改築準備事業は、契約実績などによる減額です。

44ページをお願いします。

2目教育振興費は、契約実績などによる減額です。

9款3項1目学校管理費の中学校施設維持管理事業は、委託料が光中学校多目的教室飛散防止フィルム貼り替え工事設計監理業務委託料の契約実績により減額、工事請負費は、光中学校空調室外機の修理に係る施設営繕工事費の計上により増額です。次の横芝中学校管理事業と光中学校管理事業は、新型コロナウイルス対策として、学校内で使用する消毒液など衛生用品の購入に係る消耗品費を計上。これは小学校同様、国の3次補正予算を受け実施するもので、負担割合は国と町2分の1ずつです。

2目教育振興費は、事業実績と契約実績による減額です。

次のページ、9款4項1目社会教育総務費と2目公民館費は、実績見込みによる減額、3目共同利用施設費は、契約実績による減額です。

4目図書館費の一般職給与費は、実績見込みによる調整、次の図書館一般設備維持管理事業は、実績見込みと契約実績による減額、次の図書館感染防止対策事業は、新型コロナウイルス対策として、館内で使用するオゾン発生機など衛生用品を購入するため、計上したものです。

46ページをお願いします。

9款5項1目保健体育総務費と2目体育施設費は、いずれの事業も契約実績と実績見込みによる減額です。

11款1項公債費は、本年度の償還額の決定による調整です。

48ページ以降、給与費明細書など、参考資料の説明は割愛させていただきますので、後ほどご確認をお願いいたします。

以上、議案第11号 令和2年度横芝光町一般会計補正予算（第7号）の説明とさせていた

できます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔財政課長 椎名雄一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第12号について、住民課長。

〔住民課長 川嶋 修君登壇〕

○住民課長（川嶋 修君） 議案第12号 令和2年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

資料につきましては、別冊の議案第12号の補正予算書をお願いいたします。

1ページをご覧ください。

このたびの補正予算は、第1条で定めましたように、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,596万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億6,407万1,000円とするものでございます。

2ページから3ページは、第1表歳入歳出予算補正でございます。内容は事項別明細書によりご説明させていただきますので、ここでは記載事項の確認をお願いいたします。

それでは、事項別明細書によりご説明申し上げます。

6ページをご覧ください。

歳入からご説明申し上げます。

5款国庫支出金は、1項1目災害臨時特例補助金で145万7,000円の増額で、国保年税額の特例措置で、新型コロナウイルス感染症対策分になります。

6款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金ですが、1節の普通交付金が1億428万円の減額です。これは、歳出で保険給付費の減額と令和元年分の精算によるものであります。2節の特別交付金は、説明欄のとおり、保険者努力支援分が交付決定により、171万9,000円の減額です。特別調整交付金分は1,223万8,000円の増額、県繰入金が99万9,000円の増額です。それぞれ交付見込みによるもので、東陽病院へ繰り出しいたします。特定健康診査等負担金につきましては、交付決定により191万5,000円減額となるものでございます。それらを合わせまして、6款県支出金全体では、9,467万7,000円の減額でございます。

7款1項財産運用収入、財政調整基金利子で、令和元年度に積立てした2,896万2,000円に対する預金利息3,000円であります。

8款1項1目一般会計繰入金については、決算見込みや交付決定などにより、1節保険基盤安定繰入金で385万8,000円の増額、2節保険基盤安定繰入金で62万5,000円の増額でございます。5節の財政安定化支援事業繰入金は、交付見込みにより、850万5,000円の増額でござ

ございます。これらを合わせまして、全体で1,298万8,000円を増額するものでございます。

次に、9款1項1目前年度繰越金については、1,276万円の増額です。前年度繰越金留保分から計上するものでございます。

7ページをお願いいたします。

次に、10款諸収入、4項雑入ですが、1目一般被保険者第三者納付金は、実績見込みにより43万1,000円を増額、3目一般被保険者返納金についても、医療機関の返還金などの実績見込みにより107万8,000円を増額とし、合わせて150万9,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費1億円の減額につきましては、実績見込みによる減額で、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えによるものです。3目一般被保険者療養費は、260万円の増額とし、合わせて9,740万円の減額とするものです。

3款国民健康保険事業費納付金は、保険基盤安定繰入金などの決定に伴う財源振替です。

5款1項保健事業費の1目保健衛生普及費は、レセプト点検委託料の契約単価が確定したことなどから30万9,000円の減額、2目疾病予防費、特定健康診査受診率向上事業は、事業実績により311万円の減額でございます。

9ページをお願いいたします。

5款2項特定健康診査等事業費は、県の交付金の決定に伴う財源振替です。

5款3項特定保健指導事業費770万6,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業を縮小したためであります。

6款基金積立金、1項1目財政調整基金積立金ですが、財政運営のさらなる健全化を図るため、決算見込みの余剰金2,810万5,000円を積立て予定といたしました。

8款3項繰出金、2目直営診療施設勘定繰出金については、歳入の6款1項県補助金でご説明いたしました特別調整交付金及び県繰入金で、国保会計で受入れをして、東陽病院へ繰り出しするものであります。東陽病院の医師の確保支援や診療施設整備事業等に対して交付されるもので、1,446万円を増額計上するものでございます。

以上、令和2年度国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出ともに6,596万円の減額補正でございます。

以上で、議案第12号の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜ります

よう、よろしくお願ひ申し上げます。

〔住民課長 川嶋 修君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第13号について、住民課長。

〔住民課長 川嶋 修君登壇〕

○住民課長（川嶋 修君） 議案第13号 令和2年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

資料につきましては、別冊の議案第13号の補正予算書をお願いいたします。

1ページをご覧ください。

このたびの補正予算は、第1条で定めましたように、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,445万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,200万7,000円とするものでございます。

2ページから3ページは、第1表歳入歳出予算補正でございます。内容は事項別明細書によりご説明させていただきますので、ここでは記載事項の確認をお願いいたします。

歳入からご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

初めに、5款繰入金、1項1目一般会計繰入金については、2節の保険基盤安定繰入金は、県からの交付決定通知により126万6,000円を増額となります。

次に、6款繰越金、1項1目繰越金1,319万1,000円につきましては、前年度における収支差額の発生による今年度への繰越分でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金であります。保険料納付金が1,224万7,000円を増額、保険基盤安定納付金は決定通知に基づき126万6,000円を増額するもので、合わせまして1,351万3,000円を増額するものでございます。

次に、4款諸支出金、2項1目他会計繰出金であります。これにつきましては、前年度事務費繰入金の精算で94万4,000円を増額です。歳入6款の前年度繰越金を財源としております。

以上、令和2年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出ともに1,445万7,000円を増額補正でございます。

以上で、議案第13号の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜ります

よう、よろしくお願ひ申し上げます。

〔住民課長 川嶋 修君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後2時50分とします。

（午後 2時36分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時49分）

○議長（鈴木克征君） 提案理由説明を続けます。

議案第14号について、福祉課長。

〔福祉課長 向後和彦君登壇〕

○福祉課長（向後和彦君） 議案14号 令和2年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第4号）の補足説明をさせていただきます。

別冊の介護保険特別会計補正予算（第4号）議案つづりとなりますのでご用意をお願いいたします。

補正予算書の1ページをご覧ください。

この度の補正予算は、第1条で定めましたように、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,088万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億4,380万3,000円とするものでございます。

主な内容といたしましては、保険給付費及び地域支援事業費の実績見込みによる調整とこれに伴う国、県、社会保険診療報酬支払基金からの定率による義務的負担金及び基金繰入金等を補正するものであります。2ページ、3ページの第1表は歳入歳出予算補正の款項別の表になります。また、4ページ、5ページは事項別明細書の総括になりますので後ほどご覧ください。

それでは6ページをお願いいたします。

歳入からご説明いたします。

2款使用料及び手数料は、包括的支援事業、任意事業手数料で高齢者配食サービス事業での利用者の費用負担分であり、利用回数の減により5万9,000円を減額するものです。

3款国庫支出金です。全体では1,432万9,000円の減額となります。

内訳につきましては、1項1目介護給付費負担金は2,902万9,000円の減額、2項1目調整交付金は820万円の増額で、ともに交付見込み額に基づくものでございます。

5目保険者機能強化推進交付金は、交付決定により134万円の増額、また、6目介護保険保険者努力支援交付金は、令和元年度に新設され、今年度から交付される交付金で493万円の増額となります。

10目介護保険災害臨時特例補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方に対し保険料の減免を行った場合に国から交付される補助金で23万円の増額です。

4款支払基金交付金の3,951万3,000円の減額、5款県支出金の2,580万9,000円の減額は、介護給付費の交付金と負担金であり、ともに交付見込み額に基づくものでございます。

6款財産収入は、介護給付費準備基金利子で1万円の増額となります。

7ページをご覧ください。

8款繰入金は、介護給付費準備基金繰入金で各種事業の実績見込み額に対して介護給付費準備基金の取崩し額が確定したことにより5,000万円を減額するものです。今年度は4,700万円を取り崩すこととなります。

9款繰越金の1億1,455万4,000円の増額は、前年度の給付費等精算後の残高を全額繰越金として繰り入れるものであります。

11款諸収入は、第三者納付金で426万2,000円の増額で交通事故等の第三者行為による求償実績で国民健康保険団体連合会から納付されるものであります。

続きまして8ページをご覧ください。

歳出について説明いたします。

2款保険給付費1項1目介護サービス給付費は、2,126万4,000円の減額であります。居宅介護サービス給付費と地域密着型介護サービス給付費につきましては、予算額第7期介護保険事業計画の推計費を下回ったため、それぞれ1,000万円と1,372万1,000円を減額、居宅介護サービス計画給付費、いわゆるケアプランの作成につきましては要介護認定者数の増加に伴い245万7,000円の増額となります。

2項1目介護予防サービス給付費は328万7,000円の増額で、要支援者認定者数の増加に伴いサービス利用者が増えたもので、介護予防サービス給付費では252万2,000円の増額、介護予防サービス計画給付費では76万5,000円の増額となります。

3項1目審査支払手数料は、財源振替です。

4項1目高額介護サービス費につきましては、要介護認定者の増加に伴い給付が伸びてい

るため511万円の増額となります。サービス利用の実績見込みの伸び及び多様化により1人当たりのサービス料が増えたこと、また、所得に応じた負担限度額を超えて負担した利用料について超過した部分の利用料を還付するとされていますため、高額介護サービス費の増額補正が必要となりました。

9ページになります。

5項1目高額医療合算介護サービス費、2目高額医療合算介護予防サービス費につきましては、財源振替です。

7項1目特定入所者介護サービス費582万1,000円につきましては、要介護認定者の増加に伴いサービス利用の実績見込みが増えたことにより増額補正が必要となりました。

7項3目特定入所者介護予防サービス費は、財源振替です。

2款保険給付費全体の補正額としましては704万6,000円の減額となります。

続きまして、4款基金積立金につきましては、介護給付費準備基金積立金の当該年度分の利息が確定したことにより1万円を増額し、基金へ積み立てるものであります。令和2年度末基金残高は2億1,034万4,000円となります。

5款地域支援事業費1項1目介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、通所型サービスB補助金の減額でありまして、今年度から新規事業として開始したところではあります。新型コロナウイルス感染症の影響により19万円の減額となります。

10ページをお願いいたします。

2項1目一般介護予防事業費は、296万3,000円を減額するものです。報償金52万円の減額、運動機能向上業務委託料138万9,000円の減額、介護予防運動教室委託料47万3,000円の減額、介護予防事業看護師等委託料58万1,000円の減額で、これらは新型コロナウイルス感染症の影響によるものでございます。

3項1目包括的支援事業は、財源振替、2目任意事業69万5,000円の減額は、高齢者配食サービス事業委託料で利用回数の減によるものです。

以上をもちまして、令和2年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第4号）の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔福祉課長 向後和彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第15号について、食肉センター所長。

〔食肉センター所長 佐久間真一君登壇〕

○食肉センター所長（佐久間真一君） 議案第15号 令和2年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第3号）の詳細についてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書議案第15号の1ページをご覧ください。

このたびの補正予算は、第1条に定めましたとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,913万6,000円とするものであります。詳細につきましては事項別明細書で説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

初めに、歳入でございます。

2款2項1目食肉処理施設衛生補助金49万円の減額は、家畜伝染病予防の設備として車両を消毒する動力噴霧器1台、解体設備を洗浄する高圧洗浄機1台について補助申請したところですが、補助金交付の決定については動力噴霧機のみのものであったことから、高圧洗浄機に係る補助金額分を減額するものであります。

3款1項1目利子及び配当金は、財政調整基金利子4,000円を追加し5,000円とするものでございます。

4款1項1目繰越金は、歳出補正予算の財源調整のための補正として前年度繰越金に87万2,000円を増額し1,341万円とするものであります。

次に、歳出でございます。

7ページをご覧ください。

1款1項1目一般管理費は、136万2,000円を増額し8,625万9,000円とするもので、令和元年度分の消費税、地方消費税額が確定し、確定納付額四半期ごとの中間納付額に不足が生じたため増額するものでございます。

2款1項1目施設管理費は、補助金を受けられませんでした高圧洗浄機1台分98万1,000円を減額し9,047万1,000円とするものであります。

4款1項1目積立金は、財政調整基金利子に5,000円を追加し6,000円とするものであります。

以上で、議案第15号の詳細説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔食肉センター所長 佐久間真一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第16号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 渡邊 奨君登壇〕

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） 議案第16号 令和2年度横芝光町病院事業会計補正予算（第5号）の補足説明をさせていただきます。資料につきましては別冊の病院事業会計補正予算書をお願いいたします。

1 ページでございますが、第1条は、総則、第2条は、業務の予定量の補正で、4号の主な建設改良事業費の病院改築事業費、補正前の額6,457万円を5,641万円減額し合計を816万円に、資産購入費、補正前の額8,704万2,000円を971万6,000円減額し合計を7,732万6,000円とするものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額の補正で、収入の1款3項医業外収益、補正前の額5億6,418万9,000円に1,287万6,000円を補正し合計を5億7,706万5,000円とするものでございます。

支出では、1款1項医業費用で、補正前の額16億1,473万4,000円に700万円を補正し合計を16億2,173万4,000円とするものでございます。

2 ページをお願いします。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額の補正で、収入の1款1項企業債は、補正前の額1億2,940万円を1億1,690万円減額し合計を1,250万円に、第3項補助金では、補正前の額866万7,000円に4,799万3,000円を補正し合計を5,666万円とするものでございます。

支出では、1款1項建設改良費で、補正前の額1億5,601万8,000円を6,612万6,000円減額し合計を8,989万2,000円とするものでございます。

なお、この補正により財源として使用する過年度分損益勘定留保資金の額を3,920万円から4,198万1,000円に改めるものでございます。

次に3 ページをお願いいたします。

第5条は、企業債の補正で、医療機器整備事業に係る借入れの限度額を7,000万円から1,250万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

次の非常用発電装置につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により設計業務の委託期間の延長が必要となり、業務完了は令和3年1月29日となったため計画を改め増設工事の実施年度を変更することから起債の借入れを行わないこととし、かかる借入れの限度額を5,940万円から0円に変更するものでございます。

続いて、第6条は、たな卸資産購入限度額の補正で、化学療法の増加により抗がん剤の使用が増え、たな卸資産に属する医薬品の購入額に不足が生じる見込みとなったため、限度額

を6,799万8,000円から7,569万8,000円に改めるものでございます。

それでは、詳細についてご説明いたします。

5ページの補正予算説明書をお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入でございますが、1款3項2目の補助金は1,281万6,000円の補正で、国民健康保険調整交付金等の交付見込み額を計上いたしました。国民健康保険特別調整交付金の医師等の確保支援事業分は看護師の確保に係る費用で上限の100万円、救急患者受入体制支援事業分は、夜間、休日のパート医師の当直費用分で基準額の3分の2の346万6,000円、国民健康保険調整交付金の災害等診療施設の復旧分は令和元年台風15号により被害を受けた看護住宅等の修繕費184万8,000円、国保診療施設運営費分は病床規模別の額で100万円でございます。

次の医療提供体制設備整備交付金100万1,000円は、保険情報等のオンライン資格確認事業の整備に係る当該交付金の補助率が2分の1から10分の10に変更されたことに伴い計上したもので、合計を上限額の200万2,000円とするものでございます。

次の、発熱外来診療体制確保支援補助金は、国庫補助で発熱外来の想定患者数に受入れ患者数が満たなかった場合、不足する患者数に対し1人当たり1万3,447円が交付されるもので、発熱外来の指定を受け診療を開始した令和2年11月4日から令和3年3月31日までの実績見込みにより450万1,000円を計上したものでございます。

続いて、3目の負担金交付金は6万円の補正で、一般会計繰入金成田国際空港株式会社交付金は、昨年度増設した現在感染症診察室として使用している人間ドック待合室に係る成田国際空港周辺対策交付金の償還金相当分でございます。

6ページをお願いします。

支出でございますが、1款1項2目の材料費は700万円の補正で、1節薬品費の薬品は抗がん剤の使用が増えたことによる増分を計上いたしました。

次に、資本的収入及び支出の収入でございますが、1款1項1目の企業債は1億1,690万円の減額で、医療機器整備事業の5,750万円の減は、超音波画像診断装置、電動型昇降浴槽、多項目自動血球分析装置、人工呼吸器、全身用X線CT装置の5点の医療機器の更新に係る財源として企業債7,000万円を見込んでおりましたが、更新計画の見直し及び購入契約額の決定並びに国民健康保険調整交付金に加え成田空港周辺対策特別交付金の交付が見込まれることから、起債対象を電動型昇降浴槽、多項目自動血球分析装置及び人工呼吸器の3点とし減額するものでございます。

2項1目の国県補助金は734万8,000円の補正で、国民健康保険調整交付金等の交付見込み額を計上いたしました。国民健康保険調整交付金の直営診療施設整備分715万円は、医療機器の更新に係る費用の上限額の3分の1で全身用X線CT装置分440万円、多項目自動血球分析装置と人工呼吸器分で275万円でございます。

次の新型コロナウイルス感染症対策事業補助金の医療機関設備整備補助事業分は、発熱外来の指定を受けた医療機関における設備整備に対する千葉県の補助金で、感染対策防止としてCT室に設置したヘパフィルター付パーティション1台分の購入額が交付対象となることから交付予定額を計上いたしました。

2目その他補助金は4,064万5,000円の補正で、成田空港周辺対策特別交付金の一般会計特定財源分は全身用X線CT装置の更新に係る費用で、国民健康保険調整交付金440万円を除いた額が成田空港周辺対策特別交付金の交付対象となることから交付予定額を計上いたしました。

続いて、7ページ、支出の1款1項1目病院改築事業費は5,641万円の減額で、非常用発電装置整備に係る設計業務が新型コロナウイルス感染症の影響によりテレワークや施設の確認などで時間を要することとなり、当初最長4か月と想定していましたが、令和2年6月1日から令和3年1月29日までの約8か月となったことによる工事实施計画の変更に伴うもので、1節委託費の非常用発電装置設計監理委託141万円の減額は、設計から工事監理業務までの委託を予定しておりましたが、設計業務のみの委託契約となったため監理業務分を減額するものでございます。

2節工事請負費の非常用発電装置整備工事5,500万円の減額は、工事实施が2年度中に見込めなくなったことから減額するものでございます。

2目資産購入費は971万6,000円の減額で、超音波画像診断装置800万円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により患者数が減少していることから更新計画を見直し、本年度の購入を見合わせたものでございます。

次の電動型昇降浴槽96万8,000円の減額並びに多項目自動血球分析装置74万8,000円の減額は、それぞれ購入額の決定に伴うものでございます。

以上で議案第16号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔東陽病院事務長 渡邊 奨君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第17号について、財政課長。

〔財政課長 椎名雄一君登壇〕

○財政課長（椎名雄一君） 議案第17号 令和3年度横芝光町一般会計予算についてご説明申し上げます。

令和3年度横芝光町一般会計の予算総額は歳入歳出それぞれ117億円と定めるものです。本日は、資料1、令和3年度一般会計当初予算案の概要によりご説明させていただきますのでご準備をお願いいたします。

なお、過日の議会議員全員協議会での説明と重複する部分もありますがご了承願います。それでは資料の3ページをお願いします。

こちらの表は、歳入の令和3年度と令和2年度の当初予算額比較表です。増減額の大きい款を中心にその要因をご説明申し上げます。

初めに、1款町税は、1億2,381万4,000円の減額です。主な減額要因は、個人町民税が個人所得の落ち込みを見込んだことなどにより減額、法人町民税は税率引き下げの影響と法人所得の落ち込みを見込んだことにより減額、固定資産税は評価替えと新型コロナウイルス感染症に係る軽減措置による減額、軽自動車税は新型コロナウイルス感染症に伴う環境性能割臨時的軽減の延長や登録台数の減少による減です。なお、町たばこ税につきましては、売上本数の減少見込みによる減額要因はあるものの税率改正の影響を見込んだことにより増額計上となりました。

7款地方消費税交付金は、現在の消費動向や県の試算を参考に計上した結果2,940万円の減額となりました。

10款地方特例交付金は、3,760万円の増額となりました。増額となった主な要因は、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が令和3年度限りで交付されることとなったもので、この交付金は新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業、小規模事業者に対する固定資産税軽減措置による減収を補填するため交付されるものです。

11款地方交付税は、普通交付税の増を見込み7,000万円の増額です。

13款分担金及び負担金は1,848万8,000円の減額で、令和2年度の予算には計上のあった町民会館空気調和設備機能回復工事へのNAA負担金が工事終了によりなくなったことが主な減額要因です。

15款国庫支出金は1億2,275万7,000円の増額で、これは新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金と新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金、合わせて9,740万

8,000円を計上したこと、また、民間保育所の空調室外機交換工事に対する国庫補助金1,653万7,000円を新規計上したことなどによります。

16款県支出金は4,402万3,000円の減額で、大きく減額となったのは農林水産業費県補助金の農業経営高度化支援事業補助金が2,319万円の減、土木費県補助金の被災住宅修繕緊急支援事業補助金が事業終了により3,516万円の減、総務費委託金の国勢調査委託金が調査終了により1,051万7,000円の減などです。

18款寄附金は2,500万1,000円の増額で、これは個人からのふるさと納税につきまして令和2年度の実績見込みに伸びをプラスし2,500万円増額を見込んだほか、新たに企業版ふるさと納税に取り組むこととし、存目的に1,000円を計上したものです。

21款諸収入は7億5,150万6,000円の大幅増で、これは空港周辺対策交付金につきまして前年度当初予算比で7億5,000万円増の12億円と見込み計上したことが主な要因です。

22款町債は5億1,240万円の増額で、増額の大きかった町債を3つ申し上げます。

1つ目は、公共施設等除却事業債で新規計上により2億2,300万円の皆増です。この地方債は旧横芝行政センターほか解体工事の工事費と監理委託料に充てるものです。

2つ目、防災基盤整備事業債の緊急防災・減債事業債も新規計上により5,010万円の皆増です。この地方債は文化会館及び町民会館の非常電源接続盤設置工事の工事費と監理委託料に充てるものです。

最後に、臨時財政対策債が1億9,900万円の増、臨時財政対策債は後年度全額が交付税算入されるもので、国の令和3年度地方財政計画などを参考に増額計上したものです。

8ページをお願いします。

歳出につきまして目的別にご説明申し上げます。

1款議会費は、議員報酬及び一般職給与費の減により減額となりました。

2款総務費は大幅増で、大きく増額となった事業を申し上げますと、一般職給与費が人員配置の変更により1,198万7,000円の増、ふるさと納税推進事業がふるさと納税寄附額の増額見込みに伴い1,027万5,000円の増、その他財産管理臨時事業が旧横芝行政センターほか解体工事費の計上により2億5,649万9,000円の増、企画調整事務費が地域公共交通計画の策定に伴い759万5,000円の増、総合計画策定事業が後期基本計画の策定に伴い746万7,000円の増、居住地整備計画策定事業が新規事業で1,619万9,000円の増、この計画は土地利用ビジョンの重点戦略である新たな居住地を整備するため策定するものです。また、空港対策費は航空機騒音障害防止対策事業や民家防音家屋空調施設維持管理補助事業、騒音地区補助金税軽減分

事業などが大幅増となったほか、航空機騒音対策空気調和機器設置事業などの計上により2億5,847万2,000円増額となりました。

3款民生費も増額で、増額の主な要因は、介護給付・訓練等給付事業が障害福祉サービスの利用者、利用日数の増により1,401万6,000円の増、障害児通所支援事業がサービス利用日数の増により1,316万6,000円増額となることです。

4款衛生費は大幅増で、これは新型コロナウイルスワクチン接種事業として9,740万8,000円を計上したこと、一般廃棄物処理負担金事業が山武郡市環境衛生組合負担金の大幅増により5,976万3,000円増額となったこと、東陽病院事業会計繰出金が2,000万円増額となったことなどによります。

5款農林水産業費も増額で、増額となる主な要因といたしましては、土地改良施設維持管理適正化事業が屋形排水機場ポンプ改修工事に係る費用を計上したことにより4,160万3,000円増額となるのが一番大きなものですが、新規事業として農免道路の舗装修繕実施に向けた調査業務委託やあけぼの橋の耐震補強工事設計業務委託などを計上。また、主な事業として水田農業構造改革対策事業、需給調整推進対策奨励事業、多面的機能支払交付金事業などの実施や農業振興地域整備計画の策定に係る予算を計上しています。

6款商工費も増額で、主な要因は、企業誘致促進事業で、町発展の大きな要素となる横芝光インターチェンジ周辺の具体的な開発構想を立案に向け土地利用の現況や権利関係を調査するため横芝光インターチェンジ周辺地形図作成業務委託料1,753万4,000円を計上したことによります。

7款土木費は減額計上ですが、これは主に令和元年台風に係る被災住宅修繕緊急支援事業の終了によるもので、引き続き主要幹線道路町道1-7号線、8号線、10号線、14号線、18号線、2-36号線の道路改良事業や道路舗装修繕橋りょう修繕を推進するため道路橋りょう費は前年度以上の予算を確保したほか、令和2年度、3年度の継続事業である都市計画マスタープラン見直し業務、新たに令和3年度、4年度の継続事業として都市計画用途地域見直し業務を実施すべく、これに係る予算を計上いたしました。

8款消防費は増額で、常備消防関係では、匝瑳市横芝光町消防組合負担金が人件費の増などにより通常の一般分担金が1,055万5,000円の増、横芝光消防署庁舎建設に係る特別分担金が2,174万2,000円の増、災害対策関係では町の防災力向上のため防災マップ作製費用や新たに発足予定の自主防災組織への設置促進補助金、地域防災計画改定費用を計上したことなどが主な増額要因です。また、非常備消防関係では、消防団で使用するテント、スピーカー、

マイクの購入に係る経費や第6分団第2部と第7分団第4部の小型動力ポンプ付積載車の更新費用を計上しました。

9款教育費は大幅増です。学校関係では、学習指導等講師配置事業の支援員増員による大幅増やGIGAスクール構想関連経費の追加により増額となったほか、一番大きいのは横芝小学校改築事業で、令和3年度は基本設計業務、拡張用地の取得、物件補償及び造成工事に係る経費として2億904万4,000円を計上、また、社会教育関係では、文化会館、町民会館非常電源接続盤設置に係る事業費を、社会体育関係では、スポーツ健康都市宣言の町にふさわしい健康で生きがいのあるまちづくりの一環として令和2年度の光B&G海洋センター大規模改修に続き、令和3年度はふれあい坂田池公園野球場改修に係る工事費と管理委託料、合わせて3億2,100万円を計上したことが主な増額要因です。

10款災害復旧費は、存目計上。

11款公債費は増額で、利子償還分は減額となるものの、元金償還分が合併特例事業債の新たな償還の始まりにより利子減額分を上回り増額となるためです。

12款諸支出金は、存目計上。

13款予備費は、前年度と同額計上です。

11ページをお願いします。

歳出の性質別増減表です。

主な項目を申し上げますと、1、人件費の減は、一般職の人件費のうちパートタイム会計年度任用職員分は特別支援教育支援員の増員などにより増額となるものの、パートタイム会計年度任用職員を除く一般職に係る人件費が人事異動や期末勤勉手当支給割合の改正などにより減額、また、国勢調査の終了により国勢調査調査員及び指導員の委員報酬が減額となったことなどによるものです。

2、扶助費の減は、児童数の減少から児童手当給付費や保育所入所児童委託料などが減額となったことなどによるものです。

4、物件費の増は、新型コロナウイルスワクチン接種委託料の計上や町の将来を見据え地域振興や防災力の向上を図るため、地域公共交通計画、後期基本計画、居住地整備計画の策定業務や横芝光インターチェンジ周辺地形図作成、都市計画用途地域見直し業務、地域防災計画改定業務に係る委託料を新規計上したことなどが主な要因です。

6、補助費等の増は、一部事務組合負担金の増や空港対策関連の補助金の増、東陽病院事業会計繰出金の増などによるものです。

7、積立金の増は、地域振興基金積立金1億円の計上が主な要因ですが、地域振興基金への積立は計画的に行っており、令和2年度は、いわゆる肉づけ分として6月補正予算へ計上したため、当初予算比では増額となったものです。

9、普通建設事業費の増は、主に旧横芝行政センターほか解体工事、横芝小学校改築事業、ふれあい坂田池公園野球場改修工事といった大規模事業の予算を計上したことによるものです。

11、繰出金の増は、国民健康保険特別会計繰出金と後期高齢者医療特別会計繰出金が保険基盤安定繰出金の増により介護保険特別会計繰出金が低所得者介護保険料軽減負担金の増により増額となるためです。

次は、17ページをお願いします。

人件費の内訳と物件費の内訳です。

人件費の内訳の1、議員の報酬手当・共済費及び委員等報酬は国勢調査終了による委員報酬の減などにより減額。

2、町長等特別職の給与は期末手当支給割合の改正による減。

3、職員給はパートタイム会計年度任用職員を除く一般職分で減額。

4、一般職報酬はパートタイム会計年度任用職員に係る人件費で増額となっています。

物件費の内訳では、先ほどご説明した理由により委託料が大幅増となっているのがご確認いただけます。

18ページ以降の説明は割愛させていただきますが、18ページは一部事務組合負担金の状況、19ページは特別会計等繰出金の状況、20ページは資金現在高見込みの状況、21ページは会計別予算の状況となっており、22ページから26ページまでは主な歳入の説明、27ページから51ページは款項目別に歳出の主要事業を掲載しています。52ページには今回から新たに空港周辺対策交付金予算額及び充当予定事業の一覧を載せましたのでご確認ください。

以上、議案第17号 令和3年度横芝光町一般会計予算の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔財政課長 椎名雄一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第18号について、住民課長。

〔住民課長 川嶋 修君登壇〕

○住民課長（川嶋 修君） 議案第18号 令和3年度横芝光町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

資料2の令和3年度当初予算案の概要をお願いいたします。

1枚めくっていただき、1ページをご覧ください。

左から2列目、太枠部分が令和3年度当初予算案の予算額及び構成比で、前年度予算と比較した表になっております。令和3年度の当初予算額は歳入歳出それぞれ28億1,600万円で、前年度当初予算と比較いたしますと額で1,000万円、率で0.4%の減を見込んでおります。減額の要因といたしましては、被保険者数の減少などが主な要因となっております。

それでは、上段の表、歳入の状況から主なものをご説明申し上げます。

1款国民健康保険税は、一般被保険者分と退職被保険者分で被保険者数の減少などから前年度当初予算と比較して額で2,225万3,000円、率で4%減となる5億3,232万1,000円を計上いたしました。

6款県支出金は、歳出の療養諸費及び高額療養費に充てられる普通交付金と保険者努力支援分、特別調整交付金、県繰入金や特定健康診査等負担金などの特別交付金で、前年度当初予算と比較して額で453万6,000円、率で0.2%減となる20億4,525万2,000円を計上いたしました。

8款繰入金は、保険基盤安定繰入金、事務費繰入金、出産育児一時金等繰入金などに係る一般会計からの繰入金で、前年度当初予算と比較して額で276万6,000円、率で1.6%増となる1億7,855万4,000円を計上いたしました。

9款繰越金は、令和2年度からの繰越金で、前年度当初予算と比較して額で1,324万円、率で30.9%増となる5,604万3,000円を計上いたしました。

10款諸収入は、国民健康保険税の延滞金、交通事故に係る医療費請求、いわゆる第三者納付金などの雑入等で、額で80万円、率で26.5%増となる381万4,000円を計上いたしました。

続きまして、歳出について、下段の表、歳出の状況から主なものを説明申し上げます。

1款総務費は、事務費を主体とする総務管理費のほか徴税費、運営協議会費で前年度当初予算と比較して額で43万3,000円、率で2.4%減となる1,734万4,000円を計上いたしました。

2款保険給付費は、療養諸費、高額療養費、移送費、出産育児諸費、葬祭諸費で近年の医療費動向や前年度の給付実績を考慮し、前年度当初予算と比較して額で867万9,000円、率で0.4%減の20億536万8,000円を計上いたしました。なお、療養諸費及び高額療養費については歳入、6款県支出金、普通交付金が財源となっております。

3款国民健康保険事業費納付金は、県が支出することとなる市町村国保医療費、後期高齢者支援金等及び介護納付金の財源となるもので、県の通知により額で249万7,000円、率で

0.3%減の7億3,344万3,000円を計上いたしました。

5款保健事業費は、医療費通知やレセプト点検業務などの保健衛生普及費、糖尿病予防や人間ドック助成事業などの疾病予防費、特定健康診査等事業費、特定保健指導事業費などで前年度当初予算と比較して額で218万2,000円、率で4.2%増となる5,416万6,000円を計上いたしました。

8款諸支出金は、保険税還付金や保険給付費等交付金、返還金及び東陽病院への繰出金などで前年度当初予算と比較して額で39万5,000円、率で13.1%増となる341万1,000円を計上いたしました。

9款予備費は、前年度当初予算と比較して95万1,000円、率で29.6%減となる226万円を計上いたしました。

次の2ページから4ページは予算案の概要、次の5ページは平成27年度から令和元年度までの国保医療費の動向を掲載してございますので、後ほどご確認いただきたいと存じます。

以上で令和3年度国民健康保険特別会計予算案の説明とさせていただきます。慎重審議をいただき、可決、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔住民課長 川嶋 修君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第19号について、住民課長。

〔住民課長 川嶋 修君登壇〕

○住民課長（川嶋 修君） 議案第19号 令和3年度横芝光町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

資料3の令和3年度当初予算案の概要をお願いいたします。

1枚めくっていただき、1ページをご覧ください。

左から2列目、太枠部分が令和3年度当初予算案の予算及び構成比で前年度予算と比較した表になっております。令和3年度当初予算の総額は歳入歳出それぞれ3億2,100万円で、前年度当初予算と比較して額で1,400万円、率で4.6%の増額となりました。増額の要因といたしましては、75歳を迎え後期高齢者医療保険制度に加入となる被保険者数の増加が主な要因であります。

それでは、上段の表、歳入の状況のうち主な項目についてご説明申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料は、被保険者が年金天引きなどの特別徴収、または納付書、口座振替による普通徴収により納付する保険料で、千葉県後期高齢者医療広域連合の試算をもとに2億2,434万5,000円を計上いたしました。被保険者の増加などにより前年度当初予算と

比較して額で809万6,000円、率で3.7%の増となります。

4款繰入金は、一般会計からの繰入金で前年度当初予算と比較して額で599万8,000円、率で7.7%増となる8,426万9,000円を計上いたしました。

6款諸収入は、後期高齢者健康診査及び保険料賦課徴収帳票作成に係る広域連合からの受託事業収入、過年度分保険料の還付金などに係る広域連合からの交付金などで前年度当初予算と比較して額で9万3,000円、率で0.7%減となる1,237万9,000円を計上いたしました。

続きまして、下段の表、歳出の状況から主なものをご説明申し上げます。

1款総務費は、通常業務における被保険者証の作成や郵送料等の一般管理費、保険料徴収に係る各種帳票の印刷製本費、電算処理委託料などの徴収費で前年度当初予算と比較して額で7万1,000円、率で2.7%減となる254万円を計上いたしました。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、歳入の1款後期高齢者医療保険料と5款繰入金のうち保険基盤安定繰入金分を合わせて広域連合に納付するもので、前年度当初予算と比較して額で1,459万7,000円、率で5.0%増となる3億691万8,000円を計上いたしました。

3款保健事業費は、後期高齢者の健康診査事業に係る経費で、前年度当初予算と比較して額で3万7,000円、率では0.4%増の1,028万4,000円を計上いたしました。本健康診査は広域連合からの委託により実施するもので、その費用は全額が広域連合からの受託事業収入により賄われるものです。

4款諸支出金は、過年度分保険料の還付金及び還付加算金などで前年度当初予算と比較して額で13万円、率で17.5%減の61万1,000円を計上いたしました。

主な予算につきましては以上でございます。

次の2ページと3ページは予算案の概要、4ページは後期高齢者医療費の動向を掲載してございますので、後ほどご覧いただきますようお願いいたします。

以上で令和3年度後期高齢者医療特別会計当初予算案の説明とさせていただきます。慎重審議をいただきまして、可決、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

〔住民課長 川嶋 修君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後4時といたします。

（午後 3時47分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（鈴木克征君） 提案理由説明を続けます。

議案第20号について、福祉課長。

〔福祉課長 向後和彦君登壇〕

○福祉課長（向後和彦君） 議案第20号 令和3年度横芝光町介護保険特別会計予算について補足説明をさせていただきます。

資料4、令和3年度介護保険特別会計当初予算案の概要により、説明をさせていただきます。

それでは、1ページをご覧ください。

令和3年度は、令和5年度までの3年間を計画期間とする第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の初年度となります。団塊の世代全員が要支援、要介護認定率や認知症などの発症率が高くなる75歳以上の後期高齢者となる令和7年と、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年を見据えて、地域共生社会の実現に向けた取組の推進、その中核的な基盤となる地域包括ケアシステムのさらなる充実を図るとともに、介護保険制度の見直しを反映させ、策定いたしました。

また、計画期間3か年における介護保険料につきましては、75歳以上の高齢者人口の増加に伴う介護サービスの利用増が見込まれることから、長期的に安定した介護保険財政の運営につなげるため、保険料基準額を月額4,700円から500円引き上げ、5,200円と設定して予算編成し、今議会に提案させていただきました。

令和3年度の介護保険特別会計当初予算案の主な内容としましては、第8期介護保険事業計画の推計データにより、高齢者人口の増加に伴い、必要となる介護サービス給付費を見込んだほか、地域支援事業の推進を重視して、予算編成したところであります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

2ページと3ページをご覧ください。

1款保険料は、全体の18.8%を占め、第1号被保険者の増加を見込むとともに、低所得者への保険料の軽減強化の実施による減額分を見込んだものであります。前年度比15.5%、6,489万7,000円増の4億8,423万3,000円を計上しました。

内訳としましては、特別徴収が4億4,580万8,000円、普通徴収が3,720万1,000円、滞納繰越分が122万4,000円であります。

2 款使用料及び手数料は、包括的支援事業・任意事業の手数料であり、紙おむつを支給する家族介護用品支給事業、安否確認を兼ねた高齢者への配食サービス事業等の利用料として、前年度比10.0%、17万7,000円減の160万円を計上いたしました。

3 款国庫支出金は、制度に基づき介護給付費分 4 億2,444万4,000円、調整交付金 1 億2,051万9,000円、地域支援事業交付金の総合事業分として1,448万7,000円、地域支援事業交付金の総合事業以外分として1,830万円、システム改修費補助金66万円、保険者機能強化推進交付金489万8,000円、介護保険保険者努力支援交付金493万円、過年度分4,000円で前年度比3.0%、1,701万4,000円増の 5 億8,824万2,000円を計上しました。

4 款支払基金交付金は、制度に基づき介護給付費分 6 億5,080万3,000円、地域支援事業交付金の総合事業分として1,955万7,000円、過年度分2,000円で前年度比1.9%、1,228万2,000円増の 6 億7,036万2,000円を計上いたします。

5 款県支出金は、制度に基づき介護給付費分 3 億5,893万1,000円、財政安定化基金交付金 1,000円、地域支援事業交付金の総合事業分として905万4,000円、地域支援事業交付金の総合事業以外分として915万円、過年度分3,000円で前年度比2.2%、825万2,000円増の 3 億7,713万9,000円を計上いたしました。

8 款繰入金は、一般会計からの繰入金で、制度に基づき介護給付費分 3 億129万8,000円、地域支援事業交付金の総合事業分として1,267万7,000円、地域支援事業交付金の総合事業以外分として1,241万5,000円、その他繰入金事務費分として3,171万円、低所得者保険料軽減繰入金3,130万3,000円、介護給付費準備基金繰入金5,800万円、過年度分4,000円、前年度比11%、5,525万1,000円減の 4 億4,740万7,000円を計上しました。

このほか説明以外の科目につきましては、存目計上などがございます。

続きまして、4 ページ、5 ページをご覧ください。

歳出を説明させていただきます。

1 款総務費は、介護保険コンピューターシステムの制度改正対応のための改修維持管理費用、保険料徴収のための印刷、発送等の事務的経費、令和 4 年度から開始予定の保険料のコンビニエンスストアでの収納に係る準備費用、また、山武郡市広域行政組合で共同処理を行っている介護認定審査及び介護認定のための事前調査に要する経費などで、前年度比2.1%、66万円減の3,037万2,000円を計上しました。

2 款保険給付費については、歳出全体の93.8%を占めております。65歳以上の第 1 号被保険者数は毎年増加傾向にある中、65歳未満が減少する傾向にあり、高齢化が進んでおります。

予算計上に当たりましては、第8期介護保険事業計画の推計等を基に、前年度比1.6%、3,869万2,000円増の24億973万4,000円を計上いたします。

主な内訳といたしましては、介護サービス給付費22億2,506万4,000円、介護予防サービス給付費3,645万円、高額介護サービス費4,650万円、高額医療合算介護サービス費500万円、特定入所者介護サービス費9,500万円を見込んでおります。

3款財政安定化基金拠出金は、存目計上です。

4款基金積立金は、介護給付費準備基金積立金の基金利子6,000円を計上いたしました。

5款地域支援事業費は、地域包括ケアシステムの充実・推進に向けた介護予防日常生活支援総合事業、一般介護予防事業、包括的支援事業及び任意事業、認知症総合支援事業などを実施するもので、前年度比7.8%、898万4,000円増の1億2,483万2,000円を計上いたしました。

主な内訳といたしましては、介護予防日常生活支援総合事業費6,434万4,000円、一般介護予防事業費783万7,000円、地域包括支援センター運営委託費3,359万6,000円、任意事業の高齢者配食サービス事業費485万5,000円、家族介護用品支給事業費、これは紙おむつの支給になります、479万3,000円、介護給付費適正化事業のためのシステム保守委託料105万6,000円、認知症初期集中支援チーム運営委託料348万円を計上いたしました。

6款公債費は、存目計上です。

7款諸支出金は、被保険者の異動に伴う保険料還付のためのもので、205万4,000円を計上いたしました。

8款予備費は、昨年と同額の200万円を計上いたしました。

以上、歳入歳出予算の総額は前年比1.9%、4,700万円増の25億6,900万円を計上したものでございます。

6ページ、7ページは、介護保険事業の状況を参考資料と添付させていただきますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上で、令和3年度横芝光町介護保険特別会計当初予算の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔福祉課長 向後和彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第21号について、産業課長。

〔産業課長 及川雅一君登壇〕

○産業課長（及川雅一君） 議案第21号 令和3年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算

について、補足説明させていただきます。

資料5、令和3年度農業集落排水事業特別会計当初予算案の概要により、説明させていただきます。

それでは、資料5をご覧ください。

1ページの予算案の概要でございますが、現在の処理施設の接続率は、人口ベースで50.4%でございます。引き続き、地元の維持管理組合の役員のご協力を得ながら、農業集落排水事業の目的達成と財源確保のため、普及啓発活動に努めてまいります。

歳出では、建設事業費に対する起債の償還金が予算全体の57.5%を占めており、令和16年度までの償還となっております。施設の維持管理につきましては、効率的な運用と適切な管理を計画的に実施し、経費節減に努めてまいります。また、平成31年1月に総務省から示されました公営企業会計の適用拡大に向けた新ロードマップにより、令和6年度までに、現在の特別会計から公営企業会計へ移行することという要請を受け、新たに公営企業会計法適用移行業務委託料を計上させていただいております。

このような状況を踏まえ、令和3年度の予算編成をいたしましたところ、歳入歳出予算の総額は6,130万円となり、前年度当初と比較しますと660万円の増額、率で12.1%増となりました。

2ページをご覧ください。

歳入の状況でございますが、1款分担金及び負担金は、前年度と同じ2,000円の存目計上でございます。

2款使用料及び手数料は、木戸台地区、中台地区の181件と、4施設の使用料851万3,000円の計上で、前年度と比較して2万5,000円、率で0.3%の減額でございます。

3款繰入金は4,488万4,000円の計上で、前年度と比較して27万5,000円、率で0.6%の減額となっております。

4款繰越金は、前年度同額の100万円を計上させていただきました。

5款諸収入は、雑入での存目計上でございます。

6款町債は、公営企業会計法適用移行業務の委託料に対する地方債として690万円が皆増となります。

3ページをご覧ください。

歳出の状況でございますが、1款総務費は567万4,000円の計上で、前年度当初予算と比較して4万7,000円、率で0.8%の増額となり、人件費、協議会負担金等の一般管理費で、職員の給与、手当等を計上したものでございます。

2 款事業費は1,939万2,000円の計上で、前年度当初予算と比較し655万3,000円、率で51%の増額となっております。主な増額要因としましては、中台地区の農業集落排水処理施設の施設整備に係る工事費や、予算案の概要でも説明させていただきましたが、令和6年度までに、現在の特別会計から公営企業会計へ移行するための公営企業会計法適用移行業務委託料が要因でございます。

3 款公債費は3,523万4,000円の計上で、前年度当初予算と同額で、建設事業費に対する借入金の償還元金3,005万4,000円と、償還金の利子518万円を計上したものでございます。

4 款予備費につきましては、前年度と同額の100万円を計上させていただきました。

以上、令和3年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔産業課長 及川雅一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第22号について、食肉センター所長。

〔食肉センター所長 佐久間真一君登壇〕

○食肉センター所長（佐久間真一君） 議案第22号 令和3年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

資料6、令和3年度食肉センター特別会計当初予算案の概要で説明させていただきます。なお、1ページには歳入歳出の状況を、2ページから3ページまでには当初予算案の概要を記載しておりますので、この記載内容によりご説明申し上げます。

1 ページの歳入の状況、歳出の状況の合計欄をご覧ください。令和3年度の歳入歳出予算の総額は1億8,600万円となり、前年度当初予算額と比較しますとマイナス900万円、率にしてマイナス4.6%の減額となりました。

2 ページをご覧ください。

歳入でございます。

1 款、歳入の大宗をなす事業収入は、前年度比2,935万8,000円増の1億7,434万円の計上でございます。と畜頭数は、豚を10万2,000頭、牛を3,300頭と見込み、各種の使用料を算定したところでございます。

2 款県支出金は、前年度と同額の183万円の計上でございます。県からと畜合格した豚及び牛の枝肉への検印押印を1頭当たり17.38円で作業委託されているものでございます。

3 款財産収入は、財政調整基金利子で存目計上でございます。

4 款繰越金は、前年度比47万9,000円減額の913万8,000円の計上でございます。

5 款諸収入は、枝肉確認票発行業務に係る委託料など33万円を計上したところでございます。

6 款繰入金は、一般会計から児童手当としての繰入金が36万円、財政調整基金からの繰入金は存目計上といたしました。

続きまして、歳出でございます。

1 款総務費は、前年度比377万5,000円減の8,046万9,000円の計上で、主なものといたしましては、一般職8名分及び会計年度任用職員1名分の給与費6,584万5,000円、委託料242万円、各組合などへの負担金、補助及び交付金528万5,000円、公課費の消費税399万8,000円でございます。

2 款施設管理費は、前年度比522万5,000円減額の9,455万6,000円の計上で、施設管理関係の主なものといたしまして、需用費の燃料費はA重油などで1,253万8,000円、光熱水費は電気料などで4,741万1,000円、修繕料1,200万円、委託料930万8,000円、原材料費は170万円、施設整備関係につきましては603万2,000円の計上で、浄化槽ブロー改修工事、小動物自動皮剥機改修工事などを予定しております。

3 款公債費は前年度と同額の797万4,000円の計上で、借入数は2口でございます。

4 款積立金は、財政調整基金で存目計上でございます。

5 款予備費は、前年度と同額の300万円の計上でございます。

4 ページ、5 ページには年度別の決算状況、と畜頭数をお示ししておりますので、後ほどご確認いただきたいと存じます。

以上で、議案第22号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

〔食肉センター所長 佐久間真一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第23号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 渡邊 奨君登壇〕

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） それでは、議案第23号 令和3年度横芝光町病院事業会計予算について補足説明をさせていただきます。

資料7の令和3年度病院事業会計当初予算案の概要をお願いいたします。

まず、1 ページであります。東陽病院の経営状況は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、患者数等が伸び悩んでいるものの病床機能変更に伴う改修工事等により、診療単価が向上したことから、総体的な医業収益は回復傾向にございます。しかしながら、人件費や

最低賃金の引上げに伴い、業務委託料等が増額となり、非常に厳しい経営状況となっております。

令和3年度当初予算では、令和元年度に開設した訪問看護ステーションや、入院収益について実績を基に計上したほか、診療単価の向上による外来収益の増を見込み、計上したところでございます。

一方、費用については、災害時停電対策として非常用電源設備の増設工事や、老朽化した各種医療機器の更新を図るべく、投資的費用を計上いたしました。昨今のコロナ禍に対し、医療提供体制の充実強化が求められる中、引き続き厳しい経営状況ではございますが、地域医療構想と時代のニーズに応えるべく、町立病院として地域医療の充実と安定に資する予算といたしました。

初めに、収益的収入及び支出予算でございますが、予算総額は収入支出ともに16億9,200万円を計上いたしました。

1款1項の医業収益は、1日平均患者数を入院で74人、外来で165人を見込んだほか、救急医療に係る一般会計繰入金、輪番制当番医受託収益、室料差額収益、健診収益、人間ドック収益などで総額11億8,046万6,000円を計上いたしました。入院並びに外来収益の1人当たりの単価の増を見込んだことから、前年度比較で244万9,000円、率で0.2ポイントの増を見込んでおります。

2項の訪問看護ステーション収益は、令和元年10月に開設した訪問看護ステーションの収益でございます。令和2年度の実績を基に、年間訪問日数を242日、総患者数2,904人を見込み、2,475万6,000円を計上したところでございます。前年度比較で838万8,000円、率で25.3ポイントの減額計上となっております。

3項の医業外収益は、一般会計繰入金、匝瑳市からの負担金に加え、患者外給食収益、売店収益などで、総額4億8,677万6,000円を計上いたしました。前年度比較で493万9,000円、率で1.0ポイントの増額計上となっております。

4項の特別利益は、存目計上でございます。

次に、2ページ中段から3ページにかけての支出でございますが、1款1項の医業費用の総額は15億9,661万3,000円を計上いたしました。給与費については、医師8名、医療技術員16名、看護師55名、事務員11名、労務員20名の計110名の正職員のほか、パートの看護師等の人件費となっております。

材料費は、診療に係る薬品、診療材料等でございます。経費は、パートの医師の報償費、

診療以外に係る消耗品や光熱水費関係、各種機器のリース及び保守点検料、各種業務委託料等が主なものでございます。そのほかに固定資産に係る減価償却費、医学雑誌や学会等の経費等を計上しております。各施設の老朽化に伴い修繕費は増額となりましたが、減価償却費の減のほか、区分の見直しによる電気料の減額を見込み、前年度比較で814万4,000円、率で0.5ポイントの減となっております。

2項の訪問看護ステーション費用の総額は4,452万1,000円を計上いたしました。看護師を1名増員したことにより給与費が増額となり、前年度比較で659万円、率で17.4ポイントの増となっております。

3項の医業外費用の総額は4,986万4,000円を計上いたしました。支払利息及び企業債取扱諸費は長期資金7件の利息返済、その他雑損失は貯蔵品に係る消費税雑支出額を計上し、その他売店費用等は、実績を基に算出し、計上いたしました。医師・看護師養成費は、奨学金貸付けとして、医師は前年度と比較して1名減の1名分と、看護師は3名増の13名分を合わせ14名分2,680万円を計上したことにより、前年度比較で55万4,000円、率で1.1ポイントの増となっております。

4項の特別損失は存目計上で、5項の予備費は前年度同様の100万円を計上いたしました。続いて、3ページ下段から5ページにかけての資本的収入及び支出予算でございますが、収入総額は1億2,761万7,000円、支出総額は1億7,961万9,000円を計上いたしました。

収入の1款1項の企業債は、移動用X線撮影装置ほか医療機器整備事業と、電話交換機更新工事及び非常用電源設備増設工事の財源として8,450万円を計上いたしました。前年度比較で4,490万円、率で34.7ポイントの減となっております。

2項の出資金は、一般会計繰入金及び匝瑳市負担金で4,311万5,000円を計上いたしました。前年度比較で1,169万4,000円、率で37.2ポイントの増となっております。

3項の補助金は、存目計上でございます。

次に、支出でございますが、1款1項の建設改良費は、病院改築事業費として電話交換機更新工事、非常用発電設備増設に係る工事監理業務委託費と工事請負費を計上したほか、資産購入費として各種医療機器の購入費、リース債務として臨床化学分析装置のリース料を計上し、1億994万7,000円を計上いたしました。前年度比較で3,854万7,000円、率で26.0ポイントの減となっております。

2項の企業債償還金は、長期資金7件の元金返済でございます。6,967万2,000円を計上し、前年度比較で1,700万2,000円、率で32.3ポイントの増となっております。

支出に対して収入が不足する5,200万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することといたします。

続きまして、6ページの繰入金の状況でございますが、令和3年度の総額は、前年度と比較し2,000万円増の4億4,085万1,000円であります。内訳は、町の一般会計から4億4,000万円、匝瑳市から85万1,000円となっております。

収益的収入では、救急医療の確保に要する経費から不採算地区病院運営に要する経費までの7項目、資本的収入は2項目で、繰り出し基準の項目ごとに金額を記載してございますので、ご確認をお願いいたします。

なお、収益的収入の3、高度医療に要する経費は1,000万円以上の高額医療機器の維持経費、5、経営基盤強化対策は医師の確保対策や研究研修に係る経費、6、財政再建企業等は職員の基礎年金拠出金に係る公的負担が主なものとなっております。また、7、不採算地区病院運営に要する経費は、総合事務組合負担金や資本的収入に係る繰入れのうち基準外部分が主なものでございますので、ご理解のほどをお願いいたします。

以上で議案第23号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

〔東陽病院事務長 渡邊 奨君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第24号について、総務課長。

〔総務課長 林 雅弘君登壇〕

○総務課長（林 雅弘君） 議案第24号 横芝光町副町長の選任について、ご説明を申し上げます。

ピンク色の議案つづり51ページをお願いいたします。

本案は、横芝光町副町長の山田智志氏の任期が令和3年3月31日をもって満了となることから、山田智志氏を引き続き横芝光町副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めべく提案をさせていただいたものでございます。

山田智志氏は、千葉市緑区にお住まいで、昭和36年10月21日生まれの59歳でございます。

同氏は、公立大学を卒業後、昭和59年4月に千葉県庁に奉職され、都市部、農林部、総務部、企画部、商工労働部、環境生活部と幅広い業務を経験され、平成29年4月からは、横芝光町副町長として、行政事務の内部統制や、県をはじめとする外部機関との調整にその手腕を発揮されております。

人格、識見ともに優れ、行政事務事業に関する知識は極めて豊富であり、副町長として適

任の方でございますので、ご同意を賜りますようお願い申し上げ、議案第24号の説明とさせていただきます。

[総務課長 林 雅弘君降壇]

○議長（鈴木克征君） 以上で、執行部からの提案理由説明を終わります。

◎休会の件

○議長（鈴木克征君） 日程第5、休会の件を議題とします。

お諮りします。

3月3日から3月8日までは議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認めます。

よって、3月3日から3月8日までは休会と決定しました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木克征君） 本日の日程はこれをもって終了します。

3月9日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

(午後 4時35分)

3 月 定 例 会

(第 2 号)

令和3年3月横芝光町議会定例会

議事日程(第2号)

令和3年3月9日(火曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 小倉弘業君 | 2番 | 森川貴恵君 |
| 3番 | 印東彦治君 | 4番 | 秋鹿幹夫君 |
| 5番 | 宮蘭博香君 | 6番 | 山崎義貞君 |
| 7番 | 越川一雄君 | 8番 | 庄内賢一君 |
| 9番 | 鈴木和彦君 | 10番 | 鈴木輝男君 |
| 11番 | 川島仁君 | 12番 | 川島富士子君 |
| 13番 | 鈴木克征君 | 14番 | 鈴木唯夫君 |
| 15番 | 八角健一君 | 16番 | 川島勝美君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------|-------|--------|-------|
| 町長 | 佐藤晴彦君 | 副町長 | 山田智志君 |
| 総務課長 | 林雅弘君 | 企画空港課長 | 平山貴之君 |
| 財政課長 | 椎名雄一君 | 環境防災課長 | 北田勝也君 |
| 税務課長 | 鈴木正広君 | 住民課長 | 川嶋修君 |
| 産業課長 | 及川雅一君 | 都市建設課長 | 川島敏彦君 |

| | | | |
|---------|--------|---------|-------|
| 福祉課長 | 向後和彦君 | 健康こども院長 | 萩原浩己君 |
| 食肉センター長 | 佐久間真一君 | 東陽病院長 | 渡邊奨君 |
| 会計管理者 | 大木敏江君 | 教育長 | 押尾良晴君 |
| 教育課長 | 椎名淳君 | 社会文化課長 | 霞澄人君 |

職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----|------|----|------|
| 局長 | 市原通雄 | 書記 | 齋藤美紀 |
|----|------|----|------|

◎開議の宣告

○議長（鈴木克征君） おはようございます。

開会に先立ち、ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は16名、全員です。

よって、本日の会議は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

◎一般質問

○議長（鈴木克征君） これより日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

◇ 森 川 貴 恵 君

○議長（鈴木克征君） 通告順に発言を許します。

森川貴恵議員。

〔2番議員 森川貴恵君登壇〕

○2番（森川貴恵君） 議長のお許しを得ましたので、議席番号2番、森川貴恵が通告に従いまして一般質問をいたします。

通告は、大綱3点で、JR横芝駅及び周辺整備について、一般家庭ごみの収集について、東陽病院についてです。

今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により、多くの町恒例行事が中止となりました中ではございますが、このように議会での発言の機会をいただき、誠にありがとうございます。そして、今なお、様々な場で、目に見えないウイルスと闘っておられる皆様に深く感謝申し上げますながら、質問に入ります。

今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に大きく時間や人力が割かれて、決して明るい話題が多いとは言えませんでした。JR横芝駅のバリアフリー整備事業の知らせは、多くの町民が待ち望んでいたものであり、明るいニュースの一つとなりました。JR横芝駅にエレベーターが備えられ、改修されることで利用が促進され、町全体の活性化につながると思います。

単に駅にエレベーターを設置するだけでなく、駅全体とその周辺を整備していくことでさらに利用者が増え、町の観光促進につながると思います。

現在の駅周辺は、駅前交差点も狭く、現在工事が行われていますが、その進行はゆっくりです。古いビルや大きな看板が秩序なく並び、とても調和の取れたものとは思えません。

そこで、これまでの駅及びその周辺整備の経緯について質問します。

駅のデザイン調和や周辺の景観形成は、具体的にどなたが責任を持って進めてきたのですか。駅前広場の管理に一貫した管理方針や指針はあるのですか。

駅は、町民の通勤通学や観光のお客様を迎え入れる町の玄関口です。町の玄関にふさわしい美観づくりと、維持に対しての考えをお聞きします。

以前から、横芝駅利用者の多くが駅のバリアフリー化を望んできました。そして、いよいよ2021年度中には工事が始まります。横芝駅を横芝光町の玄関口として整える絶好の機会だと思います。単に駅にエレベーターを設置するだけでなく、駅とその周辺を再生すべく整えていくべきだと思いますが、駅のバリアフリー化の具体的計画についてお尋ねします。

バリアフリー化にふさわしい周辺整備をどのようにお考えですか。

駅周辺の景観をどのようなコンセプトに基づいて整えていくのですか。

景観を整えていく上で、近隣の自治体では、景観行政団体として景観計画の策定等、景観法に基づく景観行政を担っているところもあります。景観行政団体になりますと、景観条例を定め、地域性に即した景観計画を策定することで、建築物の新築や改築などに対して届出制により規制誘導ができ、より良好な景観の育成が図られるなどのメリットがあります。景観条例を策定する可能性についてお聞きします。

これからの重点施策に、駅のバリアフリー化、都市計画の見直し、観光立町の推進を挙げておられる町長ですが、横芝光町の玄関口としてふさわしい駅と景観はどのようにあるべきとお考えでしょうか、見解をお尋ねします。

次に、一般家庭ごみの収集について伺います。

最初に、ごみ集積所について伺います。

一般家庭ごみの集積所は、何に基づいて設置されているのですか。

ごみ集積所の設置の手続き、場所の移動や廃止にはどのような手続きが必要で、誰がどのように行うのですか。

新しい住宅地が開発された場合の、ごみ置場の設置に基準のようなものはあるのですか、教えてください。

ごみ置場はかなりの数がありますが、高齢者やお体の不自由な方で、ごみ出しが困難となっていていらっしゃる方はいないでしょうか。ごみを出すのに支援が必要な方に支援のようなものはあるのか、お尋ねします。

また、ごみ収集運搬業務に携わる方は、私たちが日常生活を維持するために欠かせない仕事で、町の環境衛生を守るエッセンシャルワーカーです。不要不急の外出自粛や緊急事態宣言により多くの方が自宅にとどまり、家庭ごみが増え、回収作業に時間がかかり、作業もきつくなったのではないかと危惧されます。強い使命感と責任感を持って社会を支えている収集運搬業務に当たる作業員の皆さんの感染防止対策をどのように考え、行っているのですか、安全には配慮されているのかをお聞きします。

次に、ごみは種類に応じ、それぞれ違った袋に入れ回収していただきますが、その袋の価格設定は、どのように、何を基準に決められているのですか。

令和3年3月末で、松山清掃工場のごみ処理業務が終了し、山武郡市環境衛生組合がごみの収集、運搬、処理を実施するということです。

4月1日以降、ごみ処理の方法が変わる地域の方がいらっしゃいますが、周知は進んでいますか。何か問題点がありましたら教えてください。

3番目に、東陽病院について伺います。

新型コロナウイルス感染症が拡大するにつれ、医療体制も緊急性を増し、幾つかの病院では、患者受入れの病床確保が急がれたことと思います。通常の医療を提供しながら、新型コロナウイルス感染症にも対応することは頼もしいことですが、同時に困難も伴うと考えます。

県からは、東陽病院に対し、新型コロナウイルス感染症に関してどのような依頼があり、その対応はどのようになされましたか。

そして、今後行われるワクチン接種事業に対する、町の中心病院である東陽病院の役割はどうあるべきですか。このようなワクチン接種事業は初めてのことで、具体的に見えない部分もあろうかと思いますが、これまでに何か決定事項があればお答え願います。

新型コロナウイルス感染症の患者は、発症から10日たてば、ほかの人に感染させるリスクは極めて低くなるとされ、厚生労働省も退院基準の一つに盛り込んでいます。これを踏まえて、発症から10日以上たち、治療が終わり、症状も落ち着いている患者は、PCR検査をしなくても、原則、ほかの病院や施設に移ってもらうことを徹底し、地域の医療機関や介護施設とネットワークを構築して、患者の受入先を確保していくという10 daysルールを、東京医科大学八王子医療センターの医師が中心となり立ち上げたそうです。

地域の中で役割分担を決めてコロナに立ち向かわなければ、乗り越えていくことはできません。今後、さらに地域と連携して治療に当たっていききたいという10daysルールに納得し、民間病院や介護施設も患者の受入れを表明しているところもあるということですが、東陽病院でこのような協力体制を整える可能性について伺います。

以上3点、私からの壇上での最初の質問といたします。

ご答弁よろしく願いいたします。

〔2番議員 森川貴恵君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。早速、森川貴恵議員のご質問にお答えさせていただきます。

なお、私からは、大綱1点目、JR横芝駅及び周辺整備についての横芝光町の玄関としてふさわしい駅と景観に対する町長の見解はのご質問にお答えをさせていただき、その他のご質問につきましては、各担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

横芝光町の玄関口となるJR横芝駅は、交通の結節点として利用者の利便性の向上を図るため、駅前ロータリー道路及び駐車場等の整備や、にぎわいの創出を目的に、駅前情報交流館ヨリドコロの設置をしてきたところで、いずれもバリアフリーや景観に配慮した整備を行ってまいりました。

一方、JR横芝駅は、明治30年、今から134年前、総武鉄道として、成東駅から銚子駅までの開通とともに開業し、駅舎は当時からの建物が使用されており、老朽化に伴う屋根のふき替えや、側面の塗装等の改装が随時行われてきました。しかしながら、当駅は、バリアフリーが進んでいないことから、障害者や高齢者等が利用しやすいよう、跨線橋へのエレベーターを設置すべく、JR東日本と協議を進めてまいりました。その結果、後ほど企画空港課長が答弁いたしますが、今年度、JR東日本がエレベーター設置に向けた詳細設計に着手しているところでございます。

このように、「町の玄関としてふさわしい駅」としての整備を計画的に進めているところでございます。

また、町の都市計画の総合的な指針となる横芝光町都市計画マスタープランでは、駅周辺を含む町の中央地域を、「町の中心地区にふさわしく町民ニーズに対応した都市機能の充実

及び交通結節点としての機能強化と町の玄関口として、景観形成に配慮した魅力ある顔づくり」と掲げておりますので、今後も引き続き、目標に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 川島敏彦君登壇〕

○都市建設課長（川島敏彦君） 私からは、森川貴恵議員の大綱1点目、JR横芝駅及び周辺整備についての都市建設課関係のご質問にお答えいたします。

なお、町長の答弁と重複する部分がありますがご了承ください。

初めに、これまでの駅及び周辺整備の経緯はについてですが、関連する内容ですので、併せて答弁させていただきます。

平成13年に、駅前広場3,500平方メートルや、都市計画道路横芝駅前線、これは県道横芝上塚線の駅前交差点から町道I-8号線との交差点までの区間で、延長310メートルが都市計画決定され、駅前広場周辺の利便性の向上やにぎわいの創出を目指し、整備を進めてまいりました。

平成18年に、駅前ロータリーなど1,400平方メートルの暫定整備を行い、平成22年度から平成26年度の5か年で、都市再生整備計画に基づき、駅前ロータリーや東側の横芝駅前送迎専用駐車場等の整備を行ってまいりました。当時の駅前広場は、小規模であり、朝夕送迎時の交通渋滞の解消が課題でありましたが、駅前広場整備により、バス、タクシー、送迎自動車の交通動線が分離され、円滑な交通処理が可能となり、渋滞が減少いたしました。

また、千葉県山武土木事務所により、駅前交差点の改良事業が行われており、完成した暁には、景観の向上や安全かつ快適な交通が確保されると考えられます。

そして、にぎわいの創出と町の案内役となる情報発信施設として、駅前情報交流館ヨリドコロが平成30年4月にオープンしたところでございます。これらの駅前広場の施設につきましては、障害者や高齢者等の利用を考慮したバリアフリーや、安全性、機能性を損なわないよう景観に配慮し、町が整備を行ってまいりました。

駅前広場の管理につきましては、駅前ロータリーや駐車場は都市建設課が、情報交流館ヨリドコロは産業課が、それぞれ施設や設備に関わる法令にのっとり管理をしております。

美観づくりと維持に対する考えといたしましては、日常的に施設巡回やトイレの清掃を、

定期的に除草や樹木の剪定などを行うとともに、駅前広場の美観を損ねている無断駐輪や放置自転車に対し指導や警告を継続することで、路上の安全確保と駅前広場の美観維持に努めております。

なお、夜間照明は、景観や通行の安全確保に配慮した設備としています。

次に、今後の整備の進め方の、バリアフリー化にふさわしい周辺整備をどのように考えるかについてであります。駅周辺は、町の玄関口として、全ての人が安全かつ安心して快適な利用ができ、やさしい都市空間の創出を目指していくような整備とすべく、バリアフリーやユニバーサルデザインによる考え方で進めていきたいと思っております。

次に、駅周辺の景観計画は、景観条例策定の考えはあるのかにつきましては、現在、計画や条例策定の予定はありませんが、当町には九十九里海岸をはじめ、栗山川、田園、丘陵、坂田城跡など、かけがえのない景観があります。これらを将来に引き継いでいくために、魅力的な景観づくりに関する基本的な考えや基準は必要と考えております。

今年度から、町の都市計画の総合的な指針となる、横芝光町都市計画マスタープランの見直しに取り組んでいるところで、地域の特性や実情、町民の意見を反映させながら、目指すべき将来像とその実現に向けた方策や施策を検討しておりますので、今後、これらを踏まえ、景観に関する基本的な考えをまとめていきたいと考えています。

〔都市建設課長 川島敏彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

〔企画空港課長 平山貴之君登壇〕

○企画空港課長（平山貴之君） 森川貴恵議員ご質問の大綱1点目、JR横芝駅及び周辺整備について、(2) 今後の整備の進め方のうち、駅のバリアフリー化の具体的計画はについてお答えいたします。

令和2年5月開催の議会議員全員協議会で説明させていただきましたとおり、JR東日本が、上り下りホームそれぞれにエレベーターを新設し、駅舎側上りホームに新設するエレベーターまでスロープと通路上屋を新設する計画での詳細設計を今年度行っております。JR東日本での詳細設計が終了しましたら、工事費、工程等が判明しますので、その際には、議員の皆様にご報告させていただきたいと考えております。

なお、詳細設計費用ですが、基本的にJR東日本、国、町それぞれが負担しますが、国の補助が採択されない場合は、その分を町が負担することとなるため、令和2年6月補正予算（第2号）では、JR東日本から提示のありました、総額3,310万円のうち2,206万6,000円

の予算を承認賜りました。その後、J R東日本より国の補助の採択を受けたとの報告がありましたので、国負担分の1,103万3,000円を減額すべく、補正予算案を本議会へ提出させていただいたところです。

〔企画空港課長 平山貴之君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 北田勝也君登壇〕

○環境防災課長（北田勝也君） 森川貴恵議員の大綱2点目、一般家庭ごみの収集についてのご質問にお答えいたします。

初めに、集積所についての、一般家庭ごみの集積所は何に基づいて設置されているのかについてですが、ごみの集積所の設置は、利用者から町へ申請してもらうこととなります。10世帯以上での利用が基準となっておりますが、状況によっては、それ以下でも申請は可能でございます。申請後は、申請場所の利用許可や作業の安全性等について確認の上、承諾となります。

次に、ごみ集積所の設置手続き、移動、廃止の手続きはについてでございますが、希望される集積所について、代表者の方が申請書に必要な書類を添付して提出していただき、町が適切かどうか判断し、承諾しております。

次に、開発行為にかかわるごみ置場の設置基準はについてですが、ごみ置場の設置基準につきましては、横芝光町まちづくり指導要綱の施設整備基準で定められており、宅地開発事業に基づき設置するごみ集積所の位置及び構造は、町、環境衛生組合、地元自治会等と協議して決めるとしております。

次に、高齢者等のごみ出し困難者の現状と支援はについてでございますが、ご家族やお知り合い、近所の方などの協力により処理していると認識しております。支援についてですが、社会福祉協議会による住民たすけあいサービス事業やボランティア派遣事業の中で、ごみ出しのサービスがございます。

次に、ごみ回収作業員の方々の安全は配慮されているのかについてですが、環境衛生組合によりますと、感染症対策の観点では、新型コロナウイルス感染症の流行以前から、マスク、手袋の着用や、作業後の手洗いや消毒を徹底しているとのことでした。

また、アルコールチェックや検温等により体調管理も行っており、収集作業は2人以上で行い、車両にはドライブレコーダーを設置するなど、作業に係る安全対策についても確認していると伺っております。

次に、回収袋の価格設定はどのようにされているのかについてですが、価格は環境衛生組合議会にて決定されており、ごみの処理手数料等に基づいて設定されていると伺っております。

次に、令和3年4月1日以降のごみ処理についての町民の周知は進んでいるか、考えられる問題点についてはですが、これまで、町広報紙、町ホームページ、まちナビ2、防災行政無線等で周知してまいりました。町広報紙では、7月号のお知らせをはじめとして、9月号で主に収集日の変更を、11月号では特集を組み、ごみ袋や分別方法の変更などについて掲載しました。また、3月号にも記事を掲載するとともに、分別方法や収集日を掲載した、家庭ごみの日カレンダーを配布しております。

そのほか、町ホームページやまちナビ2でも変更についてお知らせしており、防災行政無線では1月に放送し、3月下旬にも変更等に係るお知らせを放送いたします。

また、4月からは、出前講座も予定しておりますので、ご活用いただければと思います。

今後、考えられる問題としては、分別方法の変更による混乱が挙げられます。ごみの減量、資源化には適切な分別が不可欠でございますので、分別方法等の周知を進めるとともに、問合せには、きめ細かな対応に努めてまいります。

〔環境防災課長 北田勝也君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 渡邊 奨君登壇〕

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） 森川貴恵議員のご質問、大綱3点目、東陽病院についてお答えいたします。

初めに、千葉県からの新型コロナウイルス感染症に係る依頼内容とその対応についてはでございますが、本年1月14日付で、千葉県より、救急告示病院へ新型コロナウイルス感染症に係る病床の確保について依頼がございまして、その内容は、新型コロナウイルス陽性患者の受入れのため、救急医療体制について必要な体制を確保しておく必要があることから、各医療機関で、入院調整までの期間対応できる体制をつくり、少なくとも個室1部屋の病床確保をお願いしたいとの要望でございました。

当院では、陽性患者の入院を受け入れるには、一般の病棟の一部を閉鎖しなければ、ゾーニングによる動線の確保ができないなどの施設面での課題や、現状で内科医や看護師が不足しているという医療スタッフ面でも対応が困難であることから、一般の病棟を制限して陽性患者の入院を受入れすることとなりますと、通常の医療が滞ることとなり、地域医療が逼迫

してしまうおそれがあるため、陽性患者の入院受入れについては、現段階では見合わせている状況でございます。

続いて、新型コロナウイルスワクチン接種事業に対する役割はについてでございますが、新型コロナウイルスワクチン接種事業に対する役割は、2つございます。

1点目は、医療従事者等の優先接種を行う役割でございます。

ワクチン接種を実施する施設は、基本型接種施設と連携型接種施設がございまして、基本型接種施設は、ディープフリーザーを設置する医療機関であり、1,000人を超える医療従事者等に対して接種を実施することが予定されております。

連携型接種施設は、医療従事者等の数が原則としておおむね100人以上であり、基本型接種施設から冷蔵でワクチンの移送を受け、接種を実施することとされております。

当院は、山武長生夷隅医療圏内で、7つの基本型接種施設、17の連携型施設のうち連携型施設として、当院をはじめ地域の医療従事者等のワクチン接種の施設となりましたので、今後、基本型接種施設からワクチンの配給を受け、当院並びに地域の医療従事者等への接種を実施していく役割を担います。

2点目は、住民接種に対する役割でございます。

今後、町施設での集団接種や医療機関での個別接種等、接種方法の調整により、当院医師の派遣や、当院での個別接種の役割を担い、住民接種の実施に貢献してまいりたいと考えております。

次に、10 days ルール等の協力体制を整える可能性はについてでございますが、新型コロナウイルスは、発熱等の症状が出てから10日間程度が経過し、かつ症状が軽快または消失してから72時間以上経過すると、仮にPCR検査等で陽性の結果が出る場合でも、ウイルス本体は培養されず、感染性は極めて低いとされていることが報告されており、厚生労働省の退院基準に示されております。

症状が改善し、退院基準を満たしても、リハビリやその他の疾病のため、退院することのできない患者の転院先がなく、重症患者用の病床を確保できないという問題を解消すべく、本年1月19日付で、千葉県より、新型コロナウイルス感染症に関し、他院において退院基準を満たした患者の受入れのための病床確保について依頼があったところであり、当院でも、旭中央病院より講師を招き、感染制御等の指導を受けた上で、横芝光町在住の町民を対象とし、当院で治療可能な疾病等の患者受入れを可としたところでございます。

〔東陽病院事務長 渡邊 奨君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） ありがとうございます。それでは、通告順に、再質問お願いいたします。

まず1番目、横芝駅及び周辺整備についてですが、1月の下旬に、ヨリドコロにて、地方都市の駅周辺地区の再生というテーマで、横芝光町横芝駅周辺地区が取り上げられて展示されていました。このような配布物がヨリドコロにありまして、ご覧になられた方もいらっしゃるんじゃないかと思います。これは、千葉大学の都市計画、松浦研究室の学生たちが行ったもので、実現を前提としたものではなく、仮想の計画内容となっています。私も展示されている模型やアンケートを見させていただき、実現を前提したものではないということは理解しておりましたが、実際にこのようになったらすばらしい町になると考えさせられました。

そこで、横芝駅に対する町民のアンケートからは、やはりエレベーターの設置の要望が多くありました。また、雨よけの場所が欲しいとの要望がありましたが、駅の改修に当たり、町民の意見を聞き、要望を取り入れることはなさるのでしょうか。先ほど、最後に都市建設課長さんが、意見を反映させるように努める内容のことを答弁されましたが、どのように町民の意見を取り入れるように努力なさるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（川島敏彦君） 今後、駅の改修等、また駅前広場の整備等にはどのような意見を取り入れるのかというような質問でよろしいですね。

まず、今現在、今年度から町の都市計画が総合的な指針となる、横芝光町都市計画マスタープランの見直しに取り組んでいるところでございます。これにつきましては、どの地区が、どのような開発をしていくのか、どのようなまちづくりをしていったらいいのかというような、町の総合的な指針となるようなものでございまして、今現在、その骨子を作成している状況でございます。

この骨子が出来上がった段階で、町民の方々に説明会または、こういうコロナ禍でございますので、アンケート等も行う場合もありますので、それらを踏まえ、まちづくりをどのようにしていくかということを検討していく中で、駅のほうの意見も併せて聞いていったらいいのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 先日の全員協議会のときに、横芝駅の雨よけがないとかそういうこと

は、もう大まかなことが決まっているような印象を受けたのですが、これから町民の意見をそこに反映させるということは可能なのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） 今回、予定していますバリアフリー化については、町民の意見をこれから反映することというのは難しいです。ただ、私もアンケート結果は見させていただいているので、そこを可能であれば工事の段階で入れ込みたいという気はございますけれども、実現できるかどうかというのはJRとの協議によります。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 町民協働のまちづくりを行うため、やはり事前の町民合意を大切にすべきで、まちづくりや活性化につながる方法を駆使していただきたいと思います。今後、改修するとなるとまた大変な作業だと思いますので、できるだけ合意というか町民の意見を入れまして、お願いできたらと思います。

それから、次に、駅の、先ほどの周辺都市の再生の中に、町民のアンケートというのを取ったそうなんです、これの回収率が非常に低くて1%にも満たしていませんでした。ただ、その中でも、やはり意見を寄せていただける方というのは関心のある方で、貴重な意見が多いと思いますが、その中に幾つかございましたので、私もちょっとこれはどうかなと思う、賛同できるものがありましたので、お尋ねします。

駅の北側についての意見がございました。北側の更地が本当にもったいない。そこにロータリーを造り、高速バスや観光バスの乗り入れができるようにならないかというのですが、国道と直結すれば交通面での利便性も非常に高くなると思いますが、北側の開発というのは、検討には上がっていないのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（川島敏彦君） 北側の開発というご質問ですが、11月に千葉大生の受託研究の発表、またその成果品の中にも、学生たちの考えでは、北側に移住者をターゲットとした住宅エリア等を設置したり、ロータリーを造ったらいいんじゃないかというような発想も載っております。

北側の開発につきましては、過去に、平成元年と平成12年に、町で検討を行ったという経緯もございます。平成12年の調査では、駅舎の線路から北側126号線まで、東は栗山川、西は県道上堺線までの17ヘクタールを区域として調査してございますが、当時、北側にコンク

リートの製品を造っている会社が2社あり、その移転費用や土地の造成費、道路の工事費用など、事業化には莫大な費用がかかるという試算がされたという経緯もございます。

また、最近では、一般住宅などの建物が張りついて、増えてきているような状況が見られます。このような状況ですが、現在のところ、北側の開発というのは、町の中でもないところでございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今、都市建設課長のほうから、コンクリート製品の工場があつて、たしか2年ほどぐらい前に、それを解体して更地にするという工事が始まりました。その段階において、民間企業でございますけれども、民間企業の役員を訪ねましたところ、改めてこちらに赴いていただきました。そこについて、北側開発ですとか、例えばその土地を処分する考えはないのか等々、いろいろと相談させていただきましたが、コンクリートの民間会社は、M&A、吸収合併等により新しい会社ができ関係もございまして、すぐ結論を出すのは難しいという状況にございました。

そういう状況でございますので、一旦、もしその状況が、その会社の状況等いろいろな部分で変化があるようであればご連絡いただくことになっているんですけども、それから何ら連絡がない状況にあります。私どもとしても、やってみたいなという思いの中で進めた経緯はございますことを一応ご報告させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） そのようなアクションを一度でも起こされたということですが、待っているだけでは全然前進しませんので、再度働きかけていただけるといいのかなと思います。

それから、駅前の交差点の件もですが、本当に少しずつしか動かなく、現在中途半端な状態で止まっているように思います。信号待ちをしておりますと、大型車が右左折に非常に苦労しております。待っている車がバックしたりだとか、そこら辺の工事の進捗状況もいかがでしょうか。駅は、やはり北も南も同時に開発というか、広げるとうれしいというのが町民の意見だと思いますが、今度、駅前の交差点のほうの拡充工事はどのようになっているのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（川島敏彦君） 駅前の交差点ですが、県道ですので、山武土木事務所が道路

改良事業を実施しているところでございます。道路が拡幅となることから、ご承知のとおり用地取得に向けて地権者と交渉を行っておりますが、難航している状況にあると伺っております。

そのような状況ではありますが、現在、取得した用地の中で、暫定系での交差点工事ができないかということで、山武土木事務所と県警の交通規制課とが協議を進めてまいりました。その結果、2月に協議が整いまして、今の買収した用地の中で、今後、工事が行えるということになり、土木事務所が工事発注に向けて現在準備を進めているというふうに伺っております。

なお、用地交渉につきましては、今後も引き続き行っていくということでございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 駅の周辺、用地買収とか、かなり大変なことだと思いますが、時間もかかると思いますが、少しでも横芝光町の玄関口を整えるために努力していただけたらと思います。

それから、駅の周辺なんですけど、またさらにこのアンケートの中にありました、周りに古いビルがあって、より寂しい雰囲気を出していると、ヨリドコロの話が先ほどありましたが、そちらが入りにくく、非常に利用しにくいとかの意見もございました。

やはり駅周辺を町の玄関口と、改めてこれ整備し、景観を整えていくことが必要だと思います。先ほど、景観行政団体への移行の考えはないということでしたが、近隣の自治体では、山武市、東金市、富里市、多古町など、非常に多くの町が景観行政団体へ移行しております。ここ、景観行政団体になりますと、地域性に即した景観計画を策定し、具体的に原色を多用した巨大な広告看板、それから店舗、それから野立ての看板等の規制誘発ができます。より良好な景観の育成が図られるメリットが大変多いと思いますが、やはり景観行政団体への移行は考えがないのですか、再度お尋ねします。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（川島敏彦君） 景観団体への移行の考えはないのかということでございますが、まず、今年度、先ほど来から申し上げますとおり、横芝光町都市計画マスタープランの見直しに取り組んでおりまして、その中で、町をどのように、どの地区をどのようなスタイルで開発していくかというのを決めるものでございますので、それらを踏まえ、景観に関する基本的な考えをマスタープランの中でまとめていった後に、景観団体、景観計画等に

については検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 全く考えがないということではないということで、安心いたしました。

率直に、今の駅前の古いビル、原色を多用した巨大な広告看板をどうお考えでしょうか。横芝光町は、アオウミガメの産卵地である木戸浜海岸、サケ遡上の南限と言われた栗山川、県下最大級の坂田城跡の梅林など、たくさん自慢できるものがあります。これらの自然とノスタルジックな駅舎を生かした美しい駅を、外観からこだわって観光地にできたらよいと思いますが、先ほど町長も、景観形成に頑張っていて、魅力ある顔づくりというようなお答えをいただきましたが、長きにわたって駅前のビル、それから巨大な看板、とてもノスタルジックで美しい自然を取り入れた町の顔とは思えませんが、これからの努力というか、努力目標といえますか、これからの目標みたいなものをお聞きできたらと思います。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（川島敏彦君） まず、駅前の看板につきましては、駅周辺に限らず、全ての看板に通じることですが、企業や会社、お店が設置している看板は営業目的でございまして、一目でその内容やイメージさせることから、人の目を引くように作られている看板もあると思います。そのような中で、駅周辺の営業看板については、私有地に設置され、所有者に管理されているような状況でございます。

また、駅前のビルにつきましては、現在、町外の方の所有となっております。窓等も壊れているような状況もございますので、町といたしまして、指導として、建築指導の行える千葉県山武土木事務所へお願いしております。山武土木事務所では、所有者へ適切な管理を行うようお願いしているというふうに聞いているところでございます。

これらも踏まえまして、景観に関しましては、今後も、先ほど来申し上げていますが、都市計画マスタープランの見直しに取り組んでおりますので、それを踏まえて、景観に関する基本的な考えを取りまとめて、町全体を見ながら対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 先ほどちょっと町長が手を挙げられておりましたので、ご意見をお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） ただいま都市建設課長が申したとおりでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） それでは、町長のお口から今後の努力目標を教えてくださいたいと思います。先ほど、企業の看板なので目につくのが当たり前のようなご意見でしたが、そこを何とかするのがこの景観行政団体への移行だと思います。当町ではないですが、佐倉市や成田市、とても看板等、ローソンやミニストップでさえ、コンビニエンスストアでさえ景観に気を使った看板を入れております。そのような縛りといいますか、そういう規制ができるのが景観行政団体への移行ではないでしょうか。

その辺と、それから、長きにわたって町長務められましたが、駅前、依然として何か私としては、あまりこう、横芝の自然を生かした感じではないなと思います。今後の努力目標を教えてください。よろしくをお願いします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 景観につきましては、本当にもう森川議員、おっしゃられる部分も認識はございますが、そうした中におきましても、民間とのどのようなバランスが取れるのかという部分もございますので、先ほど森川議員おっしゃられた、そういう条例の部分についてもですね、調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 景観のことについて、最後、駅前交番が時間内でもあったらいいなという意見もございましたので、もし何かのときありましたら、電車がある時間だけでも参考にさせていただきたいと思います。

それでは、一般ごみのことについて少し聞きたいと思います。

なかなかごみ出しが自分では、ご自身では難しいという高齢者に対して、ごみ出しサービスがあるというようにお話を今、答弁の中でお聞きしました。こちらのほうの利用者はいるのでしょうか。それから、サービスを利用したい場合には、何か手続きのようなものがあるのか、お尋ねします。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（北田勝也君） ご質問の回答でございますけれども、これにつきましては社

会福祉協議会のほうで行われている事業でございます。

実際に、ボランティア派遣事業ということで、内容的なものなんですけれども、家事の援助と、買物の代行、話し相手、ごみ出し、あと施設の行事手伝い等がボランティア派遣事業となっております。

また、これが住民たすけあいサービス事業でございますけれども、内容につきましては、買物、病院、清掃・洗濯などの、日々の暮らしの中で困っていることの支援ということで伺っております。実績につきましては、ちょっと私も詳しくは分からないんですけれども、少人数という形で伺っております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） ご高齢者や、それから、なかなかごみ出しの曜日も覚えられなくて、別のところに出しちゃうとか、曜日を間違ってしまうとか、そういう方もいらっしゃるのではないかと危惧いたしましたが、サービスがあるということで非常に安心いたしました。

さらに、ごみ出しのことなんですが、資源ごみの袋は可燃ごみ袋に比べ価格も安く、これは分別しなければならないという意識づけや、可燃ごみを減らすことにもつながりよいと思いますが、もっとう、可燃ごみじゃなくて燃えないごみと一般に言いますが、それが出しやすくないかなというふうに思いました。

例えば、他市町村では、同じごみステーションに、今日は可燃ごみの日で、1週間に1回程度、不燃ごみの日とかいうのがございまして、同じステーションに出せるのですが、当町はそうではないような、何か2週間に1回、別の地域に集めるみたいなことをやっていると思います。同じステーションに可燃ごみ、不燃ごみというふうにならないでしょうか。質問です。

○議長（鈴木克征君） 通告時間が迫っておりますので、答弁は簡潔にお願いいたします。

環境防災課長。

○環境防災課長（北田勝也君） それでは、ご回答のほうをさせていただきます。

光地域のごみ関係は、可燃ごみと不燃ごみ、あと資源ごみと一緒に場所のステーションになっております。横芝地域につきましては、可燃ごみとあと、不燃ごみと資源ごみにつきましては、各集会場等を利用をさせていただいて、そこに集積しておりますので、別になっているということで、横芝地域、光地域で収集の方法がちょっと違いますので、これにつきましては、必要であれば、今後検討していくことも考えられるのかなと思っております。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） ありがとうございます。ちょっとあと2分ですので、東陽病院については、先ほどご答弁いただき、ありがとうございました。

今朝のまさに朝日新聞にも、コロナ病床を確保するために、やはり病院により分担をしないといけないというようなことが書いてございました。今後、国際医療福祉大学成田病院や旭中央病院との協力体制の中で果たしていかなければならない役割があると思いますので、そちらの役割のほうを果たせるようにしていただければいいと思います。

最後に、お願いですが、一般質問を通告するのが1か月以上前で、その間にいろいろ分かった事実や変わってしまったこともありますので、何とかこの期間、短くできないでしょうかという要望でした。

それで要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木克征君） ただいまの件につきましては、今後、議会運営委員会に諮りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で森川貴恵議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午前11時10分とします。

(午前10時59分)

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時09分)

◇ 宮 蘭 博 香 君

○議長（鈴木克征君） 一般質問を続けます。

宮蘭博香議員。

[5番議員 宮蘭博香君登壇]

○5番（宮蘭博香君） 改めましてこんにちは。

議長のお許しをいただきましたので、宮蘭博香が、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

昨年1月から感染が確認された新型コロナウイルスが発生してから、早くも1年2か月が経過しました。国内では、令和3年3月7日現在、44万621人が感染し、8,276人がお亡く

なりになりました。また、千葉県では、2万7,237人が感染し、480人がお亡くなりになりました。当町では、34の方が感染されました。お亡くなりになられました皆様のご冥福をお祈り申し上げますとともに、感染なされ治療や療養をされている皆様にお見舞い申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染の第3波により、2回目の緊急事態宣言が1月8日に発令され、当県を含む1都3県については、3月21日まで再延長されましたが、当町の対応については、佐藤町長の後づけ戦略と疑問が残るものであります。といいますのは、当町の状況を踏まえた対応がきめ細かくできていないように思われるからであります。

また、現在は新型コロナウイルス対策の切り札と言われておりますワクチン接種が、2月17日から医療現場関係者から始まり、そして4月からは高齢者を対象とした接種が始まる予定で、大きな効果が期待されるところであります。一方では、治験データが少ないことから、ワクチン接種に伴う副反応を懸念している人もおります。それらの状況を踏まえた対応が今後求められるものであります。

さて、当町におかれましては、年度末を迎え今年度のまとめや来年度に向かっての準備、行財政の健全化、さらには新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえた経済の活性化を図るための新しい生活様式を築いていかなければなりません。まさに、正念場を迎えていると言っても過言ではありません。いかに早く、自分たちの地域を立て直すかということが地方自治体の宿命でありますので、職員一丸となり英知を集約し、頑張ってくださいことに大いに期待するものであります。

それでは、新型コロナウイルス関係について、7点、お伺いします。

1点目として、対策本部設置規則等の制定について、お伺いします。

新型コロナウイルス対策本部の設置については、平成25年3月に制定した横芝光町新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき対応しているということではありますが、条例を確認させていただきますと、具体的なことは示されておられません。具体的な対策について、施行規則等を制定し、それに基づき今回の各種対策を講じているのか、お伺いいたします。

2点目として、PCR検査を受けたい場合の対応について、お伺いします。

町民の皆さんから、自己防衛を図るために有料でもPCR検査を受けたいという多くの要望があり、その旨を町当局にお伝えしましたが、しっかりとした回答はいただけず、できないという理由しか返ってきません。実際に、都市部では対応しているのに、なぜ当町では対応することができないのか、お伺いいたします。

3点目として、ワクチン接種の対応について、お伺いします。

組織体制及び接種事業につきましては、さきの議会議員全員協議会で説明がありましたが、多くの町民が安心してスムーズにワクチン接種が行われなければなりません。そのためには、治験結果の安全性やワクチン接種会場の安全性と簡素化等を町民に徹底して周知を図る必要があると思われませんが、どのような方法をお考えなのか、お伺いいたします。

また、多かれ少なかれワクチン接種は当初は受けたくないが、受けた人の反応を見てから、やはり受けたいという人も出てくると思われますが、それらの対応はどのように考えているのかについて、お伺いいたします。

4点目として、経営が厳しくなっている飲食業・宿泊業及び高齢者施設等への対応について、お伺いします。

最初に、飲食業・宿泊業関係について、お伺いします。

飲食業・宿泊業関係につきましては、国の持続化給付金及びその上乗せ分として、横芝光町中小企業支援金、また前年度の収入よりも30%から50%減少した店舗には、横芝光町中小企業事業継続応援金が給付されておりますが、それぞれの対象件数及び給付件数をお伺いします。

続いて、プレミアム付応援チケットについて、お伺いします。

最初に、プレミアム付応援チケットを開始したときの対象店舗数及び実施した店舗数、そのうち商工会に加入していた店舗数と商工会に加入していなかった店舗数について、お伺いします。

さらに、現在実施している応援チケット利用店舗数についても、商工会に加入している店舗数と加入していない店舗数をお伺いします。

次に、高齢者施設等への対策について、お伺いします。

安定的な高齢者サービスを支援するために、支援交付金を交付したと思いますが、交付先の件数と具体的な交付金額について、お伺いします。

あわせて、持続化給付金の給付事業所の数が分かれば教えていただきたいと存じます。

5点目として、東陽病院の対応について、お伺いします。

言うまでもなく、東陽病院は、町立病院として、その機能を果たすことにより、町民との信頼関係が構築できるものであります。しかしながら、残念なことに、このたびの新型コロナウイルス感染防止に関し、全くと言っていいほど町民の役に立っていません。といいますのは、陽性患者を入院させることに対して対応できないということは十分理解できますが、

最近、感染対策の部屋を増築しましたが、有効に活用されていないということです。PCR検査や抗体検査の場所として有効活用することは検討しなかったのか、お伺いします。

6点目として、町公共施設（社会教育施設・社会体育施設等）の対応について、お伺いします。

今年に入り、緊急事態宣言が1月8日から発令され、現在も継続されていますが、学校が開放していることから、その状況を踏まえ、町公共施設も当町に合った縛りを設け、貸出しが行われたことに対しては評価できるものでありました。しかしながら、1月20日に突然全ての施設が閉鎖されてしまいました。山武郡市では、現在も、東金市、大網白里市、九十九里町の2市1町が施設開放をしています。逆に、山武市、芝山町、当町の1市2町が施設閉鎖しました。近隣の匝瑳市も施設は開放しています。なぜ、このような状況から、中途半端に途中から施設を閉鎖してしまったのか、お伺いいたします。

7点目として、大勢の人が集まる会議及びイベント等の対応について、お伺いいたします。

新型コロナウイルス感染対策を図ることは一番大切だとは思いますが、感染拡大している地域から人を迎え入れる可能性がある行事などを一番最後に中止の判断をしたり、他地域からの人が対象とならないものをすぐに中止決定するなど、対応が全く決められていないように感じられましたが、どのような基準により判断されたのか、お伺いいたします。

以上をもちまして、壇上からの質問とさせていただきますが、町当局の簡潔で明快なご答弁をお願いいたします。

〔5番議員 宮菌博香君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、早速、宮菌博香議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは、新型コロナウイルス関係についてのうち、大勢の人が集まる会議及びイベント等の対応についてのご質問にお答えをさせていただき、その他のご質問につきましては、各担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

初めに、町のイベント等につきまして、令和2年度は海水浴場の開設、町民体育祭、文化祭、産業まつり、新春マラソン大会、成人式及び町内駅伝大会といった主要事業が新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、全て開催することができませんでした。特に、成人式

におきましては、人生で一度きりの行事であり、町としても新成人の門出を祝うべく、開催に向けて準備を進めてはありましたが、令和3年1月7日に国の緊急事態宣言が発出されたことから、やむなく中止せざるを得ない状況となりました。

令和3年度におきましては、国が示しています新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針やガイドライン、千葉県が発出しました協力要請の内容に基づき、事業規模や開催方法を見直すなど、最善の感染防止対策を確保した上で、各種事業が開催できるよう関係団体と協議・検討を重ねてまいりました。

また、横芝光町観光まちづくり協会が主催する梅まつり等の観光イベントにつきましても、観光客が安心してお越しいただけるよう、その都度、感染状況等も注視し、開催方法など安全性を考慮した上で実施について取り組んでまいります。

次に、町主催の会議につきましては、町新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、職員の対応について協議し、町主催の会議は原則として延期または中止とし、実施に当たっては、十分な感染防止対策を講じること、庁議等はリモートの会議形式が可能なものは極力リモートで行うことを全職員に対し通知しております。

また、役場で会議を行う際には、会議室利用人数の上限に留意し、感染防止対策を講じた上で実施しております。

なお、可能な限り資料等の送付による書面での会議開催に代えることにより、直接的に集まらないよう開催形式を工夫した対応も併せて行っている状況でございます。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

〔健康こども課長 萩原浩己君登壇〕

○健康こども課長（萩原浩己君） 宮菌博香議員のご質問のうち、対策本部設置規則等の制定について、PCR検査を受けたい場合の対応について、ワクチン接種の対応についてにお答えします。

初めに、対策本部設置規則等の制定についてであります。平成25年3月に横芝光町新型インフルエンザ等対策本部条例を制定しており、令和2年3月26日に改正新型インフルエンザ等対策特別措置法、いわゆる新型コロナ特措法に基づき、国及び千葉県が新型コロナウイルス感染症対策本部を設置したことを受け、町といたしましても、当該条例及び横芝光町新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、横芝光町新型コロナウイルス感染症対策本部を

設置したところでございます。その後、7月に警戒本部へ切り替えたところでありますが、令和3年1月7日に国の緊急事態宣言が発出されたことから、翌1月8日に再度対策本部へ切り替えて設置したところでございます。

次に、PCR検査を受けたい場合の対応についてであります。発熱等の自覚症状のある方には、発熱外来を実施している医療機関の案内や相談等を行っております。一方、発熱等の自覚症状がなく、仕事上PCR検査証明書が必要な方や、周囲に感染者や濃厚接触者が出たことにより、不安や心配をされ、任意でPCR検査を希望される方等の相談につきましては、自費診療で検査が受けられる医療機関や市販で販売されている検査キットの紹介をしております。

次に、ワクチン接種の対応についてでございますが、町民の皆様の多くは、新たなワクチン接種に伴う副反応について心配されていると思われまます。町といたしましても、国や医師会などから示される正しい情報を速やかに町民の皆様に分かりやすくお伝えしてまいります。

周知の方法につきましては、接種対象になる方へ個別に郵送いたしますご案内の中でも丁寧に説明しながら、また新たな情報につきましては、町ホームページなどを通じてお知らせをしていきます。

また、接種に当たって健康上の不安がある方につきましては、事前にかかりつけの医療機関へご相談いただき、接種に支障がないと判断されれば接種を受けることができるものと考えております。今後、町内の医療機関と連携を図り、一人でも多くの方々にワクチンを接種いただけるよう体制を整えてまいります。

なお、接種場所ではありますが、町内各医療機関での個別接種と町公共施設を会場とした集団接種の二本立てで検討しております。集団接種を実施する際の接種会場につきましては、次の5点から町文化会館が最有力の候補会場と考えております。

1点目に、施設に適度な広さがあること、2点目に、接種期間が夏季を含めた長期に及ぶと想定されるため、空調設備があること、3点目に、接種記録を確認するため、町の通信回線を利用したシステムが安定して活用できること、4点目に、広い専用の駐車場があること、5点目に、体調の急変による緊急の場合、横芝光消防署がすぐ近くにあるため、救急搬送がスムーズに行えること。

以上の5点により選定し、実施に向けた精査を行っているところでございます。正式に決定いたしましたら、町ホームページなどでお知らせをし、接種対象となる方へご案内の中もお伝えしてまいります。

〔健康こども課長 萩原浩己君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 産業課長。

〔産業課長 及川雅一君登壇〕

○産業課長（及川雅一君） 宮菌博香議員ご質問の大綱1点目、新型コロナウイルス関係についての経営が厳しくなっている飲食業・宿泊業及び高齢者施設等への対策についてのうち、飲食業・宿泊業への対策についてのご質問にお答えいたします。

緊急事態宣言の再発令に伴う飲食店へ営業時間の短縮要請や不要不急の外出自粛等により、飲食店や宿泊施設は、客足が遠のき、厳しい経営状況が続いております。中でも、スポーツ合宿を強みとしている民宿では、大学生やクラブチームのキャンセルが今年の夏休みに続き、今年の春休みにも多数発生し、経営継続に対する不安が増している状況にあります。このような事業者への復興に少しでも役に立てていただけるよう、飲食業や宿泊業を営む事業者を支援するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、プレミアム付応援チケットの発行事業や、観光施設衛生対策事業を令和3年度も継続して実施できるよう、関連経費を3月議会補正予算の繰越明許費に計上させていただきましたので、よろしくお願いたします。

なお、今後につきましても、国や県などの動向等を注視しながら、この地域の実情に応じて必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

〔産業課長 及川雅一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

〔福祉課長 向後和彦君登壇〕

○福祉課長（向後和彦君） 宮菌博香議員からご質問のありました大綱1点目、新型コロナウイルス関係についての経営が厳しくなっている飲食業・宿泊業及び高齢者施設等への対策についてのうち、高齢者施設等への対策について、お答えします。

町では、高齢者・障害福祉サービス事業者に対し、感染症拡大防止対策を図りつつ安定的な福祉サービスの継続を支援するため、昨年7月に地方創生臨時交付金を活用した支援交付金を交付いたしました。

交付対象は、町内で福祉サービス事業を実施している20法人で、内訳としましては、特別養護老人ホームと養護老人ホームの事業を実施している5法人に対しては、1法人当たり40万円、障害福祉サービス事業のみを実施する2法人を含む福祉サービス事業者15法人に対しては、1法人当たり20万円を交付しました。また、支援交付金のほか、高齢者施設、障害者

施設、児童施設等へマスクを配布したところであります。

国、県では、持続化給付金をはじめとする様々な経済的な支援、マスク、手袋などを配布する物資支援など実施されていますが、町内における高齢者福祉施設等の事業者の申請状況については把握していません。

〔福祉課長 向後和彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 渡邊 奨君登壇〕

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） 宮菌博香議員ご質問の東陽病院の対応について、お答えいたします。

新型コロナウイルス関係についての東陽病院の対応でございますが、現時点では、発熱外来を中心に考えております。

発熱外来は、昨年10月23日に県の指定を受け、プレハブ2棟を設置し、11月4日から感染症診察室で、平日14時から16時の2時間、10人の予約制で実施しております。平日は、ほぼ毎日予約があり、10人を超える状況もございます。また、救急等で予約時間外に対応する場合は、救急診察室を使用し、診療を行っているところでございます。

入院につきましては、現在、当院ではコロナ陽性患者の受入れはしておりません。陽性患者の病床確保に際しては、一般病棟を一部閉鎖する等の対応が必要なため、一般患者の入院が制限されてしまうことから、現時点では、一般の病床数を維持することで、陽性患者の受入れ病院から一般患者の転院を受け入れることにより、陽性患者の病床確保に貢献してまいりたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症の検査についてでございますが、県医師会との集合契約により、抗原検査、PCR検査ともに行政検査として、濃厚接触者や症状のある方など、検査が必要な方に実施しております。

抗原検査は、病院内で検査しておりますが、PCR検査は、保健所から濃厚接触者の依頼等により、検体採取を行い保健所で検査している状況でございます。

行政検査以外、任意で希望によるPCR検査につきましては、ニーズは認識しておりますが、検査を実施するには、専門の検査機関に委託しなければならない、結果が出るまで2日以上かかることから、現在のところ考えておりません。

また、新型コロナウイルスワクチン接種の対応でございますが、東陽病院は、医療従事者等への接種につきましては、接種施設となっており、住民への接種につきましても、個別接

種施設として考えてところでございます。そして、集団接種会場への医師派遣等につきましても、検討しているところでございます。

今後も、他の医療機関等との連携を図り、自治体病院として、地域医療の提供に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症に関しましても、病院の持つ機能を活用し対応してまいりたいと考えております。

〔東陽病院事務長 渡邊 奨君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

〔社会文化課長 霞 澄人君登壇〕

○社会文化課長（霞 澄人君） 宮菌博香議員からのご質問の新型コロナウイルス関係についての町公共施設（社会教育施設・社会体育施設等）の対応についてにお答えいたします。

緊急事態宣言発出に伴い、1月8日金曜日午前9時から開催いたしました第8回新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、社会文化課所管施設の対応について協議しました結果、国・県からの施設休館の要請、各団体の上部組織からの活動自粛の要請などがなかったこと、また当町及び近隣市町の感染状況を踏まえ、利用者を町内登録の個人、団体に限定し、利用時間を午後8時までに制限し開放しておりました。

当町の感染者数は、昨年12月までで19名でありましたが、令和3年になり1月18日までの18日間で感染者が7名と急増したことに伴い、1月19日火曜日午前9時から開催しました第9回新型コロナウイルス感染症対策本部会議におきまして、社会文化課所管施設の対応について協議しました結果、1月20日水曜日からは緊急事態宣言期間中、各施設を休館とし、図書館につきましては、図書の貸出し及び返却のみの利用としたところでございます。

また、緊急事態宣言の延長に伴いましては、2月4日木曜日午前9時から開催いたしました第10回新型コロナウイルス感染症対策本部会議において協議しました結果、1月20日以降の対応をそのまま延長することとしたものでございます。

〔社会文化課長 霞 澄人君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 町長をはじめ各課長には、いろいろとご答弁いただき、ありがとうございました。

それでは、改めて通告順に町長に質問させていただきたいと思っております。

まず、1点目の対策本部設置規則等の制定についてでございますが、課長が答弁していただきましたように、横芝光町新型インフルエンザ行動計画で対応したということであるんですけれ

ども、町長自身として、それに基づいて今回スムーズな対応ができていたと思うのか、町長にお伺いいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 私なりに、それはスムーズにできたものというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香君。

○5番（宮菌博香君） 町長がスムーズに対応できたということであれば、これ以上言ってもしょうがないと思うんですけども、私が思うには、今回を教訓として万全な体制が迅速に行えるようなマニュアルを策定できていたならば、そのときの状況を踏まえ対応していくことが必要だったのではないかなというふうに思いました。ですから、初めて発生したものでありますので、今後、これを一つの事例として対応できるようなものを策定していただければ、よりスムーズにいくのかなというふうに思っております。

次に、2点目のPCR検査を受けたい場合の対応について、お伺いします。

任意でPCR検査を受けたい場合の対応について、私が担当課のほうに自分自身を守るため、有料でもPCR検査を受けたいという相談があった場合の対応についてお尋ねしても、歯切れの悪い、あまりいい回答というのはいまもらえませんでした。その後、考えたのかしれませんが、先ほどの課長の答弁では、検査が受けられる医療機関の紹介をしているということでしたが、本当にそういうふうに対応できていたのか、まず課長のほうに、それについてはお伺いしたいと思います。あわせて、有料であった場合については、幾らぐらいでできることなのか、どこの医療機関を紹介して、幾らぐらいで対応できたのか、その辺について具体的にあれば教えていただきたいと思っております。

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

○健康こども課長（萩原浩己君） 今ほどの宮菌博香議員のPCR検査のご質問ですが、やはり昨年の場合、PCR検査の場合も医療機関でできるところも数が少なかった。あと、その後、町内の医療機関においても、任意でPCR検査ができるところが、最近になり実施した医療機関があり、そういった実施ができる医療機関が増えた等のことについては、今現在はお案内をしております。そういった形で最近はお答えを申し上げます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 最近は、そういうふうにより自己防衛をするという人についての場合の相談には乗って回答してくれる、これはいいことだと思うんですけども、参考までに、どこでできるのか、また、個人で支払う金額はどのくらいなのか、教えていただきたいと思ひます。

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

○健康こども課長（萩原浩己君） 町内の医療機関については、PCR検査が1万8,000円の消費税ということで、1万9,800円でございます。あと、近隣では、成田空港内の検査センター、こちらのほうが3万2,500円、あと成田に同じくございます国際医療福祉大学成田病院、こちらのほうについては3万8,500円ということとなっております。これが任意で自主診療の検査料金となっております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 料金は分かりましたけれども、どこでできるのかというようなことで紹介をしているのか、ちょっとその医療機関名を教えていただきたいと思ひます。

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

○健康こども課長（萩原浩己君） 町内の医療機関と今ほど申し上げました、成田空港内の検査センターと国際医療福祉大学の成田病院ということでご案内、町内の医療機関については、さくらクリニックということで、ご案内をさせていただいております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 事前通告してあったものですから、そのくらいはしっかりとすぐ対応できるようにお答えいただきたいと思ひますが、いずれにしても、私が当初行ったときには、全然対応できないような歯切れの悪い回答しか返ってきてなかったと思ひます。いずれにしても、これは住民にしてみれば大変なことで、自分で自主防衛をするということであるから、やはりそういうところについては、町としては、要するにこういう状況で対応できますよと、そういうものがすぐに教えられるような状況というのはつくっていく必要があると思ひます。

というのは、千葉県下、県民ということになれば、みんな同じなんですよ。都市部のほうは、そういうのがぱっぱと対応できるような状況になっているわけですよ。ですから、やはりそういうものについては、すぐにその状況に合ったような対応を今後していただければ

ばありがたいなと思っていますので、その辺しっかりと詰めていただければありがたいなと思っています。

それでは、次に、3点目のワクチン接種について、お伺いします。

個別接種については、さきの議会議員全員協議会で、これから詰めていくということでありましたので、集団接種について、お伺いいたします。

課長の説明では、施設が広く、接種期間が長期に及ぶことが想定されることなどから、文化会館が最有力の会場だということではありますが、年間、これは何日ぐらいを予定しているのか、お伺いいたします。使用する期間ですね。

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

○健康こども課長（萩原浩己君） 何日間ぐらいかというのは、まだちょっと想定のほうができてないんですが、これは先ほど申し上げましたとおり、個別医療機関との二本立てということで、個別医療機関でもどのくらい接種ができるかというような兼ね合いもございますし、集団接種については、またワクチン供給量だとか、そういう供給量に基づいても違ってきますし、そういったことで年間何日かということは、まだ想定のほうができてない、今後の検討事項だと考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） それでは、改めて町長のほうに聞きたいと思うんですけども、今何日か全然まだ未定だということでもあります。言うまでもなく、文化会館というのは、社会教育を実践する場所でもあります。ですから、例えば1回接種で使うとなれば、前日の準備があつて、当日があつたり、場合によって後片づけで1回やるごとに、文化会館3日使えなくなってしまうというケースも想定されるわけです。そうすると、根本的な問題になってきて、文化会館というのは、私は社会教育を実践する場所であると思います。それを潰されちゃうと、社会教育を今後実践していくのはどこでやるのか。うちのほうは、施設に余裕があるから、十分それでも対応できるのか。逆にまた、プラムは何を目的に行う施設なのか、町長にお伺いいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まず、1点目でございますけれども、やはりワクチン接種事業、これは国が中心となって進めていることであつて、有史以来初めてやることでございますし、この新型コロナウイルスがこれだけの猛威を振るっている中で、何をもつてもこれを第一最優

先にしなければならないという認識の中で進めておりますので、社会教育施設であっても、その部分を優先させていただきたいというのが1点目。

また、プラムにつきましては、健康福祉センターとしての位置づけでございますけれども、やはり先ほど来申し上げましたとおり、広さ、また先ほどワクチンがどれだけの供給が来るのかも今非常に国会でももめているところでございまして、どういう状況になるか分からないし、長期にかかるのではないかという思いもございます。それと、何といたっても、住民をしっかりチェックできるような、要するにパソコンと住民基本ネットワークが整えられるのが文化会館であるということ。また、緊急の場合の救急搬送が消防署の前だということも含めて、そのような状況の中で進めさせていただきたいので、そこをやはりやるべきであるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 町長からご答弁いただきましたけれども、私の脳が足りないのかもしれませんが、文化会館とプラムを比較した場合には、部屋数、面積、空調、そういうものも全部ある、駐車場も大きいのを備えてある。また、職員についても、事務室を移動するだけで、同室の建物であれば、いろいろな面で文化会館に行くよりも、フットワークよく有効に対応できるのかなというふうには私としては感じております。そうして、社会教育のほうについても、そんなに影響は受けない。

確かに、町長が言われますように、救急搬送になった場合については、文化会館よりも遠くなります。しかしながら、東陽病院で受けてくれることであれば、逆にプラムのほうは東陽病院に行くまでは近くなる、そういうようなメリットもあります。ですから、そういうものについては、やはり行政全体として、もう少し考えるべきなのかなというふうに思いますけれども、やはり町長、そういうふうには思いませんか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まずもって、プラムでは今健診事業も行っております。まず、町民の命を守るということが第一だというふうに私は認識しておりますので、そういう状況の中から、今プラムで行われている健診事業につきましては、やはりこのコロナ禍においても、今継続して行っている状況でございますので、それも併せて一緒にやるということもなかなかできないので、そういう状況はご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） それでは、もっと広く有効活用できる南条小を活用するなんかも一つの手ではないのかなというふうには思います。いつまでやってもしょうがありませんので、次に行きたいと思えますけれども、実際にワクチン接種が始まると、副反応が怖いので、みんなの接種状況により後日受けたいとか、副反応が出たとか、想定外のことも発生すると思われれます。いずれにしましても、万全を期していただきたいと思えます。そして、一番大切なのは、接種のための周知をいかにきめ細かく行い、一人でも多くの人に理解していただき、接種していただくことだと思えますので、その辺考え方については町長と相違はないと思えますけれども、具体的には、町長、どのように考えているのか、あれば教えていただきたいと思えます。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今、宮菌議員おっしゃられたとおり、この接種事業というものが、本当に町民にとって、極めて重要なことであるという認識を持っておりますので、説明に、また周知に対しても、万全を期したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） それでは、次に、4点目の経営が厳しくなっている飲食業・宿泊業の関係なんですけれども、高齢者施設の関係については、数を教えてもらいましたけれども、1回目の答弁のときに、課長から答弁いただけなかったもので、順次教えていただきたいんですけれども、まず1点目として、国の持続化給付金の受給店舗数を教えていただきたい。

それから、2点目として、横芝光町中小企業支援金受給店舗数を教えていただきたい。

3点目として、横芝光町中小企業事業継続応援金受給店舗数が分かれば教えていただきたい。

それから、飲食店、営業許可を持つ店舗数、うち商工会加入の店舗数。

それと、応援チケット販売実績店舗数、それと、観光衛生対策事業の補助金受給宿泊施設数、それとすごく大変だったと思えますけれども、今回のときに産業課の職員、いろいろ見回りやったと思うんですけれども、夜間、飲食店見守り店舗数、何店舗あったのか、それ分かればちょっと教えていただきたいんです。

○議長（鈴木克征君） 産業課長。

○産業課長（及川雅一君） まず、国の持続化給付金につきましては、町のほうを通して申請

はありませんが、おおむね町の中小企業支援金に申請した件数とほぼ同等と考えておりますので、現時点で550件として考えております。

続きまして、中小企業支援金につきましては、計画では500件予定しておりましたが、現時点で552件の申請がありますので、今回3月補正予算に不足分を計上させていただいております。

続きまして、中小企業事業継続応援金につきましては、57件の件数となります。

続きまして、飲食店営業許可を持つ店舗数ですが、町内100店舗になります。そのうち、商工会の会員が59店舗になります。今回、応援チケット販売実績店舗数につきましては、49店舗になります。

続きまして、観光衛生対策事業の宿泊施設ですが、15件になります。

最後に、今回の要請につきましては、夜間飲食店の見回り店舗数は、今現在86店舗を見回しているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） いろいろありがとうございました。いずれにしても、町の景気対策について、プレミアム付応援チケットは、当町に合った一番いい対策だと思っています。しかしながら、残念なことに、商工会に加入していない店舗については、この制度をほとんど活用してない状況にあると思います。だから、やはり同じ町内で店を構えているのであれば、商工会に委託しているかもしれないけれども、そういうものは度外視して、やはりみんな同じ土俵に乗せて対応するべきだと思うんですけども、だからこれを聞いてもあれなんだけれども、多分、商工会に加入してないところの店舗で応援チケットを使ったところはほとんどないですね。だから、そういうものの公平性をまず期していただきたいというお願いです。

だから、そういうふうにしないと、やはり行政というのは、商工会に入っている店舗しか救ってくれないのか、私らは商工会に入っていないから、救ってくれないのか。それでは、やはりまずいと思いますので、そういうところを踏まえて、もっと公平性をしっかりと出して、せっかくいい事業なんだから対応していただきたいというふうに思います。

それと、宿泊業者についても、助成金を支給しているようですが、宿泊者が訪れるような夏期観光は木戸浜は使えないという状況になってきている。これは、予算の協議のときにも言いましたけれども、やはり通年型の観光対策を宿泊業者と検討する時期に来ていると思

ますので、そういうものを両方で検討してやって、そういう収入が伴うようなものをもう抜本的に考えていかなければならないときになってきているんじゃないのかなと。ですから、その辺については、あえて答弁いただきませんが、今後、検討していただきたいというふうに思っております。

それで、次に高齢者施設支援金の対応については、これで了解しました。

次に、東陽病院の関係ですが、壇上でも申し上げましたけれども、町立病院でありながら、今回の新型コロナウイルス感染防止対策について、発熱外来しか行わなかったということがあります。健康こども課と連携を取って、予約制によりPCR検査を東陽病院でできたなら、町民との信頼関係も違って来たと思いますが、管理者である町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 最近、新型コロナウイルスについても、いろいろと皆さんの知識、また情報が入るようになってきましたが、現実問題、今の状況においても、PCR検査の信頼性、またインフルエンザでもそうなんですけれども、ある程度一定の期間が過ぎないと陽性反応が出ない等、いろいろと問題がございまして、現実問題、今、東千葉メディカルセンターにPCRセンターをつくるという段取りをしておりますが、なかなかそれもうまく順調に進んでいない状況にございます。

そうした状況の中で、採取することはやっておりましたけれども、技術者等2日間かかってしまうということも考えましたところでですね、今のところ、それができていない状況にあることはご理解賜りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） あまり言いたくないんですけれども、東陽病院については、財政計画からもかけ離れ、町からの繰出金についても、また新年度予算等でやると思いますけれども、現在もまた余計に出ていたり、そういうふうなことであるので、少なくとも住民が幾らかでも納得するようなものをしていかなければ、おらが病院だと言われなくなっちゃいますよということでもありますので、その辺についても十分検討していただきたいというふうに思います。

次に、公共施設の関係であります。新型コロナウイルス対策特別措置法の規定による緊急事態宣言の発令に伴う町対応についてを拝見させていただくと、なるほどと思えることも

多々ありました。しかし、これについてもしっかりした基準というものが分かりません。と
いいますのは、緊急事態宣言が1月8日から発令されても、1月19日までは野球場等の社会
文化課管理施設は開放されていました。しかしながら、突然、1月20日に使用できなくな
りました。課長の答弁ですと、感染者が急増したということでありましたが、社会文化課が管
理する施設での感染者というのは、いまだに出てないと思います。中学生は部活動がありま
すが、小学生は運動する機会を奪われたという感があります。私のところにも、多くの保護
者がお見えになりましたが、町の方針だから、いましばらく我慢しましょうよと言ってきま
した。

そこで、町の感染状況を踏まえた対応を検討していただきたいと思いますが、町長のお考
えをお伺いします。

参考までに申し上げますと、壇上でも言いましたけれども、山武郡市でも統制が取れてな
く、うちよりも多いところでも、野球場等の体育施設を開放しております。また、コロナ感
染が拡大している都市部でも、子供たちに運動の機会を与えなければならないという方針に
基づき、学校開放まで行っている市もあるということを申し上げさせていただきますが、町
長、どのようなお考えか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 横芝光町、おかげさまで2月は1人も感染者を出さないというふう
になりました。ここで、気を緩めることなく、しっかりと感染対策をやっていききたいという思
いの結果でございます。これが、永遠につながるものではないというふうに認識もしており
ますし、ワクチン接種事業もしっかりやることによって、またみんな子供たちも元気に野外、
また屋内においても運動ができる状況をつくりたいと思っておりますので、いましばらく我
慢をしていただきたいという思いでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） それであるならば、なぜヨリドコロだけ開放しているのか。どのよう
な理由なのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） ヨリドコロにつきましては、駅の待合所の機能も持っているというこ
とで、それはやっているというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 聞いているんじゃないくて、町が一貫性を持ってやるなら、ほかの施設も止めるのであれば止める。まして、外のものまで止めてあって、室内のものだけ、これだけ許しておくというのはいかがなものか。まさに、私は、今まで言っているように、統制が全く取れてないというのは、こういうところでも随所に出てきていると言えることであります。その辺は、どういうふうに思うか、お伺いいたします。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） それでは、町の対策の全容について統制が取れてないというご指摘でございますが、社会体育施設等の制限につきましては、先ほど社会文化課長がご答弁申し上げましたとおり、町内における感染者が増加してきたということで、これは町民の皆様方からも、議員のところに行ったように、使わせてくれという方と、あとは家族がそういう社会体育施設、社会教育施設へ行ってしまうと、感染が心配だから注意をしてほしいと、ただ、受け入れてもらえないと、町のほうでは、こういう緊急事態宣言の中で、そういう施設を使わせることについてどう思っているんだというようなご意見もいただいております。

その中で、先ほど町長も申し上げましたとおり、しばらくの間、この緊急事態宣言中は完全に抑え込むんだという意識を持っていただくために、このような決定を対策本部会議の中でさせていただいたところでございますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 施設を閉鎖していても、文化会館では町民の利便性を踏まえた税の申告会、図書館では本の貸出しを行っていることは評価できます。そして、文化会館は、21日の千葉県知事選挙の投票所として使用されることもよいことだと思います。このように、そのときの状況を踏まえ、施設利用をしていくのに、屋外施設の利用を全面的に中止する理由が私は理解できません。

時間がありませんので、申し上げますけれども、前例のない難しい問題だとは思いますが、もう既に1年が経過していますので、町当局におかれましては、しっかりした基準を制定し、一丸となって頑張ってくださいことに期待申し上げ、私の一般質問を終わります。

○議長（鈴木克征君） 以上で、宮菌博香議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

（午後 0時10分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時59分）

◇ 川 島 富士子 君

○議長（鈴木克征君） 一般質問を続けます。

川島富士子議員。

〔12番議員 川島富士子君登壇〕

○12番（川島富士子君） 改めまして皆様こんにちは。公明党の川島富士子でございます。

議長のお許しを得まして一般質問をさせていただきます。

今月11日、あの東日本大震災から10年ですが、先月夜に発生しました余震でフラッシュバックした人は私だけではないと思います。お亡くなりになられた方、被災された皆様に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

また、昨年から続く新型コロナウイルス感染症により、お亡くなりになられた方々に心から哀悼の意を表しますとともに、感染された皆様に心からお見舞い申し上げます。

今年こそ感染拡大を抑え込み、日常を取り戻さねばなりません。コロナ禍で制約を余儀なくされる中、本町の若者たち、とりわけ本町出身の俊英が、激動の世相にも揺るがず活躍し、前進する姿は何よりの希望です。後に続く子供たちのためにも、政治が新型コロナウイルス感染症の克服と経済回復や生活再建への対策を果敢に実行し、安心と希望を本町はもとより日本の隅々まで届ける1年となるよう、さらなる尽力をお願い申し上げ質問に入ります。

当局の明快なご答弁をお願い申し上げます。

第1に、教育行政の取り組みについて、3点お伺いいたします。

1点目として、信号機のない横断歩道での手挙げについて伺います。

毎年、交通事故死者数の多い県に千葉県が挙がり、直近では2019年度の交通事故死者数ワースト1位が千葉県でありました。町としても、日頃から安全意識の啓発など、さらなる交通事故防止の取り組みが必要です。町では、合併より全ての小学校で黄色の帽子をかぶるなど様々な取り組みにご努力され、感謝申し上げます。

さて、子供たちが渡る横断歩道であります。横断歩道上も絶対安全とは言い切れず、警察庁の調査では、2015年から2019年までに横断歩道上で発生した交通死亡事故件数は1,355件に上っています。特に注意したいのが、信号機のない横断歩道を渡るときです。日本自動

車連盟 J A F の調査によると、歩行者が渡ろうとしている場合でも一時停止する車は全国平均で17.1%にとどまっています。

そこで、長野県の高校生が行った独自調査ではありますが、横断歩道で手を挙げた場合の車の停止率は、手を挙げなかった際と比べると2.5倍に向上することが分かりました。本町の宝の子供たちの安全のためにも、手を挙げて渡ることを改めて確認し合い、ぜひ実践してほしいと思いますが、手挙げの現状をお聞かせください。

2点目として、G I G A スクール構想の進捗状況について伺います。

国が推進するG I G A スクール構想で全国の小中学生に1人1台のパソコン配備が3月末までにはほぼ完了する見通しとのことですが、本町における1人1台の配備状況、教員の指導力向上のための研修状況等、現在の進捗状況をお教えてください。

3点目として、小学校における2021年度から導入の35人学級の状況について伺います。

政府は、2021年度から5年かけて小学校2年生から6年生の1学級の定員を現行の40人から35人以下になるよう編成し直します。小学校での上限人数引下げは約40年ぶりです。きめ細かな教育の実現、新型コロナウイルスへの対応等に成果を期待します。

特に、2年生は、少人数の環境で生活、学習習慣を身につける必要があることから大変有意義と考えます。そこで町内の現状をお聞かせ願います。

第2に、環境防災行政の推進について、3点お伺いいたします。

1点目として、2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言について伺います。

私が度々取り上げるのも、待ったなしの問題であるからです。議会で取り上げ続け、丸13年になります。世界各国が脱炭素社会への取り組みを加速する今、本町も遅れずリーダーシップを取らなければならないと考えます。国の2050年カーボンニュートラル宣言を受け、国内でも、民間企業や国民の意識が高まりつつある中、県では、オール千葉でと先月2月4日の2月定例県議会で、2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言を行いました。

県は、県民や事業者、市町村と協力し、オール千葉で一層の地球温暖化対策を推進し、実現を目指すということですので、本町も、今こそ立ち上がり、宣言すべきですが、当局のご所見、ご決意をお聞かせください。

2点目として、S D G s ・気候変動対策の推進について伺います。

国連のS D G s 持続可能な開発目標、とりわけ目標13に掲げられる気候変動問題が注目されており、気候変動対策を加速させることは大変重要であります。平成19年12月定例会で不都合な真実の上映をと提案して以来、数度にわたり地球温暖化対策について取り上げてまい

りましたが、これまで地球温暖化というと遠い未来の話のようでしたが、2050年は今から30年後と近未来のことであり、今を生きる私たちの行動にかかっています。

そこで、本町では、町民へ今後どのように広く発信し、意識啓発に取り組もうとお考えかお尋ねいたします。

3点目として、避難行動要支援者の避難の実効性確保に向けた取り組みについてであります。①個別避難計画について、②福祉避難所について伺います。

個別避難計画については、平成28年12月議会において質問させていただきました。丸4年たった現在、令和3年通常国会に災害対策基本法等の一部を改正する法律案の提出があり、成立した場合には、自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者の避難の実効性確保に向け、地方公共団体に対し個別避難計画の作成について取り組みの充実が求められることとなります。

また、福祉避難所については、受入れ対象者を限定して公示する制度の創設が見込まれます。そこで、本町における個別避難計画の作成状況と福祉避難所の実情をお聞かせください。

第3に、国の15か月予算に伴う本町の取り組みについてであります。新型コロナウイルスの感染対策とワクチン接種についてお伺いいたします。

菅政権が発足して5か月、この間、菅政権は、感染症対策と社会経済活動のバランスを取りながら、2020年度第3次補正予算案と2021年度当初予算案を合わせて、いわゆる15か月予算案を編成しました。この財政需要に切れ目なく対応する15か月予算では、感染症対策の強化、雇用の維持、持続、困窮者支援などに向けて様々な事業費が計上されたことは大変重要であります。

ワクチン接種体制の整備をはじめ、不況にある事業者への支援、コロナ禍で収入減となった世帯への支援など、当局では必要とする人に情報が行き届くよう、さらなるご努力をお願い申し上げます。とりわけ一大事業でありますワクチン接種であります。本町の現状における最大の問題点、課題があればお聞かせください。

また、町民へワクチンの有効性や安全性、接種までの手順などの情報をどう分かりやすく発信されるのかお伺いし、私の最初の質問といたします。

〔12番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、早速、川島富士子議員の大綱２点目、環境防災行政の推進についてのご質問にお答えいたします。

なお、私からは、大綱２点目、環境防災行政の推進についてのうち、2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言についてと、SDGs・気候変動対策の推進についてのご質問にお答えをさせていただきます、その他のご質問につきましては、教育長及び各担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

初めに、2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言についてであります。令和２年12月議会定例会において、川島富士子議員のご質問に、SDGs達成に向けての課題克服についてでお答えをさせていただきましたが、国におきましては、菅首相が10月26日の臨時国会における所信表明演説の中で、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言いたしました。

また、千葉県におきましては、令和３年２月定例県議会において、知事が、2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言を行っております。

町といたしましては、令和３年度に地球温暖化防止対策実行計画の見直しを予定しておりますので、併せて2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言についても検討してまいりたいと考えております。

次に、SDGs・気候変動対策の推進についてであります。地球の平均気温は上昇し続けており、海面上昇による被害が深刻化するなど、地球温暖化の影響が既に現れております。当町におきましても、記録的な暴風雨となりました令和元年房総半島台風により甚大な被害を受けております。

町では、気候変動対策の推進として、クールビズやウォームビズの実施、冷暖房の温度設定、防犯灯や公共施設照明のLED化など、可能なところから温暖化防止に取り組んでまいりました。また、令和３年度から県の事業を活用して実施している住宅用省エネルギー設備等設置事業補助について、過去の実績等から補助対象を見直し、事業の推進を図りたいと考えております。

今後も、国・県の動向を注視し、町民の皆様や事業者の方へ分かりやすい情報の発信に努めてまいりたいと考えております。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 教育長。

〔教育長 押尾良晴君登壇〕

○教育長（押尾良晴君） 川島富士子議員ご質問の大綱1点目、教育行政の取り組みについてのうち、信号機のない横断歩道での手挙げについて及び小学校における21年度から導入の35人学級の状況についてのご質問にお答えいたします。

初めに、信号機のない横断歩道での手挙げについてですが、町内小中学校7校とも、年度初めの4月から5月に、交通安全教室を開催しています。小学校低学年では、横断歩道の渡り方を含む通学路の歩き方を指導し、小学校中学年から高学年では、地区や学区内での安全な自転車の乗り方指導を交通安全協会の協力の下、実施をしております。中学校1年生についても、登下校時に多くの生徒が自転車を利用することから、安全な自転車の乗り方指導を行っています。

また、児童生徒の安全な登下校を確保するために、横断歩道の渡り方を含め、学校職員の登下校の指導のほか、PTAや安全パトロール隊、スクールガード等の方々にご協力をいただき、通学路の安全確保にご尽力いただいております。学校では、学級活動の時間や、朝や帰りの会等で繰り返し安全指導を行っており、横断歩道では左右を十分確認し、安全を確かめてから渡ること、遠くからでも車のドライバーに気づいてもらえるよう、手を挙げて渡ること等についても、引き続き指導していくよう対応してまいります。

次に、小学校における21年度から導入の35人学級の状況についてですが、公立小学校の学級編制を35人に引き下げる公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案が令和3年2月2日に閣議決定されました。

目的は、少人数によるきめ細かな指導体制を計画的に整備し、安全で安心な教育環境とICT等の活用による新たな学びを実現することとしており、令和3年度から5年間かけて順次1クラス35人の定数に引き下げられることとなります。現在の1クラスの上限は、小学校1年生のみ35人で、小学校2年生から中学校3年生までは40人です。つまり、現在の小学校1年生が6年生になったときに小学校全学年で35人学級が実現することとなります。

町内小学校5校において、令和3年度特別支援学級を除く新2年生の在籍児童数は、横芝小学校64人、上堺小学校14人、光小学校56人、白浜小学校19人、日吉小学校12人で、いずれも35人未満の学級となることから、今回の法律改正に伴う学級編制に影響はありません。

今後、国と県の動向を注視しながら対応していきたいと考えております。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔教育長 押尾良晴君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

〔教育課長 椎名 淳君登壇〕

○教育課長（椎名 淳君） 川島富士子議員ご質問の大綱1点目、教育行政の取り組みについてのうち、G I G Aスクール構想の進捗状況についてお答えいたします。

G I G Aスクール構想の実現に向けた関連事業の進捗につきましては、各小中学校の高速通信対応校内LANケーブル等の整備が完了し、G I G Aスクール端末用の充電保管庫も各小中学校に納品されております。

また、端末の導入につきましては、端末本体の生産に不足が見込まれておりましたが、全ての端末が確保できたことから、年度末までの導入に向け、端末1台1台の設定作業を行っているところであり、令和2年9月補正予算に計上した家庭学習のためのモバイルルータの購入につきましても、購入業者が決定し、年度末までに納品される予定となっております。

G I G Aスクール構想関連事業の運用に向け、4月以降に各小中学校の光回線の変更、増設や導入業者における運用支援業務及び教職員への研修を十分に行い、児童生徒1人1台端末の環境を踏まえた教職員のICT活用指導力の向上及びICTを効果的に活用した指導の実施を推進してまいります。

なお、日常的なICT活用の支援を行うICT支援員等の配置につきましては、G I G Aスクール構想運用後の各小中学校における課題、要望等を見据えて、引き続き配置に向けた有効な活用方法を研究していきたいと考えております。

〔教育課長 椎名 淳君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

〔福祉課長 向後和彦君登壇〕

○福祉課長（向後和彦君） 川島富士子議員ご質問の大綱2点目、環境防災行政の推進についての避難行動要支援者の避難の実効性確保に向けた取り組みについてにお答えいたします。

初めに、個別避難計画についてにお答えします。

災害発生時における避難行動要支援者への支援につきましては、改正災害対策法取組指針が示され、個別避難計画の策定が求められており、近隣住民の助け合いを基本とする地域における共助の支援体制の整備が、安心・安全体制を強化する上で大変重要であると考えます。

そのためには、災害時の適切な要配慮者支援の基盤として、平常時に地域の中で見守りや支援のネットワークを確立し、顔の見える関係を築いていくことが大切であります。

現在、個別避難計画策定への取り組みは進んでおりませんが、民生委員や社会福祉協議会、

自主防災組織や自治会、福祉事業所等と連携を図り、実効性のある避難支援等がなされるよう、個別計画の策定を進めてまいります。

次に、福祉避難所についてお答えいたします。

災害発生時において、身体等の状況が介護保健施設や医療機関等に入所、入院するに至らない一般的な避難所での生活が困難で特別の配慮を要する高齢者を受け入れるための福祉避難所として、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定を平成29年4月までに町内4施設と締結しております。

令和元年に発生した令和元年房総半島台風や令和元年東日本台風時には、特別の配慮を要する高齢者2名を協定に基づき受入れ対応をしていただきました。

また、障害者を受け入れるための福祉避難所としては、平成30年3月までに山武郡市内にある障害者支援施設等11法人と山武圏域自立支援協議会を通じて、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定を山武郡市6市町の連名で締結しております。

今後も、特別な配慮の必要な方が安心して避難ができるよう、関係施設と連携を図り対応に努めてまいります。

〔福祉課長 向後和彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

〔健康こども課長 萩原浩己君登壇〕

○健康こども課長（萩原浩己君） 川島富士子議員ご質問の大綱3点目、国の「15か月予算」に伴う、本町の取り組みについての、新型コロナウイルスの感染対策とワクチン接種についてお答えします。

初めに、新型コロナウイルスの感染対策につきましては、国や千葉県の動向等に注視しつつ、横芝光町新型コロナウイルス感染症対策本部から町民の皆様へ引き続き町広報紙、町ホームページ、防災行政無線、まちナビ2などにより感染防止の周知を図っております。

また、発熱等の自覚症状の相談など、新型コロナウイルス感染症に関する全般的な相談を随時健康こども課で対応しております。

一方、町職員の感染防止対策につきましては、平時の執務、会議、出張、職員の自己管理、手指や備品の消毒などの衛生管理、換気の徹底、3密を避けた対策や毎日の検温など、基本的感染防止への取り組みを今後も継続してまいります。

次に、ワクチン接種についてお答えいたします。

なお、宮菌博香議員への答弁と重なる部分もありますが、ご了承ください。

ワクチン接種についての町の現状でございますが、広報よこしばひかり3月号でワクチン接種の概要について周知を図るとともに、4月以降に接種開始を見込んでいます高齢者に対する接種券の郵送や接種に関する相談及び予約受付を行うコールセンターの設置など、ワクチン接種がスムーズに実施できるよう準備を進めているところでございます。

一方、町民の皆様多くは、新たなワクチン接種に伴う副反応について心配をされていると思われまふ。町といたしましても、国や医師会などから示される正しい情報を速やかに町民の皆様に分かりやすくお伝えしてまいります。周知の方法につきましては、接種の対象となる方へ個別に郵送いたしますご案内の中でも丁寧に説明しながら、新たな情報につきましては町ホームページなどを通じてお知らせいたします。

また、接種に当たって健康上の不安がある方につきましては、事前にかかりつけの医療機関へご相談をいただき、接種に支障がないと判断されれば接種を受けることができるものと考えております。今後、町内の医療機関と連携を図り、一人でも多くの方々にワクチン接種をしていただけるよう体制を整えてまいります。

〔健康こども課長 萩原浩己君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、再質問に入らせていただきます。

まず、教育長からいただきました信号機のない横断歩道の手挙げについてでありますけれども、交通安全推進隊で月に一度街頭に立つことがあるんですけども、やはり挙げない子のほうがよく目にしていたので、当然、学校ではそういう指導の場というのはあろうかと思ひますけれども、道路を渡るときは手を挙げて渡る。また、より安全であることから、特に信号機のない横断歩道を見ておひまして、横断歩道のない渡る道もありますので、手を挙げる指導というのは引き続きやっていただきたいという要望でございます。

あと、これは担当課に言っておりませんが、横断歩道、結構薄くなつてきているところがあります。子供たちにとっては横断歩道が唯一安全に渡れる場所であろうかと思ひますので、塗り直しは必須と考え、よろしくおひしたいと思ひます。

次に、GIGAスクール構想であります。

平成26年6月定例会から小中学校の授業でタブレットを活用する取り組みについてと質問をさせていただいてまいりました。様々な場面において有意義であつてほしいと強く思ひます。

そこで伺います。教員のさらなる指導力向上のための取り組みとして、コロナの関係であると思いますが、勤務校にいたまま受けられるオンライン方式のICT研修が、国が主導で始まっているのでしょうか、あるように知りました。このような研修への参加についてどのようにお考えか、まず伺いたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（椎名 淳君） 教職員の研修の件でございますが、議員おっしゃられるとおり、国のオンラインでの研修、また県での研修、またタブレット導入業者によります教職員の研修も実施する予定となっておりますので、積極的に研修には参加していただくように努めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それと、文科省は、新型コロナの影響で休校しても、児童生徒が自宅で受けたオンライン授業を正式授業と認定する特例措置を設け、4月からは、ほかの感染症や災害時にも適用を拡大する方針とのことでありますけれども、町の取り組み、ご所見を伺います。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（椎名 淳君） 町教育委員会としましても、県の教育委員会の指示に従ってそのように対応していければなというふうには考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） よろしく願いいたします。

以前から何度も何度も言ってきたことで大変恐縮でありますけれども、教育委員会の要請に応じて派遣される専門家の導入についても、オンライン方式でのICT研修等ありますけれども、必要に応じてはそちらのほうの英断もお考えいただきたいと思います。

次に、小学校における35人学級でありますけれども、教育長からの数値、予想はしていたものの、やっぱりそうかというような、ちょっと寂しさも感じながら、これから本当に子育て支援に力を入れている町長でありますので、大いにお子さんがいっぱい誕生することを願うばかりなんですけれども、国のほうで要保護、準要保護児童に対応するため、担任以外で課題解決に当たる教員を配置してもいいということでもあります。生徒指導、担当教員などの配置充実も図るとしておりますけれども、こうした措置を生かすべきと考えますがいかがでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 教育長。

○教育長（押尾良晴君） 基本的に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、これは第3条2項によって、都道府県または市町村の設置する小学校または中学校の1学級の児童または生徒の数の基準は、都道府県教育委員会が定めるとなっておりますので、千葉県では千葉県教育委員会が定めるということになっておりますので、それに応じて対応していきたいと、このように考えております。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） よろしく願いいたします。

先々を見たときに、横芝小学校に大総小学校が統合いたしまして、これから上塚小学校も横芝小に行くであろうかという、そういうような以前お話を伺ったことがあったような気がしますが、近い将来、そういうときに光側も同じことが言えると思いますけれども、少子化の昨今ではありますけれども、さらなる少人数学級の更新がこれからまた40年待たずに、もっと近い年数で国が進めていくかもしれませんので、そういった今後の学校統合を見据えた建設もこれから、教室が足りなくなっちゃったということがないように、しっかり頭の隅に入れて取り組んでいただければというふうに思います。

町長から答弁いただきました、2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言についてであります。

本町においても、町民一人一人が人類共通の課題と捉え、オール横芝光で取り組むために、横芝光町として宣言を行い、地球温暖化対策に対して町を挙げて取り組む決意を示すべきと何度も何度も訴えたいところであります。

ゼロカーボンシティを表明したあとに、地球温暖化対策実行計画の策定見直しに入る自治体もあるということが最近調べて分かりましたけれども、鶏が先か卵が先かではないですが、ぜひ今の時代、取り残されることがないように、むしろ先駆的な全てにおいて、福祉はすごいけど、こっちはちょっとおろそかになるということがないように、全てに対して町長には取り組んでいただきたいとします。

排気管のある車、昨日国会の委員会で言うておりました。26年からは二酸化炭素を排出しない車のみが持続可能な投資対象としてカウントされ、二酸化炭素を排出するものは持続不可能、グリーンでないとみなされるということでありました。カーボンニュートラル実現のためには、まず国も地方も公用車の電動車は必須ということでありました。この辺の町長のお考えをお聞かせください。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） やはり今、私も古くなりましたがハイブリッドの町長車を使わせていただいています。今、世界中の自動車メーカーが、あと10年、20年でガソリンエンジン、ディーゼルエンジンを造らないというような表明をしている状況の中でありますけれども、できる限り更新時には、今後財政の許す限り、まだまだちょっと値段が高いのかなという状況もありますけれども、そこについてはいろいろ検討しながら、せめて公用車、少しずつでもそのようにできるように努力していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 個人に置き換えますとなかなか高くとても手が出ないというのはよく分かるんですけども、国もそういう方向に走り出すような答弁でありましたので、ぜひ先頭に立って取り組んでいただきたいと思います。

私の尊敬する哲学者は、これは町長に申し上げるんですけど、指導者はスピードをモットーとせよ、万事に先手先手の名将にと言われております。心していただきたいというように存じます。そこで、台風で甚大な被害を受けた横芝光町だからこそ宣言をすべきではないでしょうか。町長には、町民の先頭に立ち、リーダーシップを発揮し、ゼロ達成を目指す宣言をし、あらゆる英知と政策的資源を投入していただきたいと存じます。まさしく政治決断の問題と訴え、町長の強いご決意を伺わせてください。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 先ほど、壇上でもご答弁させていただきましたけれども、来月から来年度に入るわけでございますけれども、来年度に地球温暖化防止対策実行計画、これを見直ししまして、それと併せてぜひ宣言をさせてもらいたいと思いますし、宣言だけではなくて、何をやっていくかということをしかりと決めた上で宣言ができればなと思っておりますので、しかりとした対応をしていきたいと思います。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） よろしくお願ひします。

3月2日に、国も地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案ということで閣議決定したということで、地方公共団体に対してのことも出ておりますので、しかり取り組んでいただきたいというように思います。

あと、これは環境防災課のほうにお願いしたいことでもありますけれども、既にもう取り組

まれてきたことは承知しております。一人一人の選択が未来を変えるという観点から、一人一人の消費者が、町民がどういうことできるか、機会あるごとにぜひ紹介をしていただけたらと思います。広報に年1回ぐらいではなくて、何か今月もこのぐらいスペースが空いた、今月も空いたという、空きがないかって聞くぐらいの積極性を持っていただきたいと思います。

例えば、私たち消費者ができることは、使う量を可能な限り減らす。またエネルギー効率のいい製品を使う。例えば、特に部屋の照明をLEDに変えると明るさはそのまま電力消費が約10分の1にまで減り、1年ぐらいの使用で元が取れるんですよって、町民にとって助かると思える、そういったいい情報をお知らせしていただきたいと思います。また、再エネのみを扱う電力事業者を選ぶとか、そういった町民がなかなか余裕がなくて向けられないところを情報提供するというのをやっていただきたいと思います。

そして、提案でありますけど、この温暖化に対する意識啓発に取り組むために、数点ご提案いたします。

例えば、気候変動に関するセミナーや講演会を行う。再資源化の町民講座を行う。奨励金制度があるのにちょっと話したかったのですが、時間の関係でそういうこともあるということも知らない町民は結構いると思います。そして映画上映会、オンラインの活用、展示。図書館でSDGs展示されていたのをちょっと見たような気がしますけれども、皆さんに関心引くように工夫して展示していただきたいというように思います。あとホームページの掲載、家庭教育学級、こういった、とにかくうちの町から温暖化防止していくんだという積極的な試みをしていただきたいと思います。

次に、避難行動要支援者の避難の実効性確保に向けた取り組みについてでありますけれども、個別避難計画についてであります。近年激甚化する自然災害では、自力での避難が難しい高齢者や障害者などの災害弱者が逃げ遅れ犠牲になるケースが後を絶ちません。そのため、事前に一人一人の避難方法を決めておく、個別計画づくりを加速させねばなりません。平成28年12月、個別計画の質問をしておりますが、法改正し、努力義務化となり、避難方法、避難先、手助けする人の明記が必要です。要支援者の状況や災害リスクを分析し、優先順位をつけて個別計画づくりを進めてはと考えます。

その際、ふだんから携わるケアマネジャーや相談支援専門員の福祉専門職に計画づくりへ参加してもらうのがポイントであり、改めて今後の手順、取り組みなど、作成を進めるに当たっての課題があればお聞かせください。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（向後和彦君） 個別避難計画の策定の課題といったところでございますが、取り組み指針におきましては、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき市町村またはコーディネーターが中心となって策定することとされております。具体的には、今、議員がおっしゃっていたとおりではあるんですが、ふだんいる部屋、寝室、また避難場所や避難場所までの経路などを記載していくことになろうかというように思います。

避難行動要支援者名簿に掲載のある人で、計画作成の優先度が高い方の当事者の本人の心身の状況や生活実態の情報が必要となってくるということになります。

これらの情報を把握するには、やはり町担当職員のみでは大変難しく厳しいものであろうかと思えます。仮に、民生委員さん、児童委員さん、社会福祉協議会の皆様、地域支援者の方々の協力を得るにも、やはり相当の時間と労力が必要になってくるのではないのかなというように感じております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） ありがとうございます。

そこで提案なんですけれども、21年度予算案で課題を抱える自治体に専門家を派遣する事業も行うということでもありますので、ぜひ早期の取り組みを求めます。そして作成経費を支援するモデル事業があるということで、実施に要望を検討されてはいかがでしょうか。多分国が全部モデル事業ということで作成経費を国が持つというふうに思います。また、令和3年度より市町村における個別避難計画の作成経費について、新たに地方交付税措置を講ずることとされておりますし、計画作成後には防災訓練を行い、検証、改善も試みるのが必須でありますことから、環境整備で防災意識を高めるためにも福祉課と防災班の連携を密にするなど、工夫が必要ですので、とにかく連携をしていただいて、環境防災課が知らなかった、福祉課が知らなかったということのないように、町民のためでありますので、そういう工夫をしながら何とぞよろしく願いいたします。

福祉避難所でありますけれども、福祉避難所の制度の見直しに伴い、福祉避難所ごとにあらかじめ受入れ対象者を特定し、本人とその家族のみが避難する施設であることを明示して指定する新たな制度というふうに伺いました。これを踏まえどのように取り組まれるかお考えをお聞かせ願います。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（向後和彦君） 現時点の町の福祉避難所といたしましては、事前の協定によりまして災害時に開設できる状態にあると先ほどご答弁させていただきました、高齢者福祉施設の4施設のみでございます。福祉避難所の開設につきましては、施設や設備の整備、また要配慮者への対応可能な、保健師などの専門的な知識、また技術を持った人員の確保も必要になってくるものというように思われます。今後、地域防災計画の見直しも予定されているところであります。また、福祉避難所の確保、運営ガイドライン等が改定されるようでございますので、その内容等をしっかりと確認して整理してまいりたいというように考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） よろしく願いいたします。

福祉避難所の指定避難所としての指定の拡充を一層進めることをご期待申し上げます。

これは私見なんですけれども、災害時のみならず、今回のコロナのような危機のときにも生かせるのではないかというように思いました。例えば、障害者、高齢者を抱えた若い世代の人たちがコロナにかかったときに、さてどうしよう。そういったときにも、高齢者、障害者が残された場合に大変有効な施策ではないかというように思いますので、積極的なお取り組みをよろしく願いいたします。

新型コロナウイルスの感染対策とワクチン接種でありますけれども、感染対策として先に分けて質問したいと思います。

さきの全協で伺いました、地方創生臨時交付金3次分の中止事業に代わる事業として提案させていただきたいと思いますが、プレミアム付商品券の発行はいかがでしょうか。既にこれ、採択受けている自治体があったんです。内閣府から中止になったというのは1世帯当たり1万円を給付するという事業であります。現金給付と違い、町内の小売店や飲食店等に使用していただけ、採択受けた自治体というのは1冊1万3,000円だそうですけれども、例えば1冊1万5,000円で1世帯2冊まで、そうすれば1万円分のプレミアムがつくということでもありますし、お金と違って町内に落とせる。町外で使うことはない。そういったメリットもありますので、いかがでしょうか。また、町長にも要望書を上げさせていただいた中の一つでありますけれども、パルスオキシメーター、県の貸出しはあると思いますが、町でも貸出しができるように用意をしたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まず、臨時交付金の使用用途の問題につきまして、現金給付が内閣府のほうから、異議があったということで急遽中止させていただきました。その中で、その財源については、来年度決定次第、補正予算化させていただきたいなと思っています。その中の貴重なご意見として参考にさせていただきたいと思います。

それとあと、パルスオキシメーターについては、実は個人的に注文してあるんですけど、それがまだ1か月しても来ない状況があるので、実際どんなものなのかなど、供給が間に合っているのかどうかちょっと分からないので、もう一回調べさせていただきたいなと思っています。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） ぜひ小売店も大事でありますので、町内に落とせるということが最大のメリットでありますので、前向きにご検討いただきたいと思います。

パルスオキシメーター、これ全国のうちの議員が言っていますので、恐らく不足というところはあるか分かりませんが、ぜひお考えいただきたいと思います。

それと、時間がないので要望で済ませますけれども、新型コロナウイルスに感染された方やその家族、懸命に医療に従事されている方が暮らしやすい社会、暮らしやすい町をつくるのが大切であることから、差別解消を目的としたシトラスリボンを広めてはいかがでしょうか。ぜひ広報等で言っていただきたいと思います。こういったのをどんどんつくって、シトラスリボンってこういうのでありますので、すみません。

それと、個人寄附が主なフードドライブ、食品会社などが主なフードバンクでありますけれども、コロナ困窮支援として本町でも今こそ取り組んでいただくべきときと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（向後和彦君） フードドライブ、そしてフードバンクにつきましては、フードロスと生活にお困りの方をつなぐものというものでございます。現在は、山武市にあります中核地域生活支援センター、また山武生活相談センターが実施されております。町自体では、事業主体といったところにはなっておりませんが、町の社会福祉協議会で取り組みの準備を進めているといったところのようでありますので、今後、連携を図ってまいりたいというように考えます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） どうぞよろしくをお願いします。

そこで、農林水産省では、昨年5月から新型コロナの影響を受けて子ども食堂やフードバンクに政府備蓄米を無償提供する制度がスタートしております。今では、運送費用、精米の提供も国が負担するそうであります。また、世界の識者から、食品廃棄に関する温室効果ガスの排出量は世界の総排出量の8%から10%に達しており、地球温暖化対策の観点からも排気量の削減は急務だと話されております。この中には、食べられる食品も多く含まれ、削減が急務であることから、ぜひ積極的なお取り組みを切望いたします。

宮菌議員から午前中ありました、雇用の維持とか困窮者支援、万全を期すべきことから本当に必要とする人に漏れることがなく情報が行き届くように努めてほしいと私からも切望いたします。

これは通告にないんですけど、図書館にて電子図書は、特に休館になった場合でも読書環境を維持できる手段だと考えますが、町民サービス提供の一環として導入をお考えいただければというように思います。

ワクチン接種に入ります。3月1日の衆議院予算委員会にて菅総理は、目安となる上限は示しているが、各自治体でかかったお金は全て国が責任を持って支払うと断言いたしました。このたびのワクチン接種を何としても成功させねばなりません、町長の強い覚悟と決意を伺います。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） このワクチン接種事業は、いかんせん世の中で初めてやる事業でありますし、ただこの世界的にパンデミック、感染拡大してしまった新型コロナウイルス対策の唯一のこれが方法であるという思いがございますので、しっかりと間違いのないように頑張っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 国からの情報が二転三転と錯綜したり、新たな追加情報が次から次と出されているということは私も承知しております。町民への情報提供の仕方が非常に難しいとお察しいたしますが、とにかく間違いのないように、正確に、スピーディーにお願いしたいというふうに思います。

そこで心配していることは、町内幾つの医療機関で個別接種が可能なのでしょうか。地元

医師会との協力が既に始まって、お返事もいただいていると思いますけれども、医師の確保が大丈夫な見込みが立ってきたのかどうか、現時点での回答で結構ですので教えてください。

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

○健康こども課長（萩原浩己君） 町内の幾つの医療機関で接種ができるかということですが、過日も3月2日の夜なんですけど、町内の医療機関と接種検討会の打合せを行いました。これについては、町内の東陽病院、あと内科医の5医療機関、町内全体ですと6つの医療機関で個別接種に対応していただけると。あと集団接種についても協力をしていただくような形で今進めているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） よろしくお願いいいたします。

あと集団接種会場の運営訓練が練馬モデルとか川崎市とかやっていますけれども、先進地視察でも結構ですので、町当局、行う予定、また行ったかどうか分かれば教えてください。

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

○健康こども課長（萩原浩己君） 先進地の視察でございますが、この集団接種について、2月27日土曜日ですが、富里市の保健センターを会場に行われました集団接種の訓練について、コロナワクチン接種対策室から3名の職員が視察を行っております。なお、町職員のシミュレーション訓練として集団接種開始前に実施する予定でございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 質問が多過ぎて選ばなくてはいけない状況で、時間がなくなってきたんで焦っておりますが、ワクチン接種予約について、ライン予約を検討できないでしょうか。希望する日時を指定して手軽に予約できるので接種率の向上につながります。また、ラインは1月28日に無料通信アプリを使った予約システムを全国の市区町村に提供すると発表されております。ご見解を伺います。

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

○健康こども課長（萩原浩己君） ラインによる予約はできないかというご質問だったかと思いますが、ラインということではないんですけども、今回、町のほうで導入の予約を取り扱うシステムについては、町の健康管理システムと連携を取りまして、インターネットによる予約ができるもので導入をする予定でございます。インターネットを介しますので、スマ

ートフォンやパソコンなどからも予約ができますウェブ予約システムも導入する予定でございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 分かりました。よろしくお願いいたします。

いろいろ飛んで申し訳ありませんが、万が一のとき、アナフィラキシーなどの副反應對策、どのような用意がありますでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

○健康こども課長（萩原浩己君） 接種会場におきましてアナフィラキシー、これは重度のアレルギー症状の対応でございますけれども、まず発生リスクをできるだけ減らすための予診時の工夫、また発生した場合の早期対処、あと健康被害が発生した場合の被害救済など、複数の対策に備えておきたいと思っております。またエピペンというようなアナフィラキシーに対する薬も会場には用意する予定でございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 今、盛んに2人、3人と報告が入っております、たとえ1人入っても町民の皆さんは心配を持つところではないかというふうに思います。予防接種健康被害救済制度とかもありますし、何かの折にそういった大丈夫ですよということで、ないことが一番ですけれども、安心をさせていただければというふうに思います。

最後に一言申し上げます。

コロナ禍の状況が時々刻々と変化している中でありますが、今が一番大事なときであります。冷静に正確な情報を共有し、町民一丸となって対応し、協力し合うことが大事であると思っております。我々議員も、今後の議会運営に当たっては様々な面で協力し合い、一丸となって町民の安全・安心、命を守る対応に全力で取り組み、この困難な難局を乗り越えていかねばなりません。使命深き町職員の皆様には、全ての町民にサーチライトのごとく照らし、励まし、支援を心からお願いし、ご期待申し上げ、質問を終わります。

○議長（鈴木克征君） 以上で、川島富士子議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後2時10分とします。

（午後 2時00分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時09分）

◇ 山 崎 義 貞 君

○議長（鈴木克征君） 一般質問を続けます。

山崎義貞議員。

〔6番議員 山崎義貞君登壇〕

○6番（山崎義貞君） 日本共産党の山崎義貞です。議長からのお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症が日本で猛威を振るって1年になります。百年前のスペイン風邪では国内で約40万人が亡くなっています。今、新型コロナウイルスの感染者は43万人を超え、8,000人を超す多くの人々が命を落としています。健康な体を壊してしまい、懸命に回復に向けて闘っている人やいろいろな後遺症で大変な被害に遭っている人の一日も早い回復を願います。

新型コロナウイルスワクチンの接種が先進国で始まり、日本でも医療関係者から進められ、4月後半には65歳以上の高齢者に接種が開始されることになっていますが、3月の緊急事態宣言解除後に第4波の感染拡大が襲ってくるかもしれません。ワクチン接種が開始されても完璧に防御できるかどうか。ワクチン効果の有効性、持続性がどれくらいなのか、未知数のところもあります。そしてすぐに終息につながるものではなく、継続した感染症対策が求められます。

地球温暖化、海洋汚染問題など、環境問題を解決しながら経済発展をしなければならない喫緊の課題があります。国連総会で採択されたSDGsが掲げる17項目の課題に取り組むことが持続可能な社会をつくることであり、今を生きる私たちの責任ではないでしょうか。

昨年10月、菅首相は、カーボンニュートラルを表明しましたが、その具体策は白紙であり、現行の政策と多くの矛盾があります。このままでは単なるスローガンで終わるだけです。コロナ禍で社会的弱者が犠牲になっています。景気回復、雇用創出、脱炭素を目指すその政策は、地域社会を元気にすることです。そうしなければ意味がありません。持続可能な社会の構築を目指す政策の見直しが求められています。

今議会では、コロナ禍によって生まれた新たな生活支援の問題など、大綱3点について質

問をします。

初めに、福祉制度の充実について質問します。

水は人間が生きていく上で欠かせないもので、水道法1条の中で、清潔な水を安価にたくさん届けられる水道を日本全国に整備し、国民の生活を改善しますという内容が書かれています。コロナ禍で多くの国民が苦しんでいる状況の中、水道利用料金の減免がなされました。全日本水道労働組合が全国の1,300を超える水道事業者にアンケートを実施し、1,258事業所が回答し、498事業所が減免を行っています。給水人口25万人未満の447事業者、約90%がコロナ感染症関係で昨年の8月から期間限定で支援をしています。コロナ禍における支援とは別に、福祉政策の充実の一つとして、水道利用料金の減免制度をつくり、生活支援が必要とされている世帯の手助けにしていく必要が求められます。千葉市や千葉県営水道の利用者には一部減免制度があります。当町にも必要ではないですか。どのように考えるか伺います。

次に、難聴の高齢者の補聴器購入が必要となったときの購入補助制度について質問します。

身体障害者手帳を持っている人に対しての補聴器の補助制度はありますが、障害者手帳を持ってない中程度の人に対しての購入費補助制度は、少ない自治体で実施されています。誰もが年を取り、難聴となってしまう人もいます。家族のあり方の変化で高齢者だけの世帯が多くなっている中、防災対策で利用されている戸別受信機の声が聞き取りにくいなど、高齢者への配慮が必要です。高額な補聴器の購入は一定の所得がなければ購入できません。

人の声が聞きづらい、聞き取れない、集まりには遠慮する。孤立を深めることにつながり、精神衛生上からもよくない結果になってしまいます。高齢の聴覚障害を有する人に対して、購入費の補助をしていくことが必要ではないでしょうか。補助制度をつくる自治体が増えてきています。検討し、補助制度をつくるべきと考えますが、どのように考えるのかを伺います。

次に、コロナ禍における高齢者ひとり暮らし世帯の見守りの取り組みについてですが、新しい生活様式の実践と介護予防対策は難しい問題です。外出自粛要請は、人との接触を控えさせています。この問題は、健康状態の悪化へとつながることが心配になります。高齢者への感染リスクを控えた活動は、新しい生活様式とフレイル予防をどう進めていくのか、地域に合った解決方法が必要です。コロナ感染症予防対策は、ワクチン接種が済んだら終わりというものではありません。介護予防対策の中の高齢者一人暮らしの世帯に対する取り組みについて伺います。

大綱2点、環境衛生問題について質問します。

初めに、光地域住民の環境衛生組合の利用が変更になる問題です。光地域住民からは、具体的な内容についてよく分からないとの声が出ています。収集日、集積場所、分別方法、収集袋問題などで不安を感じています。1月の防災無線で、詳しくは11月号の広報をとの放送に、親切ではないと怒ってられる町民がいました。広報を見てない人には伝わっていません。匝瑳市ほか二町環境衛生組合がなくなってしまうことも知らない町民もいます。山武郡市環境衛生組合を利用することの光地域の人に対する周知はどのようにしてきたのかお答えください。

次に、ゴミの出し方の周知方法について伺います。広報3月号とともに配布された横芝光町ごみの日カレンダーと広報の内容は分かりづらいものがあります。変わることに對する町民の不安の声に答えられていません。ゴミ袋や粗大ごみの変更点など、変わるところと変わらないところなど、もっと親切に知らせるべきです。特集チラシを作成し、ゴミカレンダーとともに配布するなどの工夫が必要だったのではないのでしょうか。どのような周知をしたのかを伺います。

大綱3点、学校給食問題について質問します。

初めに、米飯給食における有機米の利用について、学校給食における有機米利用の食育の考え方についてです。いすみ市が、2010年から学校給食に全国初の有機米を利用しています。有機米づくりは大変な苦勞ですが、いすみ市の取り組みは、学校給食に利用することで安定した生産価格を保障しています。有機米とは、化学肥料や農薬を使わない、遺伝子組換えは使用しない、生産に由来する環境負荷を低減した方法などの条件をクリアしたJASマークが必要となります。給食で食べるお米の安全性についても考えるきっかけとなり、生態系や環境問題にも関心を持ってもらえるのではないのでしょうか。当町ではどのように考えているのでしょうか伺います。

次に、有機米利用の問題点について。町で有機米の生産者になってもらえるように価格の保障が必要となってきます。生産できる体制をバックアップすることが何より必要と考えます。利用の問題点についてお答えください。

次に、有機野菜の利用があるかどうかということですが、問題は無農薬野菜イコール有機野菜ではないということと、食材仕入れの困難さにも影響しているのではないのでしょうか。家庭菜園や小規模で有機栽培の野菜を作っている人もいます。学校給食に提供する食材は常に食の安全と切り離してはならない問題です。安全な食材がそこにあるのなら利用すべきではないのでしょうか。

また、有機栽培の野菜利用は、食材がなければ提供できない。食材確保では仕入価格も問題になってきます。どのような問題があるのでしょうか。子供たちの食べることを出発点に、体によいのか悪いのか、何にどんな原因があるのかを追求していく。すると日本の食料問題が出てきます。食品添加物や遺伝子組換え、ゲノム編集食品の問題が見えてきます。疑問を持たば教師が結論を出さなくても子供は調べていきます。解決策を自分で考えるようになります。食の供給を豊かにしていくには、学校ぐるみ、地域とも連携した豊かな食の文化が作り出されていくということを発言し、大綱3点についての壇上からの質問といたします。

〔6番議員 山崎義貞君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

環境防災課長。

〔環境防災課長 北田勝也君登壇〕

○環境防災課長（北田勝也君） 山崎義貞議員の大綱1点目、福祉制度の充実についての水道料金の福祉減免制度を新たに作ることにについてと、大綱2点目、環境衛生問題についてのご質問にお答えいたします。

初めに、大綱1点目、福祉制度の充実についての水道料金の福祉減免制度を新たに作ることにについてですが、現在、当町の水道事業につきましては、横芝地域を山武郡市広域水道企業団が、光地域を八匠水道企業団が実施しております。両企業団とも減免制度はございますが、漏水に対するものであり、福祉制度ではございません。なお、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、支払いが困難となった方については、両企業団とも支払い猶予の相談を受けております。

水道事業に係る福祉減免制度の新設については、両企業団の構成団体との協議が必要となりますので、自治体ごとの福祉制度との兼ね合いも含め、今後、調査研究してまいりたいと思います。

次に、大綱2点目、環境衛生問題についての光地区住民が4月より山武郡市環境衛生組合を利用することになる周知についてですが、これまで、町広報紙、町ホームページ、まちナビ2、防災行政無線等で周知してまいりました。町広報紙では、7月号のお知らせを初めとして、9月号で主に収集日の変更、11月号は特集を組み、ごみ袋や分別方法の変更などについて掲載いたしました。また、3月号には記事の掲載に併せ、分別方法や収集日を掲載した家庭ごみの日カレンダーを配布しております。そのほか、町ホームページやまちナビ2でも変更についてお知らせしており、防災行政無線では1月に放送し、3月下旬にも変更等に係

るお知らせを放送いたします。

次に、ゴミの出し方の周知方法についてですが、転入または転居の届出のときに説明させていただいております。そのほか、町広報紙や町ホームページの掲載、家庭ごみの日カレンダーの配布により行っております。ごみの減量、再資源化には、適切な分別が不可欠でございますので、これからも分別方法の周知に努めてまいります。

〔環境防災課長 北田勝也君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

〔福祉課長 向後和彦君登壇〕

○福祉課長（向後和彦君） 山崎義貞議員からご質問のありました大綱1点目、福祉制度の充実についての難聴の高齢者が必要となる補聴器の購入費補助制度を作ることについてと、コロナ禍における高齢者一人暮らし世帯の見守り等の取り組みについてお答えします。

初めに、難聴の高齢者が必要となる補聴器の購入費補助制度を作ることについてお答えいたします。

補聴器購入に対する公的助成制度としては、身体障害者手帳の聴覚障害の等級を所持している方を対象とする補装具費支給制度があります。現時点におきましては、身体障害者手帳の対象とならない軽度・中程度難聴の高齢者を対象とした助成制度の創設については考えておりません。

次に、コロナ禍における高齢者一人暮らし世帯の見守り等の取り組みについてお答えいたします。

これまで地域の見守り活動の役割を担っていただいている民生委員や地域包括支援センターなど、コロナ禍で人と人との接触を減らすよう求められている中、見守り活動が難しい状況にあります。

民生委員につきましては、見守り活動を行う上での留意事項等の周知を民生委員・児童委員協議会で毎月実施している定例会で行う予定をしておりましたが、緊急事態宣言期間中は中止となったため、感染拡大防止に係る資料等の配布を行い周知いたしました。

見守り活動を行う場合の留意点としましては、民生委員や地域包括支援センターともに感染リスクを避けるため、できるだけ非接触型の見守り方法として、電話や手紙などを利用して活動を行うことや、訪問する場合は、できるだけ距離を取り、フェイスシールドやマスク着用並びに手洗いの徹底等留意して、活動を行っていただいております。

また、訪問した際に対象者が発熱者であった場合、幸いにも現在まで事例はありませんが、

訪問者の感染リスクもありますので、接触を避け、訪問者自らの判断で対応を行わず、まずはかかりつけ医または千葉県発熱コールセンターへ連絡し判断を仰ぐことや町へ連絡をしていただき、連携を図りながら対応することとなります。

密閉、密集、密接、いわゆる3密の回避により見守り対象世帯が孤立し、社会的つながりが絶たれてしまわないよう、感染リスクを避け、徹底した感染対策を行い、継続して見守り活動を実施したいと考えております。

〔福祉課長 向後和彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

〔教育課長 椎名 淳君登壇〕

○教育課長（椎名 淳君） 山崎義貞議員ご質問の大綱3点目、学校給食問題についてお答えいたします。

初めに、米飯給食における有機米の利用についての学校給食における有機米利用の食育の考え方についてと、有機米利用の問題点はについてお答えいたします。

主食である米飯については、半年ごとに納入業者の見直しを行っています。選定している業者は、町内の集荷業者に加え、各農業協同組合から見積りを徴し業者を決定しています。見積りを提出していただく際の精米の規格は、地元産の農産物を優先使用する食育の考えから町内産コシヒカリ1等米で、国で定める農産物規格規程の基準に加え、米穀公正取引推進協議会の米穀の品質表示ガイドラインで定めている「うるち精米の品位基準」によるものとしています。

米は、町の主要農産物であり、給食で必要としている数量を確保することが可能であり、町内産コシヒカリは、安全・安心であることから、今後も町内産コシヒカリを利用してまいります。

次に、食材野菜の利用は行われているのか。又有機栽培の利用の問題点はについてお答えいたします。

学校給食に使用する食材の購入に当たっては、過去の納入実績、例えば食材の品質、納入時における温度や衛生的な管理、納入の確実性等により業者を選定しており、価格については見積りを徴し契約をしています。短期で変動のある食材は、半月や一月の短期で契約しています。

野菜等その他の食材については、町内の生産者と直接契約を優先的に行い、さらに町内産、県内産を使用するよう努めており、納入業者には、納入食材の産地を明示していただくのと

併せ、町内産、近隣市町村や県内産のものをできるだけ選定していただけるようご協力をお願いしているところです。

なお、給食の献立は3か月から4か月前に作成し、使用する食材を決め、業者を決定した上で発注しています。見積りを依頼するときには有機栽培のものに限定をしてしまうと、現状では、購入価格が上がることや必要な数量が確保できない可能性があるため、業者を決められないことが考えられます。このことから、有機栽培のみに限定しますと実現は困難と思われます。

いずれにしましても、引き続き、安心して安全な給食の提供に努めてまいります。

〔教育課長 椎名 淳君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） それでは、水道の福祉減免のことについて質問させていただきます。

課長からの答弁では、調査研究をしていくという答弁をいただきました。その中でちょっと確認したい事項があるんですが、千葉市や県水道に関しては福祉減免の制度があります。千葉市の場合には、県営水道と千葉と四街道とというふうに分かれているところがあるんですね。そのときにも、若葉区の一部であれば四街道に申し込んで補助を受けられるということになっているんですが、このところというのは千葉市の場合にはどのようなことになっているんですかね。副町長、分かればちょっと教えていただきたいんですが。

○議長（鈴木克征君） 副町長。

○副町長（山田智志君） すみません、自分が住んでいるところ以外のことはちょっと分かりかねます。千葉市でも、緑区については県営水道で普通に減免措置があるんですけども、内容についてはちょっと承知しておりません。申し訳ございません。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 分かりました。例えば県営水道の場合には、船橋から成田のほうまで幅広くあります。これも全市じゃなくて一部が県営水道となっていて、県水利用の利用者は受けられるけど、そうでないと受けられないという、そういうようなことが起きているんですよ。なかなかちょっとそここのところは自分としても納得できるような制度じゃないなと思ったりもするんですがね。ぜひこの町も水道企業団から直接の補助じゃなくて、町がその分の生活支援のお金を負担して事業団が減免の事務というか、それをやれるようなことというのは、そういうようなことも含めてぜひ検討していただきたいというふうに思いますので、いろいろなところと調査していただきたいというふうに思います。

次に、高齢者への補聴器購入補助制度のことなんですが、担当課長からの手帳を持っている方とか、町の例規集にも載っていますが、医師からの診断書とか、もらえる人は何割かの補助がされる、購入費の3分の2ですか補助されるというふうになっているんですが、本当に高齢者の補聴器の補助というのはないんですね。難聴という定義の中で高齢者の難聴なんですが、ほほえみの障害という言葉があるんですが、町長これご存じでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） ほほえみの障害ですか。知りませんが、想像すると、聞こえてないけど、一応笑っているのかな、そういう状況のことなんでしょうかね。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 簡単に言えば、そのようなことですね。高齢になれば難聴が進みます。コミュニケーションが衰えてきますよね。それに何も対処しなければ、何度も何度も対処しなければ、高齢者は社会的に孤立をしていく。話をされても要するに聞こえない。何回も繰り返し聞こえないということになると、尋ねる、聞くのをやめてしまって聞こえているふりをする。笑ってごまかしてしまうというようなことですね。これがほほえみの障害ということだと理解しています。

なかなか相手に聞こえないということが理解されないので、孤立をしていく。この孤立が認知症やうつ病を進行させてしまうということで問題になっているんですね。そのようなことというのは町長何となく理解できますかね。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 分かります。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） はい。ありがとうございます。説明が下手で申し訳ありません。

それで、2019年3月に、我が党の大門実紀史参議院議員が、財政金融委員会で加齢性難聴の補聴器購入への公的補助を求めました。麻生大臣が、必要な問題ということで答弁しています。高齢者の難聴者対策を始めた自治体も出てきています。そういう中で、高齢者への補助の問題というのは国に先んじて検討するべきだというふうに思いますが、町長どのようにこの問題考えますでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 高齢社会に入っていったって、それに伴ういろいろな障害と言いましようか、不自由な部分だとか、そういうような問題が多々いろいろな形で出てきている状況の中で、どれを例えば優先するだとか、全体的にどうするだとか、いろいろな考え方があるかと思うんですね。例えば聞こえない、聴覚が悪くなってきたり、目が悪くなってきたり、高齢になってくるとそういういろいろな障害が出てくるのではないかなというふうに臆測をしています。

そういう状況の中でどれをどういうふうにするかというのは、今後いろいろな形で検討をしていく必要があるのかなと思いつつも、まず実際の高齢者福祉に対して、まだ百点満点にいけるかどうかというような状況もございますので、総体的に合理的にそういう支援ができる体制を構築することが一番肝要なのではないかなというふうに今現在は思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 分かりました。

それでは、いろんな形の支援というのを考えられている中で、何かであるかもしれない国の調べた調査もあるかもしれないんですが、町としても一定にこの問題、調査をしていく。補助する、しないはともかく、ちょっとして欲しいというふうに思います。町長どのようにそのところを考えますか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 調査研究をしてまいりたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） ありがとうございます。

それでは、環境問題について質問します。

ごみの問題なんですが、担当課長のほうから細かく説明がありました。問題になっているというのがどのような問題かという、やはり知らない、詳しく分からないというのが一番問題なんですね。要するに、不安になってしまうということがありますので、このところの対応をどうするかというのが肝だと思えます。

先ほど、担当課長が9月と11月の広報、そして3月に広報の方法とごみカレンダーを配布したということがありました。これで大体理解できたのかなというふうに担当課としては考えているのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） それこそ高齢社会の中で独居老人も多くおられる中で、このごみの出し方の問題を1回、2回、それを出したからといって簡単に理解が十分だという状況にはならないというふうに私は考えておりますし、実際4月から始まるわけでありましてけれども、それに対しても、いろいろ間違っただけで出しかたがあたり何かについては、しっかりと行政のほうでも対応できる体制づくりをして、それに臨んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 今、町長その辺答弁していただいたんですが、間違っただけで出し方、出されたときのごみを例えば置いていかれちゃってそのままになっちゃったというようなことがあるかもしれません。そのようなときというのはどのように対応されるんでしょうか。非常に数が多くなると思います。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（北田勝也君） それでは、今ご質問のご回答ですけれども、ごみの分別がよくできてなくて置かれているという状況だと思います。これにつきましては、ごみ集積所の管理されている方、例えば10軒でごみの管理をされている方もおられると思いますので、その中で対応していただければと思います。

また、分別とかそういうものが分からなければ、環境防災課のほうに電話連絡なりしていただければ、きめ細かなご説明等、また4月からは出前講座も行いますので、そういうものを活用していただきながらお願いしたいなと思っております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） ごみの出し方の問題に関しては、本当にどこのステーションも困っているのが現実だと思います。事細かにここでどうのこうののではないのですが、今回、山武のほうに光地域が移るということの中で、非常に広報を読んだんではちょっと分からないのがすごく多いと。それでホームページ見ると、環境衛生組合が出している、ここに行けるんですが、これ読んでもらえるとすごく分かりやすい。なので、これだけのものを配ることができるかできないかちょっと分からないんですが、分かりやすい1枚の紙でもいいので、ぜひ広報に挟んでもらって、細かな注意点。今までとこのように変わりますよ、ここはこうなりますよというようなところを細かく説明したものが必要だと思うんです。ちょっとそのところはもうどういうふうに考えますか。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（北田勝也君） それこそ町民の方がいろいろ分からない面があるかと思うので、そういう光地域の分別がこれから山武環境のほうとなりますので、そういうもので変わってくるということで、今までの広報だとかそういうもので分からない場合には、工夫しながらこれから対応していきたいと思っております。例えば光地域から今までこういう分別していたけれども、山武環境にはこういう形で可燃ごみだとか不燃ごみだとか違いますよというものが多く要望がございましたら、その辺も考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 分かりました。ぜひ4月になったら大変な数の相談というか、そういうものが来ると言うんですね。そののところというのは、細かなというか、やさしいといえますか、そういう対応をしなければ大変なことになると思うんですが、そのところというのは担当課としてはどのように考えて、具体的にこのようにやっていくというようなことがあれば教えていただきたいと思うんですが。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（北田勝也君） 4月からごみの分別等が変わってまいります。集積所のほうは変わりませんので、皆さんそのまま使っていただけるかと思えます。一番困るのが、分別の方法、ごみ袋に対してどういうものを入れたらいいかということで、ごみ袋についても、これは可燃ごみは何々が入る。燃えるごみですよ。資源ごみには缶だとか瓶だとか、そういう仕分も書いてございます。なおかつ家庭ごみの日カレンダーなんですけれども、これについては収集日も全部記載されておりまして、細かに可燃ごみはどのようなもの、不燃ごみはどのようなものということで分別方法まで書かれておりますので、もしこれで分からないようであれば、また逐次うちのほうにご連絡していただければ、その旨、きめ細かな対応をしていきたいと思っておりますので、また何かご要望がありましたら環境防災課のほうにもご連絡いただければと思っておりますので、今後ともひとつよろしく願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） ありがとうございます。

それでは、ごみの出し方の問題について若干質問させてもらいたいのですが、ごみの出し方は非常にルールを守らないとかという形での苦情があるかと思うんですね。そういう中で当町で外国人の人も多くなっていると思います。現在、外国人はどれぐらい登録されて横芝

光町に住んでいるのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 住民課長。

○住民課長（川嶋 修君） 外国人登録関係でございますが、令和3年3月1日現在で、国籍で23か国になります。人口で476名の方が登録されております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 23か国ということですが、主に多い国あると思うんでね。多い国を教えてくださいいただけますか。

○議長（鈴木克征君） 住民課長。

○住民課長（川嶋 修君） 登録の多い国といたしましては、ベトナムが142人、タイが112人、中国が64人で上位3か国になっております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） ベトナムの人が多くなったり、中国の人が多、タイの人が多ということで、実習生とかという形とか、非常に増えていると思うんですね。ごみの出し方ということに関しては、それぞれの国とか何らかの言語を使って案内を出す。住んでいる人とか、そういう工夫が必要だと思うんです。それが一定にルールを守るごみの出し方につながると思うんですが、担当課はどのように考えますか。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（北田勝也君） 今の外国人の方のごみの出し方ということでお話がありました。近隣市町村も大分外国の方にご説明するのは苦慮しているかと思っております。当町も転入転居された方につきましては外国の方もおられますので、その都度、住民課のほうに職員がまいりましてご説明するんですけども、日本語の分からない方ですと、付添いの方にご説明して、分別の仕方等をご本人に通訳してもらうという形でやっております。

今後なんですけれども、外国人の方に分かりやすいような形で、パンフレットとかできれば一番よろしいんですけれども、まだちょっとそこまでいっていないので、これから検討してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 分かりました。そうしますとパンフも含めて検討して分かりやすい形で対応するというところでよろしいですかね。ありがとうございます。

それでは、学校給食の問題について質問させていただきます。

学校給食の問題では、先ほど壇上でも述べましたが、食品の安全というのが一番に必要なことだと思います。それで、今現在、学校給食で安全性に対する食品検査というのは何かされていますでしょうか。食材の検査、放射能の検査は昔やったかと思いますが、その辺のところはどうでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（椎名 淳君） 当然、お米も含めてほかの食材についても定期的に検査を実施しております。現在は放射能は特にはやっていないのかなというふうに認識しています。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） そうなんですよね。放射能の検査はもうされてないと思いますが、なかなか食材の検査、要するに安全性というと残留農薬の問題とかがあると思いますが、ちょっとそのところは検査するというのは実際問題無理な話になってくると思います。

そこで、やはり安全な米とか、それから野菜の食材の使用ということになってくると思いますが、有機野菜とか有機米というのは非常に基準が厳しいもので、作っている人も少ないという中で、千葉が進めているちばエコ認証を取った米とか野菜とかがあるかと思えます。町の農家さんで安心・安全なちばエコ認証を取って米とか野菜とかを生産している農家さんというのはどれくらいあるんでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 産業課長。

○産業課長（及川雅一君） 令和2年度の登録件数につきましては、水稻が5件で実農家数は25名になります。水稻につきましては、コシヒカリ、ふさこがね、ふさおとめ、あともち米が水稻になります。野菜につきましては、3件で実農家数は11名です。野菜の種類につきましては、ニンジンとピーマンになります。令和元年度から比べますと、水稻につきましては、件数は変わりませんが、令和2年度につきましては、野菜が10件から3件に減っておりまして、2年度の登録数はトータルで8件、実農家数36名という内訳になります。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） ちばエコ認証を取っている農家さんですが、米で5件ということでありました、水稻ですね。それでこの5件に関しては、皆さん町の農業振興会の会員になられているんでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 産業課長。

○産業課長（及川雅一君） 町の会員と言いますよりも、県の認証を取ってありますので、県に登録されているという状況です。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） ちょっとそこのところ何も通告しないで質問して申し訳ありません。

私は、町の農業振興会で稲作部会に入って、米を作ってちばエコ認証を取っているという人のところに行って話を伺ってきました。その人は非常に厳しくやっている人なのですが、農薬が2回、今後1回に減らしてやりたいというような形で言っていました。どのような変化が生まれてきているかということ、生物多様性じゃないですが、ドジョウがたくさん増えたとかというような話を聞いてきました。本当に安全なものを作って、この安全な米を学校給食じゃないですけど、子供たちに食べさせたいと。今はなかなか認証を取っても高く売るのが大変だというような、量をさばくのが大変だというような話があったもので、ぜひこのような安全な米があるのであれば、ちょっとそこのところはちばエコ認証を取れた農家さんを対象にして入れてもらって学校給食にも取り入れる、このようなことを検討してもらいたいんですが、どうでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（椎名 淳君） 当然、安全・安心なものということであれば検討はさせていただきますが、学校給食におきましては、一定の食材費の下で日々大量の食材を確保しなければならないということがございますので、それがクリアできれば検討の余地もあるのかなということではございますが、現在では積極的に活用していくのは困難な状況ではないのかなというふうには考えております。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 現在、議員もご存じのとおり、今の学校給食には横芝光町産コシヒカリの1等米を出して、町行政といたしましても、これは安全で安心であるということをもって子供たちに提供しているということもございますので、今その状況の中でこれを特別その部分だけをというのはなかなか考えづらい状況にあるというのを一言申し添えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 文句言うつもりじゃないんですが、1等米の米が私はそれが安全じゃないということを言っているんじゃない。今、私が言いましたように、農薬を使うのを減ら

していく中でいろんな生物が増えてきたということは、そこはやはりそういう農薬を使っているということはよくないということなんです。

ということはどういうことかという、今は非常に問題になっている除草剤、ネオニコチノイド系の農薬があるのですが、非常に残留が高い、要するに非常に効くんですね、これ。浸透性が強いもので、食べると死んじゃう。カメムシ対策では結構使うんです、このネオニコの農薬というのは。やはりこれは使わないで違う農薬を使いましょう。それともカメムシ対策だったら、要するに米の選別で問題になるからというようなことの中で、違う選別の方法とか、いろんなことが対応されて、やはり安心な米、それよりも私はもっと安心な安全な米になると思うんですね。

だから、値段的な問題は確かにあります。多少高くなると思いますので、じゃあどれくらいだったら町がカバーできるのかというようなことも含めて、ぜひ検討といいますか、調査をしてほしいというふうに思うんですが、町長どうですかね。お金がかかることなのでどうしてもこのところは町長の判断が必要になってくると思いますので。すぐ使えとかというんじゃないんですが、ぜひ検討してほしいということで調査してほしいと。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 調査といいまして、今、日本は食の安全については非常に厳格に行われているというふうに私は認識しております。そういう状況の中で何が客観的にそういう部分で駄目なのかどうなのかというのについては、やはり今、世の中でいろんな部分のいろんな人の意見があるかと思しますので、それについてはそういう今の米のさっき言っていただきました農薬に害があるんだというものが本当にあるとすれば大きな問題になっているという状況があると思いますが、今の状況の中でそのような報告はされていない。今の横芝光町の多くの農業従事者が作ってくださっているお米が安全で安心であるという認識の中で進めておりますので、そこについては今のところ町単独でそれを調査するということは考えておりません。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 町長、私ね、そこを調査しろと言っているんじゃないんです。お金なんです。だから幾ら高くなるかというのを計算してほしいと言っているんです。これを調査しろというんじゃないんです、私は。ちょっとそのところではき違えているかもしれないんですが。

ちょっと時間になってきちゃったので、食の安全性についてももう1点だけ、皆さんに知ってもらいたいと思いますので。学校の給食で使っている週4回が米、週1日がパンか麺類という献立になっていますね。たしかそうだと思います。パンに関しては小麦ですよ。パスタなんかも小麦です。その小麦の残留農薬、要するにポストハーベストじゃないですが、ラウンドアップとか、要するに遺伝子組換えをしたりするもので、どうしてもそういうこれは除草剤のほうになります。ラウンドアップの残留農薬というものが学校給食で提供されているパンの中からも検出されているという問題があります。この問題についてはご存じでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（椎名 淳君） 残留農薬という話は伺ったことがございますが、学校給食で出していますパン、また麺類等につきましては、一定の基準といいますか、正規のものを提供しておりますので、特に問題はないというふうには認識はしております。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 今、横芝光町の学校給食で使っているパンのことを聞いているのではないんです、私は。全体の認識を聞いているんですが、ここで問題として横芝光町で使っているパンの小麦はどこ産になりますか。国産ですか、外国産ですか。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（椎名 淳君） ちょっとそこまでは認識しておりません。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 担当課にちょっと聞いてきました、私。すみません。そうしましたら、国産の小麦を使ってパンを作っているという話を聞いてきたので非常に安心したんですね。麺類に関しては、賄い切れない、そばとかいろいろなことありますが、基本的には国産を使ってというような話をしていたので、非常にそういう点では安全な食材を使って提供してくれているんだなというふうに安心をしています。そういう中で米の問題もぜひ検討していただきたいということをお願いしまして、ちょっと時間がありますが質問といたします。ありがとうございました。

○議長（鈴木克征君） 以上で、山崎義貞議員の一般質問を終わります。

ここで、午前中の宮菌議員の一般質問に対する当局の答弁に誤りがありましたので、訂正したい申出がありましたので許可します。

健康こども課長。

○健康こども課長（萩原浩己君） 健康こども課です。午前中の宮菌博香議員の一般質問の答弁中、PCR検査の自費での町内医療機関につきましては、さくらクリニックとの答弁をいたしました。一部説明が不足しておりましたので補足させていただきます。

さくらクリニックで実施できるPCR検査につきましては、施設入所時に必要な場合など、特別な事情がある方限定であり、任意で誰もが検査を受けられるものではありませんので、医療機関の名称は公表しないこととなっておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（鈴木克征君） これで一般質問を終了します。

◎休会の件

○議長（鈴木克征君） 日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りします。

3月10日は、議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認めます。

よって、3月10日は休会と決定しました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木克征君） 本日の日程は、これをもって終了します。

3月11日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 3時10分）

3 月 定 例 会

(第 3 号)

令和3年3月横芝光町議会定例会

議事日程（第3号）

令和3年3月11日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第1号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第2号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第3号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町職員のサービスの宣誓に関する条例及び横芝光町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第4号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第5号審議（質疑・討論・採決）
新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第6号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第7号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第8号審議（質疑・討論・採決）
匝瑳市ほか二町環境衛生組合の財産処分に関する協議について
- 日程第 9 議案第9号審議（質疑・討論・採決）
山武郡市広域行政組合規約の変更に関する協議について
- 日程第 10 議案第10号審議（質疑・討論・採決）
指定管理者の指定について（集会所・共同利用施設）
- 日程第 11 議案第11号審議（質疑・討論・採決）

- 令和2年度横芝光町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第12 議案第12号審議（質疑・討論・採決）
- 令和2年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第13 議案第13号審議（質疑・討論・採決）
- 令和2年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第14 議案第14号審議（質疑・討論・採決）
- 令和2年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第15 議案第15号審議（質疑・討論・採決）
- 令和2年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第16 議案第16号審議（質疑・討論・採決）
- 令和2年度横芝光町病院事業会計補正予算（第5号）について
- 日程第17 議案第17号審議（質疑・討論・採決）
- 令和3年度横芝光町一般会計予算について
- 日程第18 議案第18号審議（質疑・討論・採決）
- 令和3年度横芝光町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第19 議案第19号審議（質疑・討論・採決）
- 令和3年度横芝光町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第20 議案第20号審議（質疑・討論・採決）
- 令和3年度横芝光町介護保険特別会計予算について
- 日程第21 議案第21号審議（質疑・討論・採決）
- 令和3年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第22 議案第22号審議（質疑・討論・採決）
- 令和3年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計予算について
- 日程第23 議案第23号審議（質疑・討論・採決）
- 令和3年度横芝光町病院事業会計予算について
- 日程第24 議案第24号審議（質疑・討論・採決）
- 横芝光町副町長の選任について
- 日程第25 請願・陳情の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 小倉弘業君 | 2番 | 森川貴恵君 |
| 3番 | 印東彦治君 | 4番 | 秋鹿幹夫君 |
| 5番 | 宮菌博香君 | 6番 | 山崎義貞君 |
| 7番 | 越川一雄君 | 8番 | 庄内賢一君 |
| 9番 | 鈴木和彦君 | 10番 | 鈴木輝男君 |
| 11番 | 川島仁君 | 12番 | 川島富士子君 |
| 13番 | 鈴木克征君 | 14番 | 鈴木唯夫君 |
| 15番 | 八角健一君 | 16番 | 川島勝美君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|--------|--------|-------|
| 町長 | 佐藤晴彦君 | 副町長 | 山田智志君 |
| 総務課長 | 林雅弘君 | 企画空港課長 | 平山貴之君 |
| 財政課長 | 椎名雄一君 | 環境防災課長 | 北田勝也君 |
| 税務課長 | 鈴木正広君 | 住民課長 | 川嶋修君 |
| 産業課長 | 及川雅一君 | 都市建設課長 | 川島敏彦君 |
| 福祉課長 | 向後和彦君 | 健康子ども長 | 萩原浩己君 |
| 食肉センター長 | 佐久間真一君 | 東陽病院長 | 渡邊奨君 |
| 会計管理者 | 大木敏江君 | 教育長 | 押尾良晴君 |
| 教育課長 | 椎名淳君 | 社会文化課長 | 霞澄人君 |

職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----|------|----|------|
| 局長 | 市原通雄 | 書記 | 齋藤美紀 |
|----|------|----|------|

◎開議の宣告

○議長（鈴木克征君） おはようございます。

開会に先立ち、ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は16名全員です。

よって、本日の会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○議長（鈴木克征君） 日程に入るに先立ち、ご報告します。

初めに、本日、民生文教常任委員会委員長から、請願第1号及び陳情第1号について、お手元に配付のとおり、審査結果報告書の提出がありましたので、ご報告します。

◎議案第1号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） これより日程に入ります。

これより議案審議を行います。

日程第1、議案第1号 横芝光町行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第2、議案第2号 横芝光町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第3、議案第3号 横芝光町職員のサービスの宣誓に関する条例及び横芝光町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第4、議案第4号 横芝光町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第4号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第5、議案第5号 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第5号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第6、議案第6号 横芝光町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） それでは、第6号、国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての質問ですが、議案関係資料の18ページでちょっと質問させていただきます。

このところで受診券の給付とあります、18ページの一番下のところに受診券（保険診療を全額公費負担で受診が可能）を使用することができると思いますが、この受診券の支給の仕方というのはどのように支給するのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 住民課長。

○住民課長（川嶋 修君） これは申請をしていただいて、千葉県の方が直接交付するということとなっております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） それと、現在ですが、対象児童はいるのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 住民課長。

○住民課長（川嶋 修君） 現在のところ、対象児童はいらっしゃいません。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご

異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第6号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第7、議案第7号 横芝光町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） それでは、介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての中で、黄色い議案関係資料に基づいてちょっと質問させていただきます。

21ページのところになります。ここでは介護保険の保険料の引上げ額が書かれています。

それで、第1段階から11段階の中で基準額があって、その基準額に基づいて割合を定めるということになっています。一番上の第1段階であれば、掛けることの0.3、第2が0.5、0.7、0.9というふうになっていますが、この割合を決めるとするのは各自治体で自由に決めることができるのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（向後和彦君） この割合につきましては、まず国の方針に基づきまして決定しているものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） そうしますと、町で独自にこの割合を変更するということはできないということなんですね。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（向後和彦君） 国の方針に基づきまして決定をしているところでございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 分かりました。

そうしますと、やはり国の基準に基づいてということになりますと、この金額掛けることのところとか見ていただければ分かるんですが、0.3から0.5、0.7、0.9という形で0.2刻みで、所得の高いところに対しては最後のは1.8、1.9、0.1くらいしか上がっていないんですが、ここのところは非常に是正すべき問題ではないのか。所得のある人に対しては逆にもっと保険料を負担していただくというようなことが私は筋だというふうに考えます。

答弁は結構です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第7号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第8、議案第8号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合の財産処分に関する協議についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第8号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第9、議案第9号 山武郡市広域行政組合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第9号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第10、議案第10号 指定管理者の指定について（集会所・共同利用施設）を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） ちょっと確認だけさせていただきたいんですが、当然の話だと思えますが、指定管理者となる団体、要するに各区ですが、これとの話合いというのは当然されていると思いますが、その確認だけしたいと思えます。

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） 今回、議案を出すに当たって、それぞれ意思は確認してございませんが、毎年実績報告書を頂いている中で特に異論なくやっていただいて、また今回について1か所、本町松本だけ管理者を変えてほしいという申し出はいただきましたけれども、そういうことで異存はないものと判断しております。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第10号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第11、議案第11号 令和2年度横芝光町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 質問させていただきますが、全協等で説明があったときにちょっと聞き漏れて、また再び伺うこともあろうかと思いますが、お許しをいただきたいと思いません。

補正予算書の16ページ、財産売払収入の説明欄の物品売払収入、この内容を教えてください。

それと、23ページ、民家防音家屋空調施設維持管理補助事業の減額理由、そして24ページ、生活応援給付金給付事業の減額理由。

25ページ、国勢調査費なんですけど、今回コロナの関係もあってスマホとかで送って完了した方が結構いると思うんですけども、今回の国勢調査、今までとちょっと違うと思いますが、この中で見えたことをお聞かせ願いたいと思います。

29ページ、一番下の児童手当給付事業の減額理由と30ページ、保育委託事業の減額理由、31ページ、妊婦健康診査の減額理由。

これはちょっと聞き漏らしたと思いますけれども、33ページ、農業委員会委員報酬の減額理由と42ページ、要保護準要保護児童生徒就学援助事業の減額理由。

1回目の質問、お答えいただきたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 財政課長。

○財政課長（椎名雄一君） それでは、財政課所管の関係でお答え申し上げます。

補正予算書16ページ、17款2項2目の物品売払収入の内容でございますが、こちらにつきましては、更新により不要となりました消防車両の売払収入でございます。今年度は、消防ポンプ車1台と小型動力ポンプ付積載車1台の売却を行いました。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） それでは、企画空港課のほうから2点、ご回答させていただきます。

23ページの2つ目の項目になります、民家防音家屋空調施設維持管理補助事業の減額の理由、これにつきましては、空港会社あるいは共生財団が行った防音工事を経てついたエアコンについて電気料をお支払いするものですが、防音工事の進捗があまり進まなくて12月いっぱいでしたエアコンの数が予想したよりも少なかったということでの減額となります。

それと、25ページ、国勢調査、今回やってみて見えたことですが、インターネットでの報告いただいた件数もでございます。思ったより当町につきましては、調査がスムーズにいったと思っております。全国的にも集まった数は、前回の27年に比べまして、そんなに減っていないようですので、思ったより順調にいったかなと思っております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） それでは、24ページ、生活応援給付金事業の減額理由でございますが、これは当初見込んだ数よりも申請がなかった分でございます。実績見込みに伴う減額ということをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

○健康こども課長（萩原浩己君） 29ページ、児童手当給付事業、減額理由ということで、これ本年度実績見込みによります減額での計上でございます。

30ページ、保育委託事業でございますが、こちらについては管内保育所の入所児童委託料ということで、私立保育園に入所しております児童、本年度の実績見込みによります減額でございます。

31ページ、妊婦健康診査でございますが、こちらについても本年度実績見込みによります減額となっております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 産業課長。

○産業課長（及川雅一君） 33ページの農業委員会の報酬の減額ですが、これは実績見込みによるものなんです、コロナの影響によりまして定例の農業委員会会議が全てにおいてできなかったことが理由となります。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（椎名 淳君） 42ページ、要保護準要保護児童生徒就学援助事業の減額理由ということでございますが、当初見込みより人数が少なかったことにあわせて、新型コロナウイルスの関係で校外学習の中止、また泊を伴う修学旅行の中止等によりまして校外活動費、修学旅行費が大幅に減になったこと、またあわせて、4月、5月が臨時休業になったことに伴いまして給食費の減という内容でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） すみません、様々減額理由をお聞かせいただきましてありがとうございました。

一般質問でも、第三次の内閣府から却下された件で町長のほうに1つ、2つ提案はさせていただいたんですけども、もう一つここで、この場で言って申し訳ない気持ちもあるんですけども、宮菌議員からもPCR検査のことありましたけれども、感染症状はないが感染の不安がある人、また高齢者福祉施設などで感染していないか確認した場合、個人的にPCR検査を受けてみたいという人は、そういうお考えのある人は結構いらっしゃると思うんですが、唾液を採取して郵送するPCR検査キットに住民の負担1,000円で提供している秩父市の例が、すごくいい例がありましたので研究をしていただきたいなというふう

に思いました。よろしくお願いします。

それと、32ページ、がん検診事業でございます。このところは特にがんの検診率を上げなければいけない中で、コロナ禍の中で密を避ける、いろいろなそういった条件の中で開催できなかったということではよく分かるんですけども、ぜひこのところは訴えさせていただきたいと思ひまして、最後に申し上げさせていただきたいと思ひます。

検診を控えるということは、重大疾患の発見の遅れや悪化などのリスクを高めます。コロナ禍でも検診を受けることが大変重要です。

日本対がん協会の調査では、本年度は3割以上減少する見込みとされています。その場合、がんが発見される人の数は4,000人近く少なくなるそうです。不要不急の外出自粛が求められているものの、デメリットにも目を向ける必要があると言われております。

また、東京大学医学部附属病院の中川恵一先生はおっしゃっています。日本人の死因トップはがんで、年間死亡者数は約38万人だ。新型コロナは適切に対策を講じなければならないのは言うまでもないが、国民病への備えも怠ってはいけない。コロナ禍でもがん検診は不要不急ではない。このまま受診控えが続けば、例年なら検診で見つかったはずの早期がんが放置され、多くの人の中で1、2年かけて進行がんになり成長していくことになると言われております。

三密を防ぐためにも予約制にして人数を絞り、検診体制を見直しながら積極的に取り組んでいただきたいと切望いたします。

答弁は結構ですが、非常に今回、がん検診できなかったという、そういう実態はよく分かるんですけども、新年度、少しお考えをいただきたいなというふうに思ひまして提案をさせていただきます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） PCR検査の公費負担の件について一言申し上げさせていただきたいと思ひますけれども、PCR検査が新型コロナウイルス感染症に、要するに症状がない人が今検査を受けて、症状がないといってそれで済まされればそれでいいということなんでしょうけれども、じゃ、その1時間後、1日後、またかかってしまう可能性もゼロではない。ということになりますと、やはり今の段階のように、発熱外来で症状の出た方に国がそれを担保してくださるという状況で進めていくことが一番合理的ではないかというふうに認識をしていますので、なかなかそれが進められない状況にあるということをご理解いただければと

思います。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 私から2点ほど質問させてください。

初めに、35ページの被災農業者支援事業（農業用ハウス軽微補強支援タイプ）減額補正なんですけど、これは台風の関係の補償の事業だと思いますが、ここの減額の説明をお願いします。

それと、42ページの要保護準要保護児童生徒就学援助事業のところなんですけど、コロナの関係で援助を受けなければならなくなった状況の家庭もあるかと思いますが、全体的に受けている児童生徒の数が分かればお願いしたいということと、それから、年度途中から受けた申請が上がってきたとかということもあるかと思いますが、そういう方があれば、何人くらいいたのかということをお教えください。

○議長（鈴木克征君） 産業課長。

○産業課長（及川雅一君） 35ページの被災農業者支援事業、これは県の補助事業になります。農業用ハウスの軽微な補強支援ということで、当初31件の要望がありまして、そのうち3件取下げがありました。それと、実績に伴っての減額になりますが、補助率も当初50%を見込んでおりましたが、県内全体での申込件数で最終的には44.7%の補助ということで、取下げ分と実績とその補助率を合わせて減額ということになります。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（椎名 淳君） 42ページ、要保護準要保護児童生徒就学援助事業のコロナの関係ということでございましたが、こちら所得を確認するわけですけれども、前年度のものが該当となりますので、今年度は大きな影響はなかったものというふうには考えております。

それから、途中でコロナによりというような相談もなかったようには感じております。

それと、人数でございますけれども、今年度の見込みとして、要保護が10名、準要保護が139名という現状でございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 産業課の答弁で分かりました。

教育課のほうなんですけど、年度初めのときには前年度の所得ということで、それは理解で

きるんですが、今年度のような急に仕事がなくなったりとかということで所得が無収入になってしまったという人も、そういう家庭もあったかと思うんですね。

申請がなかったということなんですが、そのこのところというのは周知の問題でそういう家庭にはというふうな形での、そういうことというのはされているんですかね。利用の周知というふうなことに關しては、年度途中からでも周知というのは。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（椎名 淳君） 周知は当然しております。

収入の基準ですけれども、今年度の課税は前年度の収入に対して課税されますので、来年度につきましては令和2年の所得が該当となりますので、来年度の申請時にはコロナの影響がかなり出てくるのかなというふうには感じております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 分かりました。なるべく素早い対応が求められたときには、素早い対応をしていただきたいというふうに思います。

この問題に關しては、それこそ学校の先生が児童生徒の状況を見ていけば何となく分かるというような話もいろいろ聞いたりします。ぜひそういうときには素早い対応をしていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第11号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第12、議案第12号 令和2年度横芝光町国民健康保険特別会計補

正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 6ページです。県補助金の保険者努力支援分、今まで言っていた特調がこの保険者支援分になっていることは住民課長に教えていただきましたけれども、この減額理由を教えてください。

○議長（鈴木克征君） 住民課長。

○住民課長（川嶋 修君） これは以前の、川島議員おっしゃったとおり、特調というものでございまして、平成30年度より保険者努力支援制度に組み替えられたものでございます。

ご質問の171万9,000円の減額につきましては、この事業の令和2年度より特別交付金の中の保健事業分がこの中に交ざってございまして、保険者努力支援分と特別調整交付金で分かれて交付されることになりました。それでこのマイナス171万9,000円分は、保険者努力支援分の下にございます特別調整交付金1,223万8,000円増の分の中にこちらのマイナス171万9,000円が含まれているという状況でございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） よく分かりました。ありがとうございます。

それと、議案のことではないんですけれども、三次補正でマイナンバーが拡充されるということで、マイナポイントが本来は3月までだったのが9月まで延長されるということになります。そして、現在のマイナンバーカード、結構住民課の窓口も変わって、人の出入りが多くなったのではないかなというふうに思いますけれども、このマイナンバーの交付率、そしてマイナポイントの周知というか、交付率にプラスになればいいのかなというふうに思います。担当課長のご意見を伺います。

○議長（鈴木克征君） 住民課長。

○住民課長（川嶋 修君） では、今ご質問のありましたマイナンバーカードの交付率につきましては、今現在で19.98%でございます。

それと、マイナポイントが令和3年度9月まで延長になりましたということで、住民課窓口の取り組みといたしましては、マイナポイントの周知ということで啓発活動を行っており、町ホームページ、また、まちナビ2へ掲載し、周知をしているところでございます。

また、職員が窓口でマイナンバーカード交付時に周知及び登録のサポートをしている状況でございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 1点確認というか教えていただきたいんですが、9ページのところの基金積立金のところなんですが、2,810万5,000円積立金なんですが、この積立金は昨年度と比べて大分少ないのかなというふうに思うんですが、いきなり質問しちゃって申し訳ないんですが、答えられますでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 住民課長。

○住民課長（川嶋 修君） すみません、昨年度の積立金の額が分からないもので、後ほどご回答させていただきたいと思います。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第12号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第13、議案第13号 令和2年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご

異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第13号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案審議の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午前11時とします。

（午前10時45分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時00分）

○議長（鈴木克征君） 先ほどの議案第12号 令和2年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）での追加答弁を住民課長にさせます。

住民課長。

○住民課長（川嶋 修君） 先ほど山崎議員の令和元年度の積立金の額ということなのですが、積立金の額は2,896万2,000円でございます。差額が令和2年度と比較いたしますと、94万7,000円増でございました。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 議案審議を続けます。

◎議案第14号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第14、議案第14号 令和2年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 確認だけさせていただきたいんですが、6ページの歳入のところ、

介護給付費負担金2,902万2,000円、これ減額補正ですが、負担金の減額と、それから介護保険保険者努力支援交付金の493万の増のところで、こここのところの説明をちょっと求めます。

その次に、歳出のところでは、8ページの上段の介護サービス給付費のところになります。そここのところの地域密着型介護サービス給付費の減額ですが、計画よりも少なかったということだと思えますが、こここのところの地域密着型、新しいサービスだと思えますので、どのようなことで少なくなったのか、非常にいいサービスだとは思っているの、ちょっとそここのところの説明を求めます。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（向後和彦君） まず、歳入についてでございます。介護給付費負担金の減額につきましては、これは介護サービス給付費、介護予防サービス給付費等の居宅分20%、施設分15%となっておりますので、この歳出予算に伴う減額でございます。

続きまして、介護保険保険者努力支援交付金493万円でございますが、これは令和2年度から交付される新たな事業でございます。介護予防、健康づくり等に資する取り組みを重点的に評価し配分されるものでございます。今年度493万円を獲得したといったところでございます。

続きまして、歳出、地域密着型の減額でございますけれども、これにつきましては、やはり第7期の介護保険事業計画の3年目の推計事業費、当初予算、この予算額で計上しておりますので、これによって比較したところ、決算見込みでは1,372万1,000円というところでございます。

実績としましては、予算では減額しているところではあります。決算見込みとしては前年度を上回っているといった状況でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 課長、申し訳ありませんが、確認で、歳入のところの介護給付費負担金15%、20%というふうなことが、私ちょっと理解大変なんです。要するに、利用者数が減ったことによって給付費の負担金が来るのが少なくなったという理解でよろしいんでしょうか。

それと、歳出のほうなんです。地域密着型というのは前年度もあった事業だったんですね。今年度から始まったというんじゃないかと。ちょっとそここのところも確認します。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（向後和彦君） 介護給付費負担金につきましての減額につきましては、当初予算と比較してということになりますので、先ほどご答弁したとおりでございます。

すみません、今の2点目の歳出の質問は、これまでであった事業、あと小規模多機能型につきましては今年度からの事業となっております。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第14号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第15、議案第15号 令和2年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 確認だけさせてもらいたいんですが、歳出の施設管理費のところでは備品購入費があります。高圧の洗浄機の購入ということで聞いているんですが、この高圧の洗浄機の寿命というのはどれくらい使えるものなんでしょうか。結構高額なものなので、ちょっと確認だけさせてもらいたいんですが。

○議長（鈴木克征君） 食肉センター所長。

○食肉センター所長（佐久間真一君） 寿命なんですけれども、なるべく修繕をやりまして長く使いたいとは思っております。それで、高圧洗浄機、大体10年以上は使えるものとは思っていますけれども、ただ今回の補正につきましては、こちら減額ということで、購入は考えて

おりませんので、よろしくお願ひいたします。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第15号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第16、議案第16号 令和2年度横芝光町病院事業会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第16号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第17、議案第17号 令和3年度横芝光町一般会計予算についてを

議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） それでは、質問させていただきます。

私は、予算案の概要のこの資料に基づいて質問させていただきます。

初めに、31ページ、住民基本台帳ネットワークシステム保守管理委託料ですが、この委託料というのはどこに支払われるものなのかを教えてください。

それと、32ページ、個人番号カード関連事務委任交付金、その個人番号カードの取得状況ですが、先ほど川島富士子議員のほうからパーセント言われましたが、数はどれくらいの数が取得されているのか教えてくださいと思います。

それと、同じく32ページ、民生費の社会福祉協議会運営費補助事業、運営費の補助金の減額の理由を教えてください。

次に、33ページ、はり・灸・マッサージ等施設利用者助成事業、これの減額理由。

すみません、それとちょっと戻って、同じく33ページのシルバー人材センター活動支援事業の運営事業費補助金の減額の理由。

それから、同じく33ページの福祉タクシー利用助成事業、これの福祉タクシー利用助成金の減額の理由。

それと、同じく33ページ、障害者福祉団体育成事業の身体障害者福祉会運営費補助金、これが7万5,000円と1万8,000円に分かれています、この分かっている理由を教えてください。

次に、34ページの地域生活支援事業、10%減額されていますが、これの内訳を教えてください。

それと、35ページ、町立保育所の運営事業、各町立保育所の園児数、大総、横芝と上堺の園児数を教えてください。

それと、36ページ、学童保育事務費、ここで児童クラブ指導及び運転業務委託料の減額の理由。

それと、ひかり児童クラブ運営事業の施設維持経費の減額をちょっと教えてください、理由を。

37ページの新型コロナウイルスワクチン接種事業なんです、こここのところの新型コロナ

ウイルスワクチン接種体制整備業務委託料、コールセンター業務委託という内容ですが、このコールセンター、どこに置いて、どのように委託をするのかを教えてください。

それと、38ページの5歳児相談事業、相談委託料の減額の理由。

そして、子育て支援事業の子育て支援教室講師謝礼の減額の理由。

長くなって申し訳ないですが、48ページについて、図書館ギャラリー運営事業、これの町民ギャラリー運営費の減額の理由。

そして、49ページの講座開催事業の減額、講師謝礼金の減額の理由、教えてください。

50ページ、光文化の森公園一般管理事業、光スポーツ公園一般管理事業の植木管理業務委託料の具体的な作業の内容を教えてください。

最後に、栗山平和公園一般管理事業、これの清掃業務委託料が引上げになっています。この理由を教えてください。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 住民課長。

○住民課長（川嶋 修君） 予算書31ページの2款3項1目の住民基本台帳ネットワーク保守管理委託料の支払い先ということですが、こちらは株式会社TKCに支払う予定であります。

続きまして、32ページになります。個人番号カード関連事務委任交付金1,705万8,000円でございますが、こちらは通称J-LISと言われております地方公共団体情報システム機構に支払う予定でございます。

個人番号カードの交付件数は4,662人に交付しております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（向後和彦君） それでは、32ページの社会福祉協議会運営費補助金から申し上げます。

まず、社会福祉協議会運営費補助金につきましては、臨時職員1名分の人件費の減額でございます。

続きまして、シルバー人材センター活動支援事業につきましては、シルバー人材センターの補助金につきましては、新年度でいいますと、令和元年度から過去3か年の年度末の会員数の平均と延べ就業人員数の月平均数でランクづけがされております。会員数150人以上かつ就業延べ人員、月500人以上がBランク、会員数100人以上かつ就業延べ人員数、月500人以上がCランクとされておまして、新年度につきましては、3年間の会員数の平均が150

人を下回ったためCランクとなりました。このことによって減額となりました。

続きまして、はり・灸・マッサージ等施設利用者助成事業につきましては、今年度の実績見込みから推計をしましたところでありまして、420人を見込んだところでございます。

続きまして、福祉タクシー利用助成事業、これにつきましても、今年度の実績見込みから新年度予算を計上いたしまして、25人の利用者数を見込んでいますところでございます。

続きまして、障害者福祉団体育成事業、補助金が2つに分けられているということでございますが、これにつきましては、補助金の適正化ガイドラインによりまして、今年度につきましては運営費補助と事業費補助に分けたもので、これまでの1つの補助金がこの2つに分けられたものでございます。

続きまして、地域生活支援事業の減額につきましては、地域活動支援センターたんぼぼ、まず雨どいの修繕工事をしましたので、これが減額。それと、同じく地域活動支援センター指定管理料でございますが、これは人件費、2名の人事異動による減額でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

○健康こども課長（萩原浩己君） 35ページ、町立保育所の園児数ということで、大総保育所、見込み園児数29名、横芝保育所、見込み園児数47名、上塚保育所、見込み園児数27名、合計しますと103名ということで見込み予算計上をしてございます。

36ページ、学童保育事務費の減でございますが、こちらにつきましては、学童保育、児童クラブの運営業務委託につきましては、令和2年度から4年度までの債務負担行為設定をしております。これに伴う契約実績に基づく減額ですので、令和3年度は契約に基づく支出額を予算計上させていただきました。

同じく36ページ、ひかり児童クラブ運営事業の減額でございますが、ひかり児童クラブにつきましては、この中の電話料の中にインターネット回線のプロバイダ契約を令和2年8月廃止に伴います令和3年度当初予算は減となることとなっております。

37ページ、新型コロナウイルスワクチン接種事業のコールセンター業務委託でございますが、どこにおいて、どのようにということでございますが、これは健康づくりセンタープラム内に新しく電話回線を増設いたしまして、人材派遣会社から3名のスタッフにより接種券や予診票の郵送に伴う封入封緘、あと電話や窓口での接種予約の受付などの業務委託に伴います予算計上となっております。

38ページ、5歳児相談事業の減額理由でございますが、こちらのほうは、以前は医師をお

願っていた健診事業のほうから心療心理士や言語相談、保健師による相談事業ということで事業を変更したことに伴う減額でございます。

同じく38ページ、子育て支援事業の28.8%の減額理由ですが、こちらにつきましては、子育て教室、さくらんぼクラブと申しているものですが、こちらの事業の見直しに伴う減額となっております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

○社会文化課長（霞 澄人君） 私からは、山崎義貞議員からご質問のありました、まず48ページ、町民ギャラリー運営費の減でございますが、こちらは既に何回、どのようなものを何日やるというものが決まっております。主な減でございますが、受付の謝礼でございます。あともう1点は、印刷製本費、こちらのほうが主なものとなっております。

続きまして、49ページ一番上の講座講師謝礼金でございますが、こちらにつきましては、内容を精査いたしました結果、このような減となっております。

続きまして、50ページ、光スポーツ公園一般管理事業の植木管理業務委託料でございますが、こちらにつきましては、低木の管理と高木の剪定作業などがございます。

続きまして、51ページ、栗山平和公園一般管理事業の清掃業務委託料でございますが、こちらの増につきましては、今年度までは草刈り等の草、剪定などの枝につきましては無料で処理させていただいておりましたが、令和3年度からはこちらが有料になるということがございますので、そちらの増でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） ありがとうございます。

それでは、ちょっと分からないところをもう一度質問しますので、よろしくをお願いします。

初めに、住民基本台帳ネットワーク、31ページの今課長から答弁がありましたTKCという会社ですが、このTKCという会社はどのような会社、要するに当然信頼できる会社だと思いますが、専門に管理をやっている会社だと思いますが、ちょっとそのところを詳しく教えていただければ助かります。

個人番号カードに関してはJ-LISということと番号取得の人数は分かりました。結構です。

それで、社会福祉協議会の運営費補助金の減額理由、臨時職員1名分の減という説明でし

た。臨時職員1名分減で運営に対して支障が起きないのかどうなのか、臨時職員を減らしたということで。ちょっとそここのところを確認したいと思います。

シルバー人材センターの減額理由に関しては、基準でということでした。

それと、はり・灸・マッサージですが、実績に合わせてということでしたが、これに関しては利用回数が制限されてきています。利用回数が制限されれば、当然行きたくても行けないということにもそこはつながってくると思うので、そここのところ、要するに75歳以上の利用者を制限するべきじゃないのかなというふうに思っていますので、そこはどのように考えているのか、ちょっとお聞きします。

福祉タクシーは、実績見込みだということでした。

それから、福祉団体の育成事業も分かりました。分けた理由ということ。

それと、地域生活支援事業は、たんぼぼのことということですが、ここの減額というのがたんぼぼのこのところの減額だけなんですか。ほかは減額はされていないということで認識してよろしいのかどうかということを確認します。

それと、保育所の人数に関しては分かりました。大総が29、横芝47、上堺27、合計103人ということなんですが、少ない人数でこじんまりと保育がされているというふうに思いますが、今後保育所の運営方針なんですが、こここのところでは少ない保育所人数になってきた中で、町は統合じゃないですが何か考えていることがあるのかどうなのか、今後の運営方針について町長にお聞きしたいんですが。

それと、ひかり児童クラブの件なんですが、一昨年にも私、洗濯機がないということで、ぜひ洗濯機の設備、新設を求めたことがあります。ぜひそここのところは、洗濯機の設置なども検討していただきたいというふうには思っていますので、ちょっとどのようになっているのか、思っているのか聞きたいと思います。担当課長でよろしいです。

それと、新型コロナウイルスのワクチン接種に関しては、プラム内で業務を行う。派遣の人を3名ということですが、こここのところの人材派遣から当然派遣されると思うんですが、慣れていると言ったらおかしいんですが、そのようなところときちんと契約されるんでしょうか、お聞きします。

それと、社文関係になりますが、図書館ギャラリーの受付のお礼と印刷代というふうになりました。印刷代が減ったということであれば分かるんですが、受付のお礼が減ったということであればちょっと問題になるのかなというふうに思っていますので、そここのところを教えてください。

それと、講座開催事業の減額のところで、内容を精査したということでした。どのような内容を精査して減額にしたのか、ちょっと分からないので教えてください。

それと、光文化の森公園の一般管理事業の植木の剪定作業、これ植木の剪定作業ということでありましたが、年々木が大きくなっていくので、一定に間伐というかそういうこともしながら剪定の経費というものも少しずつでも見直す必要があるのではないかなというふうに思います。そこのところはどのように考えているのか伺います。

それと、栗山平和公園の値上げは、枝の伐採が無料だったものが有料になったということで理解はしました。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 私からは、町立保育所の今後の運営についてのご質問にお答えさせていただきますと存じます。

今後、少子化がどのようなスピードで進んでいくかということによるんですが、方針としては、町内には民間の幼稚園、また保育園等ございまして、そちらのほうでお願いできる状況になってくれば縮小しながら、また今3所あるところを1つにまとめていくとかというような状況は当然のことながら考えながら今後進めていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 住民課長。

○住民課長（川嶋 修君） 山崎議員ご質問の住民基本台帳ネットワークシステム事業関係の株式会社TKCということなんですが、こちらの会社は、平成18年の合併時より、住民情報システム全てを請け負っていただいている実績のある会社でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（向後和彦君） それでは、社会福祉協議会運営費補助金の中で今後の運営に支障はないかというご質問だと思います。臨時職員のこの1名につきましては、たんぼぼでの職員の退職に備えたものでございまして、この4月以降には指定管理委託料のほうで支払えるといったところでございます。

続きまして、はり・灸・マッサージの利用者の制限ということでありましたけれども、2年12月末現在で75歳以上の人口に対しての交付率、また利用率がやはり低い状況にあります。また、規則では、生活保護法に規定する医療補助、社会保険の適用を受ける施術は使用でき

ませんということで、基本的には健康な人なのかなというように思われますので、現行のままというように考えております。

続きまして、地域生活支援事業の減額理由がたんぼぼだけなのかということでありますが、たんぼぼのほかに、障害者支援区分認定調査業務委託料、これ1万8,000円の減額でございます。それともう1点は、山武郡市広域行政組合の区分認定事業・手話養成研修事業の減額でありまして、これが23万5,000円でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

○健康こども課長（萩原浩己君） 健康こども課からは、36ページ、ひかり児童クラブにおきまして、以前洗濯機の要望があったがどうなっているのかということでございますけれども、洗濯機につきましては、やはり専用の排水管がなく、現在設置には至っておりません。この整備を含む工事となりますと、必要性なども含めて検討してまいりたいと考えております。

37ページ、新型コロナウイルスワクチン接種事業のコールセンターの業務なんです、スタッフ3名というのは派遣の者で、そういったもので大丈夫なのかということでございますが、このコールセンターにつきましては、3月中旬以降、3月中にはこちらプラムのほうで業務委託をお願いするわけなんです、それまでに十分な研修を積んでいただいて、もちろん派遣されてからもそうですけれども、研修を積んでいただいた、そういうスタッフをお願いするよう業務委託をすることになっております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

○社会文化課長（霞 澄人君） それでは、まず48ページ、町民ギャラリーの件でございますが、町民ギャラリーにつきましては、令和3年度45日間で4回やると決まっております。そのため日数が決まっているため、昨年よりお礼する日数が減りましたので、その分でございます。

講座の講師謝礼のほうでございますが、こちら無料で来ていただける講師もございまして、そういったところをお願いするようにして削減を図っているところでございます。

それから、光スポーツ公園の植木の関係でございますが、2年に1回程度調査を入れまして、病気になっている木、倒れてしまうのが危険な木などは、そのときに伐採等行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 分かりました。

そうですね、コロナウイルスの関係なんです、3月中に委託先と契約をして研修を積んでもらうということですが、3月のいつぐらいから研修に来ていただけるのか、決まっていればちょっと教えていただきたいというふうに思います。

それから、町民ギャラリーの問題ですが、日数が決まっている、開催日数が決まっているので、それに合わせて減額になったということですが、やはり町民ギャラリー、なるべく、45日の4回ということになると、単純でやって180日ということになります。ちょっと物足りないなという感じもするんですが、ここのところはもっと充実させていく必要があるんじゃないかなというふうに思うので、そこのところをどのように考えるのかというのをもう一度教えていただきたいというふうに思います。

それと、剪定作業、病気とかそういうものを見つけて、そういう木があれば伐採をしていくということは、そこは分かるんですが、全体的に不要じゃないかというようなところもちょっと感じたりもするので、そこのところの検討はあるのかどうなのかというのもお聞きいたします。お願いします。

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

○社会文化課長（霞 澄人君） 町民ギャラリーにつきましては、今まで担当しておりました職員が今年度いっぱい退職になります。新しい職員に3年度からなるものですから、3年度につきましてはこういう形になっております。

あと、植木の関係でございますが、そちらのほうは検討させていただきます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

○健康こども課長（萩原浩己君） 健康こども課からは、コロナウイルスワクチン接種事業コールセンターでございますが、まだ3月中いつからという具体的な日にちは決まっておりませんが、先ほど申し上げましたとおり、開設するまでには人材派遣等の会社のスタッフの研修を十分にやっていただいて、滞りないスムーズなコールセンターの運営ができるような準備をしまいたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 議案審議の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

(午前 11時46分)

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 0時59分)

○議長（鈴木克征君） 議案審議を続けます。

秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） 7点ほど質問させていただきます。

基本は概要版となります。

概要版25ページ、18款寄附金の中のふるさと納税、約8,500万円の予算ということで、この辺いつも申し上げているとおり、金額的なものは評価しております。この内容につきまして、返礼品等々の人気調査などはしているのか。要は、返礼品が欠品してしまうようなことはあり得るのか、その辺をお伺いいたします。

続きまして、概要版28ページ、2款1項7目、細目の7、その他財産管理事業、旧横芝行政センター他解体工事であります。総務経済常任委員会の予算調査で、鈴木委員のご質問の内容を参考にさせていただきますと、境界ブロックとパンザマスト以外のものは全て撤去ということで、この辺は承知いたしました。こちら、館内に保管されていた郷土資料などの移動はどのようになっているのか、これをお伺いいたします。

続きまして、概要版29ページ、2款1項8目、細目の30、住宅取得奨励金交付事業、これは45歳以下が対象ということで承知しております。令和2年7月から事業開始したとのことで、それほどのデータはないかもしれませんが、転入者等々の動向をお伺いいたします。データは、まだ蓄積されてないかと思えますけれども、先々を鑑みて動向によっては費用対効果などを見ながら、年齢要件の引上げ、45歳以上を55歳にするとか、そういった意味でございませぬ、などの考えはないものか、その辺をお伺いいたします。

同じく、概要版29ページ、2款1項8目、細目32、居住地整備計画策定事業、こちらも総務経済常任委員会の予算調査の宮菌委員のご質問のとおり、参考にさせていただきますと、内容のほうは承知いたしました。この中に旧横芝中学校の跡地活用は入っているのか、お伺いいたします。

同じく、概要版29ページ、2款1項11目、細目の1、空港対策事務費、空港機能強化PR業務委託料、この辺は12月号の広報から掲載されているものかと存じますが、この辺の住民

からの何かアクションなど、ご意見などあったか、その辺をお伺いいたします。

概要版44ページにまいりまして、7款2項3目、細目の4、舗装修繕事業、概要の補足資料を参考にいたしますと、舗装修繕計画策定業務委託料ということで、今後この計画に基づいて修繕をされていくと思うのですが、この大総地区の道路修繕が計画に入っていた場合、その辺の財源の出どころなどまで計画されているものなのか、それをお伺いいたします。

予算書にまいりまして、予算書は135ページ、7款4項3目、駅前広場管理事業、12の委託料、これにつきまして、清掃委託料が前年度予算69万4,000円に対し、令和3年度予算は71万6,000円であります。あわせて、西側樹木剪定委託料、前年度予算は44万7,000円に対して、約1.5倍の令和3年度予算は71万円となっております。この辺の増えた理由をお願いいたします。

以上、7点、1回目の質問 お願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 財政課長。

○財政課長（椎名雄一君） それでは、初めに概要の25ページ、18款の寄附金、ふるさと納税の関係でございますが、返礼品の人気ランキングにつきましては承知しております。当町の返礼品で一番人気があるのは米で、令和元年度の実績では、返礼品件数の約70%を占めております。また、ゴルフプレー券も寄附金額の多い返礼品で、幸いどちらも在庫切れとなることはありませんが、返礼品の中で野菜や果物などは、時期や生産量、提供量に限りがありますので、在庫切れとなる場合があり、このときには寄附の受付をストップするということがあります。例えば、梨など生産者が極めて限られるものにつきましては難しいかと思いますが、そのほか量の増やせるものにつきましては、寄附者の要望に応えられるよう努めてまいりたいと思います。

続きまして、28ページ、2款1項7目、その他財産管理（臨時）事業、旧横芝行政センター他解体工事の関係で、保管資料の移動はというご質問ですが、文化財関係につきましては、社会文化課の所管で大總會館のほうへほぼ移動が完了しているというふうに認識しております。その他、必要な物品につきましては、現在、改修工事を行っております旧光学校給食センターのほうに移動する計画としております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） それでは、企画空港課関係について、お答え申し上げます。

1点目が、住宅取得奨励金の関係であります。

動向でございますが、今年の2月末までの実績について申し上げますと、新築住宅は24件ございました。中古住宅は3件ございました。新築住宅24件のうち、転入なされた件数が7件、それと中古住宅3件のうち、転入なされた件数が2件であります。あと、子供加算というのがつくんですけれども、それについては全体で32人分の補助金を支出しております。転入者の多くというわけではないんですが、匝瑳市、山武市などからの事例が多いです。

続きまして、居住地整備計画策定業務委託料、旧横中跡地が入っているかということなんですけれども、これ旧横中跡地をピンポイントで計画しているということはありません。ただ、横芝駅周辺、あるいはこの役場周辺、インターチェンジまで含めて楕円形で重点戦略という形で土地利用ビジョンで示していきまして、その中には旧横中跡地も入っているので、対象かと言われれば対象にはなっております。

3点目の空港機能強化PR業務に関しまして、住民からのアクションはどうかということでございます。

件数は少ないんですけれども、こういうことをやっているんですかとか、そういうご指摘は数件いただいています。今でも町ホームページでは公金の使い方とか周知したんですけれども、なかなか見てもらう機会がなくて、そういうような反応がございました。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（川島敏彦君） それでは、都市建設課関係の質問にお答えいたします。

まず、概要版44ページの舗装修繕事業でございますが、令和2年度の予算と比べますと、舗装修繕計画の委託料が計上されていまして、大幅な減となっているような状況でございます。それと、舗装修繕事業につきましては、従前からの計画に基づき、路線を選定して行っているところでございます。そういった中で、参考までに令和3年度では8路線を行う予定であります。代表的な路線を4路線ほど申し上げますけれども、Ⅰ-23号線、桑郷地先、Ⅰ-22号線、光中学校の北側から踏切まで、Ⅰ-22号線、五ノ神地先、それからⅡ-4号線、これは遠山から姥山地先までのバス路線となります。そのほか、Ⅱ-27号線等々ございます。大総地区のⅡ-4号線につきましては、A滑走路特別交付金を充てる事業ということで予定しております。今後も大総地区等の舗装修繕工事等については、財政課企画空港課と交付金の充当について協議をしていくというふうに考えております。

また、予算書の135ページ、駅前管理事業の関係ですが、清掃委託料及び樹木の剪定料が上がっているというような質問でございました。

清掃委託料につきましては、シルバー人材センターに委託しておりまして、単価が上がったことによる増でございます。

また、樹木の剪定委託料につきましては、隔年で西側の公園の樹木の剪定を行っているところで、昨年と比べますと26万3,000円の増となっているような状況でございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） すみません、1点答弁漏れがございました。

資料1の一般会計当初予算の概要の29ページ、ご質問のありました住宅取得奨励交付金の補助要件の年齢の関係でございます。

今現在、45歳未満であることを要件としておりますが、これはそのとき議論した上で一応この45歳以下であることというのはしたんですけれども、必ずしもこれにこだわるわけではありませんので、数年やってみて、利用状況とか、ご意見を聞いた上で、また変更はあり得るかなと思っております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） ありがとうございます。

ふるさと納税の関係は、なぜこのような質問をしたかと申しますと、お米が一番人気ということですので、欠品はなかったということですが、仮に野菜とか果物なんかに対して、返礼品を希望していた方が、せっかく横芝光町を一旦は見てくださったのに、目的としたものがないということになりますと、当初予定していた給付金が別の自治体に流れてしまうということが考えられますので、この辺もしっかりと調査していただいて、欠品を起こさないような形、または別のまた魅力のあるものを追求していただきたいと思います。

自主財源の確保には非常に有効な手段であると考えますので、また違った質問になりますけれども、以前から申し上げますクラウドファンディングにつきましても、継続してご検討いただきたいと思います。

概要版28ページのその他財産管理事業、旧横芝行政センター他解体工事は大総会館のほうに資料を移されて完了したということでございますけれども、当初はこの行政センター、雨漏りなどの問題があったかと思うんですが、大総会館のほうは、その点は問題がないのか、もう一度質問させていただきます。

概要版29ページの住宅取得奨励金交付事業、利用状況を鑑みながら、また引上げるなど

の考え方も必要なのではないかなと思いましたが、併せて質問させていただきました。

こちら、新築住宅24件のうち転入加算は7件ということでございますけれども、交付漏れなんかはなかったのか、もう一度質問させていただきます。

概要版29ページの居住地整備計画策定事業でございますが、旧横芝中学校跡地、ピンポイントではないが、大枠の中では、こちらも課題としては入っていらっしゃるということでございますけれども、当初はいろいろ住宅地が広がるような50軒程度ですかね、計画があったかと思います。その後、成田空港の機能強化に伴う等々との問題で一度は停止している状態にはなっていたかと思うんですけれども、この問題、この機能強化に関わる内容なんかもだんだん固まってきていますので、その辺もあのままにしないで、できるだけ早めに開発等々、考えていただければと思いましたが、質問させていただきました。

同じく29ページの空港対策事務費の空港機能強化PR業務委託料、広報の私たちのまちと成田空港、これは私も確認させていただきましたが、このたび概要版の最後に空港周辺対策交付金予算額及び充当予定事業というのが、こういうふうに記載しておりますけれども、このような形、紙面の都合などもあるかと思っておりますけれども、一部ずつでも普通交付金、特別交付金、地域振興枠、A滑走路特別加算金の内容などを部分的に記載してみるとか、この金額なんかも分かりやすいと思っておりますので、その辺もご検討いただければありがたいと思います。こういうものが分かることによって、町長が進めてきた住民への理解が深まる可能性もあるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

概要版44ページの舗装修繕事業は、率直に言うと大総地区の道路修繕に関しては、A滑走路特別加算金を充当していく方向で調整していくということで認識をいたしました。

予算書135ページの駅前広場管理事業は、金額の増の理由は分かりました。

この清掃委託料の中で、恐らくトイレの清掃をされているのかと思うんですが、トイレの周りもひどいですし、駅舎の前なんかもそうなんですけれども、たばこのポイ捨てが散見されるのですが、その辺の清掃の委託の中には入っていらっしゃるのか。このロックパークを美化するために、もう一度お伺いいたします。よろしく願いします。

○議長（鈴木克征君） 財政課長。

○財政課長（椎名雄一君） それでは、概要の25ページ、ふるさと納税の関係でございます。

多分、議員も同じ思いだとは思いますが、ふるさと納税の本来の趣旨とは違う部分なんですけれども、魅力ある返礼品の追求については、そのようにしてまいりたいというふうに考えます。

あと、クラウドファンディングにつきましては、令和3年度の予算編成に当たりましては、予算編成方針の中にクラウドファンディングの活用について検討するようという項目をあえて新規に加えまして、全職員への意識づけを図ったところでございます。ただ、残念ながら、クラウドファンディングをするにふさわしい事業がまだ見当たらなかったということで、今のところ実施の予定はないという状況でございます。

続きまして、28ページの旧横芝行政センター解体工事の関連の文化財の移動ですけれども、先ほど文化財の移動は完了したというふうに議員おっしゃられますが、まだ全て終わっているわけではありません。ほぼほぼ完了したという状況でございますが、まだ、少し残っていることは残っておりますが、大総会館につきましては、雨漏り修繕等々、大規模な改修は行っておりませんが、文化財を置くには支障のない程度の補修を行いまして、対応をしたところでございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） それでは、29ページ、住宅取得奨励金の事業に関しまして、交付漏れはということでございますが、申請書類には登記事項証明ですとか、あと住民票の写し、あるいは戸籍の附票などを求めておりまして、建物の存在ですとか、取得だとか、転入だとか、それについては万全を期すようにしておりますが、さらに間違いのないようにしていきたいと思っております。

それと、空港PR事業に関しまして、広報の載せ方についてご提案をいただきまして、ありがとうございます。そのように、いろいろ工夫をしてやっていきたいと思っております。プラス面だけではなくて、マイナス面も町民の方に正確に伝えていくことが必要かと思っておりますので、そういう面も怠りなくなっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（川島敏彦君） それでは、予算書135ページの駅前広場の清掃の関係でお答えいたします。

トイレの建物及び中、その周辺につきましては、日常的に毎日2時間ほど行っているところでございます。また、全体的な駅前の清掃については、定期的にシルバー人材センターのほうをお願いしているところでございます。今後も、駅前につきましては、皆さんが利用しやすいように、またきれいでいるように努めていきたいというふうに考えておりますので、

よろしくお願いたします。

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） 1点だけ、駅前広場の管理事業の清掃につきましては、町民の方から様々というか、多くのたばこのポイ捨てのご意見はいただいておりますので、喫煙所もないですし、その辺も踏まえて、広めていっていただけたらありがたいなと思っております。

あとは、るるご説明いただきまして、ありがとうございました。

新年度も、まだ続くコロナ禍で、大変な状況が続くと予想されますが、各事業に対しては、しっかりと実施していただきたいとお願いするものであります。ありがとうございます。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） それでは、今、空港の対策事務費のところが出ましたので、29ページの2款1項11目のところの空港対策事務費のところ、こちらのほうには、主な歳出の説明ということで、3項目しか出ておりませんので、大きい予算書の55ページのほうからお尋ねしたいと思います。

55ページの説明のところの12委託料というところで、町長宅機器警備委託料というのがございます。どのような警備を、何のために、どこを行うのか教えてください。

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） これにつきましては、何のためにということから申し上げますと、成田空港は長い歴史がありまして、いろいろな闘争等もあります。万が一ということもございまして、空港に関連する各首長さんの住んでいるお宅に、こういう警備をやっております。中身としては、機械警備でありまして、町長が今住んでいらっしゃる栗山地区の居宅でございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） ということは、反対派の万が一のときのためにという理解で、町長は空港に賛成ということでよろしいのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員、3回までの申合せで、大丈夫ですか。

○2番（森川貴恵君） はい。

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） 万が一に空港反対派も含めまして、空港に関することで万が一ということに備えてのものであります。空港に賛成、反対というのは、さては置いといて、

関連市町の首長ということで、標的になりやすいというのがございますので、そういう対応を取っております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 3回目、最後ということで、町長に直接お聞きします。

空港に賛成ならば、このような危険がございます。反対ならば、このような危険はないという理解で、町長はどちらへ傾かれたんでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 2018年3月13日に町を代表しての四者協議会で、容量拡大について合意をしているところでございますので、決して反対しているものではございません。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） それでは、私のほうから8点、お伺いしたいと思います。

そして、1点目、2点目については、総体的にわたることでもありますので、町長からご回答いただければありがたいなと思います。

1点目でございますが、1点目は予算書の概要版3ページであります。私の計算に誤りがなければ、新型コロナウイルスにより、町税が前年度より1億2,381万4,000円落ち込む中、空港周辺対策交付金が大幅に増額になったとはいえ、総体的には苦慮しながらも自主財源を前年度よりも6億2,021万円増額し、49億5,129万3,000円を計上したことに対しましては、評価するものであります。留保財源となる地方交付税を30億5,000万円、繰入金を8億2,932万円計上しなければならないということは、引き続き厳しい状況にあると思います。

また、概要版の11ページを確認させていただきますと、前年度よりも義務的経費と経常的経費の割合が下がり、逆に投資的経費が6億400万6,000円増額されたことについても評価しますが、予算総額を抑え、財政規模を縮小する必要があると思われませんが、町長のお考えをお伺いいたします。

2点目でございますが、予算書48ページ、7目の財産管理費の本庁舎改修事業で5,127万2,000円を計上してありますが、本庁舎は、建設され47年が経過しており、庁舎の抜本的な改修を計画する時期に来ているものと思われ。したがって、この予算については、絶対に納得できるものではありません。抜本的な計画がなされない中、今予算により連絡通路を取りつけても、あまり効果は上がらないものと思います。逆に、庁舎を取り壊すことになっ

た場合は、無駄な経費がかかることが想定されます。

そうであるならば、具体的な庁舎建設計画と併せ、文化会館と町民会館、B & G体育館と町体育館、横芝B & G海洋センタープールと光B & G海洋センタープールが2つずつ必要なのかを含め検討した上で、改修すべきだと思います。特に、庁舎の建設に当たっては、補助金が見込めないで、中途半端に今回連絡通路を設置するなら、今回は執行停止にさせていただき、庁舎建設基金なるものを創設し、積立てを行うべきだと思いますが、町長のお考えをお伺いします。

3点目、予算書73ページ、老人福祉費、敬老事業の敬老祝品4,930名分については、人生80年時代を迎えている状況から、検討する時期に来ているのではないかと思います、お考えをお伺いいたします。

次、4点目であります、予算書74ページ、2目の老人福祉費、これは山崎議員からも質問が出ておりましたが、シルバー人材センター活動支援事業のシルバー人材センター運営費補助金が、ランクが下がったことにより、前年度よりも110万円減額になったということですが、シルバー人材センターには町もいろいろな事業を委託等しております。そういう面から踏まえて、活動していく上で、今回、110万円減額になったことにより、運営に支障はないのか、お伺いいたします。

次に、5点目、予算書81ページ、6目の後期高齢者医療費、後期高齢者人間ドック助成事業の後期高齢者人間ドック助成事業補助金が前年度よりも33万5,000円減額されています。人間ドック利用者が増えてきていると思いますが、支障がないのか。また、何人を予定しているのか、お伺いいたします。

次に、6点目であります。

予算書105ページ、1目の病院費、東陽病院事業会計繰出事業の繰出金が4億4,000万円計上されております。8月の議会議員全員協議会の財政推計の説明があった際、東陽病院の繰出金は当分の間、4億2,000万円ということでありましたが、2,000万円増額になっておりますが、その理由をお伺いいたします。

7点目、予算書147ページ、2目の事務局費、学区検討事業を計上したことについては評価するものであります。3年度から協議がなされると思いますが、いつ頃までに結論づけがなされるのか、お伺いいたします。

次、最後になりますが、8点目、予算書163ページ、1目の社会教育総務費、青少年健全育成事業について、青少年相談員と子ども会育成連絡協議会が行っていますが、両団体のす

り合わせを行い、青少年健全育成事業を展開していったほうが、より大きな効果が望めると同時に、補助金についても削減する方法が考えられるが、それについてお伺いいたします。

以上、8点について、よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 宮菌博香議員のご質問のうち、最初の2点について、お答えをさせていただきます。

来年度、令和3年度の一般会計予算117億円という、今まで当初予算としては極めて大きいというふうに感じております。その中においても、今まで計画どおり進めている中での結果でございます。特にふれあい坂田池公園野球場の改修ですとか、横芝小学校の改修事業、また横芝光消防署の改築、また旧行政センターの解体等、大きな事業が令和3年度に組み込まれている。さらには、成田空港からの特別交付金の大きな増、これに対する事業を行ってきたり、またコロナウイルス対策の部分もございまして、本来であれば、なるべく税の減収も見込まれているというか、減少傾向にある中で、少ないにこしたことはないのかもしれませんが、こういう状況においてはですね、しっかりとした財政計画に基づいて、財政の健全化を最優先に考えていますので、その点については、今後ともご指導いただきながら、しっかりと進めていきたいというふうに考えております。

続いて、庁舎の連絡通路の件でございますけれども、確かにこの役場庁舎は昭和49年に鉄筋コンクリートで造られておりまして、2021年現在、47年間が経過しております。この建物の法定耐用年数は50年と言われておりますけれども、公共施設等個別施設計画にあるように、基本的な方針が長寿命化によって耐震化等、適正な維持管理をすることによって、2034年まで、また今後13年間は使用することとなっております。また、さらに2034年の時点で診断を行い、2054年まで長期使用を検討しているところでございますので、今回、この連絡通路を今後の行政運営の中で、例えば災害対応ですとかというときに、必ず必要なものになってくると思っておりますので、このようにやらせていただきますので、ご理解を賜りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（向後和彦君） それでは、予算書の73ページから74ページにかけましての敬老事業のタオルの配布の件でございます。

昨年の9月頃だったかと思いますが、タオルはまだですかといった声を電話、窓口等でお

聞きいたしました。ある程度、期待されている部分があるのではないのかなというように感じております。また、これまでの継続によって浸透してきているのではないかというふうにも考えております。このことから、新年度におきましても、タオルを記念品として配布することとして提案をさせていただきました。

また、貴重な財源を活用させていただくところではありますが、まちづくりに貢献された高齢者に対する感謝の意を表すとともに、長寿をお願いするものとして、提案させていただいたところでございます。

続きまして、74ページのシルバー人材センター活動支援事業につきましても、町の補助金につきましても、国の補助金交付要綱と執行方針に準じて交付されておりました、シルバー人材センターでは、新年度に減額があるということは理解されているようであります。

また、シルバー人材センターでは、5年計画を立て、会員数、女性会員数、受注件数など目標値を設定し、取り組んでいるとのことでありました。少しずつではありますが、会員数、受注件数が増えてきているというところでありました。

なお、支障があるのかないのかといったところについては、ちょっと分からない状況でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 住民課長。

○住民課長（川嶋 修君） それでは、予算書の81ページの後期高齢者医療費分の後期高齢者人間ドック助成事業の減額になった理由でございますが、こちらは補助限度額の引下げということで、東陽病院の補助限度額6万円から4万円に引き下げたものでございます。

また、東陽病院以外の病院の補助限度額5万円から3万円に引き下げました。両方とも2万円でございます。人間ドックの予定見積り人数でございますが、令和3年度分は95人を予定しております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

○健康こども課長（萩原浩己君） 健康こども課からは、予算書105ページ、東陽病院事業会計繰出事業4億4,000万円でございますが、こちらの計上につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による収益の減及び企業債償還金の増に伴います前年度2,000万円増額の4億4,000万円の計上となりました。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（椎名 淳君） 147ページが一番下になります学区検討事業のいつ頃までに結論づけがというご質問であります。学校の統合につきましては、平成30年7月に策定いたしました小中学校の適正規模・適正配置等基本計画では、複式学級が生じる時期、また横芝小学校の改築の状況を考慮し、検討していくということになっておりますことから、新年度に学区検討委員会を設置し、統合について協議するものであります。令和3年度内には、方向性を出したいというふうには考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

○社会文化課長（霞 澄人君） それでは、予算書の163ページ、黒丸の上から3つ目になります、青少年健全育成事業でございますが、今年は開催できませんでしたが、スキー・スノー教室を青少年相談員と子ども会育成連絡協議会合同で開催している状況でございます。しかしながら、このような連携がさらに進むよう協力体制を強化してまいりたいと考えております。

また、補助金に関しましては、両団体とも協議も必要となりますことから、検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） では、1点目からであります。

町長の答弁で、健全化にということであります。

私は、予算は生き物だと思っております。町長が平成28年度でしたか、29年度に90億円、それから見ると今回はコロナ関係の予算でも約1億円入ったりしていますので、また町長からお話があったように、大きな事業、投資的事業等もありますから、今回はこういうふうには予算が膨らんだということであるんですけども、いつもいつもこういうふうにしておったのでは、財政の健全化を保つことは、まず私はできないと思っております。ですから、これについては、やはり町の財政規模というのが、大体示されておりますので、ここまで膨らんだのであれば、そこまではいかないと思っておりますけれども、やはり財政規模というのは、縮小していかなければならない。そのためには、よく財政のほうでスクラップ・アンド・ビルドとか、いろいろ言いますが、その割には、そういうものがしっかりとない。ですから、もう少しいろいろなものを精査していかなければ、この財政規模を縮小することは難し

いのかなど。しかしながら、先ほど言いましたように、今年も財政課長頑張ったように、去年の私は予算と比較すると、かなりいいものになっているという評価はしております。ですから、もう一度、町長には財政規模を縮小する必要性、そういうものがあるのかどうなのか、改めてお伺いいたします。

次に、2点目ではありますが、全く公共施設の関係、いずれにしましても、これから人口は減っていく高齢化になっていくというのは、人口推計で出てきております。そうすると、手当たりまかりにやるんじゃなくして、庁舎建設されてから、町長が言ったように、もう47年が経過しているということであれば、抜本的なものを考えて、それでやはりいろいろな青写真を描いていかなければならない。あえて私は言ったのが、町の体育館とか、B & Gの体育館、今の町のこれからの10年後に、そういうものが2つ必要なのか。文化会館と町民会館、必要なのか、横芝B & G海洋センターと光B & G海洋センター2つ必要なのかと、もうそういうのを考えなければならぬ時期が必ず来ると思います、これは。

それで言ったように、今、庁舎を建てるとなれば、最低でも多分30億円以上のお金を必要とすると思います。しかしながら、今の制度では、庁舎建設に関しては、補助制度がありません。ということは、今から計画性を持って、そういうように基金としてためていかなければ、庁舎なんかというのは建設というのは夢物語になってしまいます。ですから、南条小学校の体育館のようにならないように、これからしっかりとした考え方をやっていくためには、私は今の連絡通路というのは、全く必要がないと思っておりますので、その予算を執行停止ということで、町長のほうがお考えになれば、私のほうも考えますけれども、それでなければ納得いくものではありませんということをお伝えいたします。

それと、3点目の敬老祝品、また欲しい方がいっぱいいる、確かにそれもあるでしょう。だけれども、やはり人生80年時代を迎えている状況、そういうものもやはり考えて、スクラップ・アンド・ビルド、そういうもので考えていく時期、そういうふうと考えていかなければ、財政規模を縮小するのだって、夢物語になってしまいます。これは、やはり1担当課でなくして、みんなでそういうものを専門的にチェックする部門をつくってやっていかなければならないということです。

4点目について、シルバー人材センターの運営費が削減になったことによって、活動していく上で支障が生じるかどうか分からない、それはちょっとまずいのかな。やはり支障が来ると困るんじゃないのか。町にどのくらいシルバーに予算をいろいろな委託事業を頼んでいるか分からないけれども、多分かなりのものを頼んでいると思うんですよ。ですから、やはりど

うあれシルバー人材センターというのとは、しっかりした活動をしてもらわなければ、町と
したって困ると思うんですよ。ですから、やはりそんな今になって予算を組んでおいて、それ
が分からないというような予算の組み方をしてはまずいのかなというふうに思っております。

5番目の後期高齢者医療費の人間ドック助成事業の関係は分かりました。

6点目、東陽病院の関係です。収益の減、当然、収益見込めないから、その分補うために
繰り出した、まさにそのとおりだと思います。だから、私がここではあまり言いませんけれ
ども、東陽病院のときにまた言おうかと思っているんですけども、いずれにしても、そう
いうことであるということで、だからその辺については、十分、病院のほうとしても考えて
事業を展開してもらわなければしょうがないということで、これについては後でやりますか
らいいです。

次に、7点目の予算書147ページの教育委員会の学区検討事業の関係については、十分分
かりましたので、速やかにいい方向で町長のほうに答申ができるように頑張ってください
と思います。

8点目の予算書163ページの関係についても、確かに課長が言われるように、やはりある
程度統合して、より以上の成果ができるものについては、そういうふうに行っていくこと
によって、予算の削減にもつながっていくと思いますので、その辺についても、きめ細かく頑
張っていただければありがたいなと思っています。

したがいまして、1点目、2点目、3点目、4点目について、再度、ご答弁いただければ
ありがたいです。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まず、1点目の財政規模の問題でございますけれども、宮菌議員言わ
れるように、いろいろな部分でこれからも節減をしていかなきゃならないのは重々認識をし
ている中であって、宮菌議員が日頃ご指導いただいている、例えば業務委託の問題等につ
きましては、いろいろな法律の中で、これをやらなければならない部分があったりして、それ
が二重、三重になってしまっていることも、特に福祉関係などではあるというように散見さ
れます。その部分ということで、小さいものを一つ一つ積み上げていかなければならないと
いう認識の中で、皆さんから、町民から預けられた税金をしっかりとチェックしながら使っ
ていきたいというふうに考えております。そういう意味においては、先ほど敬老祝品のタオ
ルの75歳以上に今上げている分についても、やはりこれは考えていかなければならない部分
なのかなというふうに、そういうふうにも思っております。

次に、連絡通路につきましては、改めてまたお願いをしたいところでございますが、機構改革も今後進めていかなければならないところもございまして、その部分については、ちょっと補足説明を総務課長からさせますけれども、よろしくご理解を賜りたいというふうに考えております。

それと、もう1点、私がお答えするところではないのかもしれませんが、シルバー人材センターにつきましては、体制が大きく変わったというのは皆さんご承知かと思えます。そうした中で、今まで幽霊会員とか、そういうものをしっかり見直した中で、きっちりやってみたら、実際にその実数として、会員が150人を大きく割ってしまった状況もあって、このような状況にあるわけでございますけれども、それに合わせて町からお願いをしている、例えば先ほど秋鹿議員のほうから質問のあった駅前の清掃業務等の値上げの問題とか、一つ一つをしっかりとチェックして、時代に合わせたものにしていくということで、私どもについては、今、シルバー人材センターも順調に推移をしていっているというようなお話を聞き及んでいるところでございますので、ご報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） それでは、連絡通路の関係で補足説明のほうをさせていただきます。

第1回目の答弁のほうで、町長が申し上げましたとおり、個別施設計画のほうで、庁舎につきましては、議員ご指摘のとおり、耐用年数が間近になっている中で、重複投資ではないかというご指摘だろうというふうに思っております。しかしながら、この庁舎につきましては、本年度も耐震補強等を実施いたしまして、適正に管理を行えば、2034年まで使用が可能だということで、設計屋のほうからも助言をいただいております。さらに、その工事の中でコンクリート等の材質等も検討した結果、非常に質のいいものが使われているということでございまして、2034年度時点で適正な診断、さらには維持補修を行えば2054年まで長期使用することも可能ではないかというような意見をいただいております。

いずれにいたしましても、合併当時、庁舎を建設するという計画も確かにございました。しかしながら、議員ご指摘のように、多額の財源を必要といたします。そういう中で、この庁舎を有効活用して使用していくということで、現在に至っているわけでございますが、いかにせん合併当時、横芝行政センターを使って分散業務を行っておりましたが、やはり一本化するということで、この庁舎に全てを集約いたしました。その関係で、会議室等が慢性的

に不足しておりました。そのような中で、北側の車庫棟を建設させていただいたわけですが、一昨年の台風災害、大規模災害の際には、フル活用させていただきまして、町民に迷惑のかかることのないような災害対応もできたというような実績もございます。

さらには、町長のほうが申し上げましたとおり、令和4年度以降には、抜本的な組織改編を行うことを予定しております。その際には、事務室としても活用したいというような考えを持っておりますので、その際には連絡通路によりまして、2階部分に町民の方がおいでになる場合にも、本庁舎のエレベーターを利用し、バリアフリーで使えるというようなことも想定しておりますので、いずれにいたしましても、簡素で効率的な行政組織を構築いたしまして、町民の方の利便性、安全性、または仕事の効率性を考慮して、この連絡通路が必要であると位置づけをいたしておりますので、何分にもご理解を賜りたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（向後和彦君） 敬老事業、またシルバー人材センター活動支援事業につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでというふうに考えます。特に、シルバー人材センターにつきましては、これまで請け負った職種がありましたけれども、植木作業、草取り作業、草刈り作業、農園であったものを薬剤散布や住宅改修や障子、網戸の張り替え、家事援助などの雇用就業機会の拡大に努めているということでありましたので、町としても、その運営状況などにつきましては、そういったことを確認する機会を持ちたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 2点目の財産管理費の関係ですけれども、2億円で後ろが建ったとき、そのときも私は条件つきで賛成したんですけれども、そのときにも庁舎云々というものも出てきてなかった。とにかく、計画がその場、その場なので、先のことを全然考えていない。だから、今言ったように、これやった場合に、庁舎はそのまま、ここにずっと存続して使うんですかという問題になってきちゃうと思うんですよ。ですから、そういうふうに、先ほど、私があえて言ったのは、そういうものと絡めた中で、しっかりしたものをやっていかないとしょうがない。だって、今、何だかんだ言ったって、課が分かれるところ、健康こども課にしたって、教育委員会だって、みんな違うところにあるわけですよ。だから、将来造ると

きには、やはりそういうものを全部一括でみんな同じ私は庁舎に持っていかなければならぬという考え方を持っています。

会議室が足りない云々とかということで、今、総務課長は言いましたけれども、コロナになれば文化会館の集会室をずっと使うんだとか、そういうふうに思っているだけであって、まだ余裕はあるんですよ、はっきり言って。ですから、そういうものを踏まえた場合に、私はこの計画は本当に浅はかだと思しますので、執行停止にさせていただきたい。町長が執行停止にさせていただきたいということであれば、私はいい予算だと思いますので、その辺は私も考えますけれども、これをそのまま執行するということに対しては、私は絶対にノーということだけは伝えておきたいと思えます。

それと、あとシルバー人材センターの関係ですけれども、私が言ったのは、活動していく上で支障が生じないのか。最初の課長の答弁だと分からない。町長が答弁して、ある程度分かったんですけども、支障がなければいいんですけどもね、支障があったら困っちゃうわけですよ。だから、活動していく上で支障がないのか、あるのか、それを再度お教えいただきたいというふうに思います。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今回の一般会計、令和3年度の予算については、このまま上程をさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げたいと存じます。執行停止は行わないということでございますので、よろしくお願ひします。

それと、シルバー人材センターについては、私の聞き及んでいるところでは、何の問題もなく順調に進んでいるということでございますので、ご報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 議案審議の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後2時10分とします。

(午後 1時59分)

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時09分)

○議長（鈴木克征君） 議案審議を続けます。

川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 健康こども課長のほうに質問をしていきたいというふうに思います。

資料1、概要版の37ページ、まず初めに、コロナウイルスワクチン接種に関しての伺いたいと思います。ちょっと質問が多いので、大変申し訳ありませんが、だあっとお伝えさせていただきます。

まず初めに、地元医師会の協力と十分な連携が取られていることに、当局のご努力とご準備に心から感謝申し上げます。引き続き、課題は多かろうとお察しいたしますが、よろしくお願いたします。

そこで、先日、町内6つの医療機関で個別接種が可能とのことでしたが、病院名、医師名をお伺いたします。

次に、訓練した川崎市では、問診に時間がかかった、接種後の待機場所を十分に確保しなければならないとのことでもあります。2月27日の富里市での視察で得たことがあれば、ぜひお聞かせ願います。

次に、改めてお伺いたしますが、発送内容と発送時期はいつの予定でありましょうか。最終的な接種会場、人員の確保、接種クーポンの発送などの準備や新たなシステムへの対応などで課題はあると思いますけれども、国からの情報は十分でありましょうか、止まっている作業はないでしょうか、お聞かせ願います。

次に、介護施設での接種や会場へ足を運べない方への訪問接種に伴い、ワクチン量確保の上でワクチンを無駄にしないため、自治体の判断でヘルパーさんや訪問先の健常者の家族の接種は可能かどうか伺います。ワクチンは届いてから5日以内、使ってから6時間以内ということですので、有効に使わなければならないという上で、お聞きいたします。

それと、予診票など多言語化は大丈夫でしょうか。先日、現在の外国人登録は23か国476名ということがありましたが、心配をしておりますので、お聞かせ願います。

それと、接種状況を迅速に把握するため、新規に導入されたワクチン接種記録システムですが、新たなシステムということで、入力作業の負担、人員確保は大丈夫でしょうか。最初に、この点お伺いたします。

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

○健康こども課長（萩原浩己君） 健康こども課でワクチン接種事業ということで、川島議員のご質問にお答えいたします。

まず、接種の医療機関でございますが、これは6医療機関ということで、町立の東陽病院、

まさごクリニック、鈴木医院、山崎医院、さくらクリニック、越川医院ということになります。

2番目の富里市に行きました集団接種の訓練会場での課題だとかということであったかと思えますけれども、そこで得たことということだったと思えますけれども、富里市でシミュレーションやっていたのは、医師の問診、予診票の確認をする前にというか、その前に看護師による予診票の確認を3か所でやってございました。当初、町でも2か所で設置する予定ではございましたけれども、富里市の訓練を見て、3か所でも時間がかかるようなこともございましたので、この辺も含め、当町としても3か所での設置ということで考えてございます。ここについては、一般質問の答弁でも答えましたとおり、町でもシミュレーションをいたしまして、スムーズな接種ができるような形で考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

あと、接種券の発送時期でございますが、2月26日の議会議員全員協議会でも申し上げましたとおり、まず65歳以上の方の接種券の発送というのが一番最初になろうかと思えます。こちらのほうが、全員協議会の際に3月下旬以降での発送予定と説明しましたけれども、3月1日付の厚生労働省からの通知によりまして、標準的には接種券を4月23日頃までに送付を想定するものということとされている通知がございまして、あくまでもワクチン供給量に準じての郵送が変更となる場合があります。

あと、介護施設での接種だとか、ワクチン接種について、ワクチン量の無駄のないようにということであったと思えますが、介護施設だとかの接種に伴います、そこでの介護施設入所者のほかに、無駄にしないために、その場の職員での接種だとか、仮に寝たきりの方だとかの訪問接種の際に、ご家族の方が接種についてできるかということにつきましては、やはりワクチンを無駄にしないために、今後、そういうものもできるのかというのを、国との通知だとか、通達に基づきまして、今後検討していきたいと考えております。

あと、予診票の関係で多言語の外国人の方へのご案内のことだったと思えますけれども、これ2月のニュースだったかと思うんですが、政府のほうが多言語の予診票を用意する方針であるとの報道があったかと思えますが、町のほうに正式な通知や案内は現在ありません。しかしながら、先ほど川島議員もおっしゃったとおり、476名の方の外国人の方が町にもおりますので、外国人に対しても、スムーズな接種ができるような対応をしてまいりたいと考えております。

あと、新しいシステムへの入力作業が入ったことによる人員確保だとか、そういう負担

だとかのご質問だったかと思いますが、こちらにつきましても、既に3月より会計年度任用職員等々が来て、今、手伝っていただいておりますけれども、こういう人員確保をしながら、このシステムのスムーズな対応をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） ありがとうございます。もう少し伺いたいというふうに思います。

先ほど、6つの病院、医院名を教えてくださいました。これから、どのような形で例えば65歳以上の方に4月23日ごろまでに送付という、その送付の内容が完全にこれですというのが、私にも分からないんですが、おおよそ国のいろいろな資料を見ますと、お知らせ文とか、予診票とか、クーポン、また国からの副反応について等のリーフレット等があると思いますけれども、その中の全部が入るのか、一部が入るのか分かりませんが、そこに6つの医療機関名、接種可能医療機関名の一覧を入れていただくことは可能でしょうか。

多言語ですけれども、既に国から来ないというのが、非常に私も遺憾に思いますけれども、タイ語、英語、ベトナム語、中国語、フィリピンの方が使うタガログ語、ポルトガル語等用意されているという、ちょっとこれは単独で用意されているんだか何だかまだ確認は取っておりませんが、ほかの予防注射だったか分かりませんが、そういうこともありますので、ぜひこちらから国のほうに求めるなり、確認をするなり、用意をされて、先手、先手で準備されたいなというふうに思います。

また、ワクチン接種記録システム、新しい導入であります。本当に現場は、それでも大変なのに、本当に皆様の努力に敬意を表したいと思いますが、一つ心配なのは、個別接種における医療機関のシステム対応、医療機関が新しい記録システムに対応が大丈夫なのかどうか、そのところ、人材の確保が心配でありますけれども、対応について、どのように町はお考えになっているかをお聞かせ願いたいと思います。

それと、住所地外で接種できる、やむを得ない事情の取扱というのは、もう国からこういう方、こういう方ということで連絡は来ていると思いますけれども、それとは別に町外にあるかかりつけ医、また町内にお住まいの原発事故の避難者、これはどうなんだろうとずっと私も心配に、不安に思っておりましたところ、つい最近、新聞紙上で原発事故の避難者ということで記事がございましたので、ちょっと紹介させてください。

抜粋しますけれども、政府は、事前の申請手続を省略して、避難先の自治体で接種を受けられるようにすることを明らかにした。ワクチン接種は、住民票が登録されている自治体で

受けるのが原則、それ以外の自治体での接種は、住民票のある自治体から接種券を受け取り、接種を希望する自治体に自ら申請し、住所地以外接種届出済書を発行してもらう必要がある云々とございました。この辺、もし詳しく分かれば教えていただきたいというふうに思います。

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

○健康こども課長（萩原浩己君） ただいまの川島富士子議員のご質問なのですが、まず65歳以上の方への接種券の配送のときに、病院名だとか、そういったリーフレットだとかが入れないかということがございますが、こちらについても、ただいま、先ほども答弁申し上げましたけれども、ワクチン供給量がまだ定まらない中で、どのくらいのワクチン量が来るのかというようなことで、接種券の発送時期等々も変わってきて、医療機関で接種できるのが変わってきてしまうんですが、なるべく町民の方へは、どこでいつできるのかというのを分かりやすい形でのご案内ができるように努めてまいりたいと考えております。

2番目のワクチン接種の記録システムの関係でございますが、こちらについても、タブレットを町に配布されるというような形での情報としてありますが、これがまたどういう形のものかというのが、まだ全然不透明な部分が多いわけがございます。こちらのワクチン接種記録システムにつきましても、スムーズな対応が取れるように努力してまいります。

あと、外国人の方の多言語なのですが、こちらについても、議員ご承知のとおり、予防接種につきましては、多言語の予診票が用意できることとなっておりますので、なるべくこういった多言語のご案内ができないかどうかというのを町のほうでも情報を周知いたしまして、なるべく外国人の方に対しても、スムーズな接種ができるような形でご案内させていただきたいと思っております。

最後に、住所地外の接種でございますが、議会議員全員協議会の際にもお話しさせていただいたとおり、原則、住所地接種となっていて、やむを得ない事情がある場合に限り、例外的に住所地外で接種できるものとされております。対象者の方につきましては、長期入院の方、施設入所者、基礎疾患を持つ方で主治医で受ける方、このほか災害による避難者ということで、住所地外接種ができておりますので、東日本大震災で避難されている方が当町でも4名の方が避難されているということとなっておりますので、この方が横芝光町には住所がなくても、スムーズな接種でできるような形でご案内をしていくよう対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） ありがとうございます。

今、課長からのご答弁いただきましたけれども、これは主観で大変申し訳ないんですけども、個別接種における医療機関のシステム対応、これは非常に難しいところ、大変なところかなと思います。個人的な推測を言って大変にいけないことか分かりませんが、恐らく職員さんが医療機関から情報を預かって、後で入力して、国に送る、そのスピーディさも求められると思いますけれども、非常に職員の方が負担を受けるのではないかなと私は予測しておりますので、町長、ぜひ職員の皆さんには本当に今まで以上にねぎらいの言葉をかけていただきたいと思っておりますし、本当にアナフィラキシーが毎日のように報告されておりますけれども、テレビ上でも、ないとは限らないと思っております。ですが、やはりそういったところも、職員さんが早期の対応をしなくてはいけない、いろいろな部分で新しいシステムに対応しなくてはいけない、そういういろいろな心配もしておりますので、職員の皆さんの健康と、また無事故を祈っていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、ご答弁はいいんですけれども、概要の37ページに個別予防接種事業がだあつとありまして、新規にロタウイルスが入ってまいりました。そして、概要の39ページには、例年のごとく胃がん検診から前立腺がん検診まで、だあつと予算が載っておりますけれども、本当に補正予算でも申し上げさせていただきましたけれども、ぜひ受診控えのデメリットというのも考えていただいて、何度もしつこく申し訳ありませんが、乳幼児は特に予防接種のタイミングを逃すと、免疫の獲得が遅れるということでもあります。また、初期のがんは大半が無症状であり、早期発見、治療には定期的な検診が欠かせないということでもあります。持病の悪化により、新型コロナウイルスなどへの抵抗力も低下するということでもありますので、ぜひ町として、予防接種や健診の必要性は十分にご理解されているのは承知しておりますけれども、ぜひこの辺を何らかの形で周知して、個人でも受けられるような形でもいいと思っておりますし、町民が健康維持に対する意識を高められるように、ぜひ努めていただきたく切望いたします。答弁は結構です。

あと、もう一つ、GIGAスクール構想、47ページの一番下のGIGAスクール端末運用でありますけれども、たくさんのメリットに期待が高まると同時に、ルールも必要かと思っております。自宅に持ち帰った場合など、また、先生方は日常の多忙な業務や新型コロナウイルスの感染予防対策に加えて、端末の利用推進をすることになるため、負担が誠に大きい実態だろうと思っております。ぜひ、先生方への対応もよろしく願いいたします。教育長、よろしくお

願いたします。

それと、国の21年度予算、最近知ったんですけども、デジタル教科書を普及させるために、小学校5、6年生と全ての中学生に1教科分を無償提供するということでもあります。操作性や効果を検証するために国は20億3,300万円盛り込んだということでもありますので、この辺も早く子供たちのために取り組んでいただけるよう要望して、終わります。

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

初めに、原案反対者の発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） それでは、令和3年度一般会計当初予算に対する反対の討論をいたします。

令和3年度予算は、何よりも新型コロナウイルス感染症対策を課題とした予算で、感染防止対策をしっかりと行い、コロナウイルス感染症で町の産業にも大きな影響が出ている経済対策と空港周辺対策交付金は町民理解が得られるような有効活用が求められます。

初めに、総務企画関係ですが、職員研修費の減額予算ということは、町民の期待の声に答えられないことにつながります。高度な研修会への参加で大いにスキルアップすべきです。高齢化の速度が早まっている中で、地域公共交通の充実が求められています。コロナ禍で外出自粛宣言も出されているので、今は利用も少なくなっている公共交通ですが、人と会ってのコミュニケーションは必要で、健康増進にもつながります。安くて便利な公共交通の充実の予算になっていません。改善すべきです。

民生費、衛生費について、シルバー人材センターの運営費補助金の減額です。

決められた算出方法に基づき、減額となっているとのことですが、センターへの経営介入はできないまでも、大きく発展できるように経営の立て直しの支援をしなければなりません。シルバー人材センターを頼りにしている町民からの要望です。はり・灸・マッサージ等施設利用者助成事業の減額は、月2回の利用が1回になり、利用者の体調悪化が心配になります。僅かな金額を減額することなど許せないことです。有料のがん検診や骨粗鬆症、成人歯科健診などの検診料を引き下げて、高齢者や多くの町民が受診しやすくして、早期発見に努める、健康増進と医療費の軽減につなげるためにも、減額予算ではなく、予算の増額が必要です。

農林水産業費は、増額予算であり大きく評価します。しかし、米農家、米農政が無策のあまり米価が昨年も今年も大幅に下がり続けています。米農家を守る支援が必要です。1から

始める新規就農者に対する支援は、居住地、隣近所、販売先、技術指導など、素早い対応をお願いするものです。

土木費では、危険箇所が発生している町道もあります。大型トラックの通行によって、道路の傷みが激しくなっているため、利用しづらくなっており、補修計画をしっかりと立て、町民要望に応えなければなりません。生活用排水路の整備も計画を立て直す必要があります。豪雨で排水から雨水が溢れ出し、浄化槽に逆流しています。安全な排水路の整備計画がありません。つくるべきです。

教育費関係では、文化財保護事業が66万5,000円です。町の歴史、文化を多くの町民が触れることのできる予算を確保すべきであり、貴重な文化財を人目につかないところにしまい込まないことです。町民みんなの貴重な財産であるということから、保護事業を充実させるべきです。

以上を指摘し、反対討論といたします。

○議長（鈴木克征君） 次に、原案賛成者の発言を許します。

川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 私は、議案第17号の令和3年度横芝光町一般会計予算について、賛成する立場から討論いたします。

本予算案は、成田空港の更なる機能強化により、空港周辺対策交付金が増額となるものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、町税等の減収が見込まれる中、地方創生や住民生活に密着した事業が各分野にわたり計上されており、基本構想に掲げる「人・自然・文化が奏でる暮らし 夢広がる幸せ実感のまち 横芝光」の実現に向け、計画的に事業を行うための予算と評価いたします。

予算案全体を通して見ると、横芝小学校改築事業や横芝光消防署改築事業、ふれあい坂田池公園野球場改修工事などの大型事業に取り組む一方で、成田空港の更なる機能強化に伴う環境対策や地域振興事業をはじめ、道路新設改良事業など、社会インフラ整備や移住・定住施策の基礎となる居住地整備計画策定事業、横芝光インターチェンジ周辺の活用を図る企業誘致促進事業など、横芝光町の将来を見据えた事業が計上されており、また学校給食費負担金助成をはじめとする子育て支援策や、GIGAスクール構想の推進など、学校教育の充実のほか、家族介護用品支給事業など、高齢者福祉の充実、健康づくり事業や防災対策の推進など、住民福祉の向上に資するきめ細やかな予算がバランスよく計上されており、「20年後も選ばれるまち」の礎となる予算であると判断をいたします。

本年4月から町民への新型コロナウイルスワクチン接種が始まる予定ですが、その体制確保と感染症対策に万全を期すとともに、計上された予算が効率よく、そして効果的に執行され、行政サービスの向上と横芝光町の発展につながることを期待して、本予算案に賛成をいたします。

○議長（鈴木克征君） これにて討論を終結します。

これより議案第17号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案審議の途中ですが、暫時休憩とします。

（午後 2時40分）

○議長（鈴木克征君） 本日3月11日は、東日本大震災発生から10年になります。数多くの尊い命が失われました。犠牲になられました皆様方のご冥福を祈り、黙とうをささげたいと思います。

恐れ入りますが、全員ご起立をお願いします。

私の合図により1分間の黙とうを開始してください。

黙とう。

（黙とう）

○議長（鈴木克征君） 黙とう終わります。

ご協力ありがとうございました。

ご着席願います。

○議長（鈴木克征君） 再開します。

（午後 2時45分）

○議長（鈴木克征君） 議案審議を続けます。

◎議案第18号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第18、議案第18号 令和3年度横芝光町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） それでは、何点か質問させていただきます。

予算書の217ページ、歳入ですが、国民健康保険税、前年比で2,225万3,000円の減額、ちょっとこの減額の理由を確かめたいのでお示してください。

歳出、218ページの保険給付費、867万9,000円減額予算ですが、何となく分かるんですが、ちょっと確認のために減額の理由をお聞きします。お願いします。

○議長（鈴木克征君） 税務課長。

○税務課長（鈴木正広君） 私からは、歳入の国民健康保険税の減について、ご説明させていただきます。

国民健康保険税の医療給付費分、後期高齢者支援分、介護給付費分、これは全てが被保険者数の減というのが原因でございます。

まず、医療給付費の現年分ですが、令和2年度当初が6,531人を見込みましたところ、令和3年度当初では6,454人を、また後期高齢者支援分につきましては、被保険者、令和2年度当初6,531人、これを令和3年度当初6,454人と見ています。また、介護給付費分につきましては、令和2年度当初2,248人、これを令和3年度当初2,177人と見まして、こちらが減額の理由でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 住民課長。

○住民課長（川嶋 修君） 歳出の減の理由なんですが、こちらも被保険者数の減によりまして、国民健康保険全体の予算が下がりましたことから、こちらの保険給付金、県から来る分になりますが、こちらも下がるということになります。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 人数分かりました。歳入のところで、パーセントは加入者の人数として、何%ぐらいの減になるんでしょうか。電卓はじけば分かることなんですが、データとして出ていれば、ちょっと教えていただきたいと思います。

同じように、歳出のほうですが、これも何人くらいの人、パーセントとしたら何%くらいに当たるのか、データがあれば教えていただきたいと思いますが。

○議長（鈴木克征君） 住民課長。

○住民課長（川嶋 修君） 予算時の人数でございますが、令和元年度は約6,700人、令和2年度が約6,500人で試算をしております。令和3年度の予算のほうは200人減で、予算取りをしているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 税務課長。

○税務課長（鈴木正広君） パーセンテージにつきましては、ちょっと今、資料が見当たりません。申し訳ありません。お願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 分かりました。すみません、パーセントのところは言ってなかったもので。3年度の概要版のところの国保の一番最後のページなんですけど、国保医療費の動向というふうに出ています。これで、平成27年度から令和元年度まで、5年間のデータが出ています、人数が。それに対しての、1人当たりの医療費、指数という形で出ています。そうしますと、令和3年度の国保会計ですが、どのような傾向に令和3年度の国保会計はなるんでしょうか。要するに、1人当たりの医療費の単価が上がってくるとか、当然、これを見れば被保険者少なくなっていく、当然、来年度の予算でも加入者も少なくなっているという中で、1人当たりの医療費がどういう傾向になるかということなんですけど、上がっていくというのは分かるんですけど、どのくらいの傾向で上がっていくかというのが、ちょっと町のほうとして予想しているはずなんです。そこのところを教えていただければと思います。

○議長（鈴木克征君） 住民課長。

○住民課長（川嶋 修君） 被保険者1人当たりの医療費の額だと思うんですけども、これは令和2年度では、コロナの関係で受診控えがあったことから、この金額よりも多分少なくなると思います。恐らく令和3年度も、まだコロナの影響があるかと思しますので、その分の受診控えもあるかと思しますので、ちょっと予測はできないんですが、同じくらいでいくのかなという予想がついております。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第18号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第19、議案第19号 令和3年度横芝光町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第19号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第20、議案第20号 令和3年度横芝光町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第20号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第21、議案第21号 令和3年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第21号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第22、議案第22号 令和3年度横芝光町宮東陽食肉センター特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第22号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第23、議案第23号 令和3年度横芝光町病院事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 予算案の概要の1ページであります。

1ページの予算案の概要、その中の下から3行ですけれども、「引き続き厳しい経営状況ではありますが、地域医療構想と時代のニーズに応えるべく町立病院として地域医療の充実と安定に資する予算といたしました。」ということになっています。それで、一般会計のほうでも申し上げましたけれども、経営状況が著しく悪い、ですから、今のままでやっている私は駄目だと思います。そして、住民のニーズに応える、例えば今回赤字はいっぱい出るけれども、コロナの関係でそういう検査も何もできなかった。やはりそういうものを踏まえて、町民の病院だというふうに思われるようにやっていただければ、少しぐらい赤字は出てもしようがないのかなという気はしますけれども、それとあと、近年の状況を見ていると、要するに医業収入に対する先行投資ばかり行き過ぎちゃって、人件費を含めて、その割には医業収入が上がってないという現状だと思います。したがって、そういうものを踏ま

えて、やはり精査し、抜本的に見直さなければならぬ時期に来ていると思いますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 東陽病院事務長。

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） ただいまの宮菌議員からのご質問でございますが、確かに東陽病院の経営状況、ここ数年伸び悩んでおりまして、収支の改善は図られていない状況ではございます。ただ、医業収益については伸びているという状況ではございまして、それに伴って、先行投資という部分で経費の部分も増えていると、人件費のほうも増えている状況にございます。そういった状況を鑑みまして、令和元年度に病棟等の改修を行いまして、まずは診療単価の向上を目指そうということで行ってまいりました。その結果といたしましては、今年度、診療単価のほう伸びている状況にございます。

しかしながら、今年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、受診控え等もあることから、患者数が伸びず、逆に減少している状況でございまして、収益のほうは悪化しており、12月定例会でも補正予算でお願いしましたが、7,000万円の繰入金金の追加をお願いしたところでございます。新年度予算についても、前年度と比較して繰入金金のほう2,000万円ほど増額となっているところでございまして、誠に遺憾ではあります。現在のコロナの状況を鑑みますと、大幅な収益増は見込めないことから、企業債償還金の負担分を上乗せした形で計上させていただいたところでございます。

今後も、診療科目の見直しですとか、外来診療の充実、そして不採算ではありますが、元年10月から始まりました訪問看護ステーション等で、できるだけ在宅医療等、力を入れながら、患者様が自宅で生活できるような体制を構築しながら、地域包括ケアシステムの構築の一助となっていければと考えておりますので、東陽病院におきましては、地域医療の充実をまず主眼に置いて、今後とも経営改善に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 私、1点だけお伺ひしたいんですが、「地域医療構想と時代のニーズ」と、ここに案の概要に書かれています。地域医療構想ということの中で、訪問看護とかということで、充実させるということがありました。今後の病院の方向性、町の病院の方向性、地域医療構想に即したというような形になると思いますが、こういう青写真じゃないですけども、どのように端的に言って、そういう構想があるんでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 東陽病院事務長。

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） 東陽病院におきましては、地域の状況を鑑みまして、あと国・県の施策、今申し上げました地域医療構想、それと地域包括ケアシステムの構築、そういったものを目指しまして、地域に根差した医療を展開してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 分かりました。病院の充実ということになってきますと、当然、優秀な医師の確保ということが大事になってくるかと思いますが、そのところでの医師の確保に関しては、病院の経営もそうですが、町長の手腕にかかるところが大きいと思いますので、町長はどのように考えているのか、ちょっと伺いたいんですが。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 東陽病院の経営が大変厳しい状況というのは、言うまでもなく続いているわけでありましてけれども、まず医師、看護師の確保をしっかりとやって、それから抜本的なものといっても、今の一つ一つを積み重ねていくしかない状況でございます。本当に、地域にとって東陽病院の在り方というものが非常に重要な部分であるということも鑑みますと、これだけの財政負担も、ある意味、致し方ないと言いながらも、これに甘えることなく、しっかりと今後とも切り詰められるところは切り詰めていって、地域住民の皆さんの負託に応えられるような、皆さんから信頼されるような病院にしたいというふうに考えておりますので、皆さんのご協力をひとつよろしくお願ひしたいと、そういう状況でございます。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第23号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案審議の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後 3 時 20 分とします。

(午後 3 時 0 7 分)

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3 時 1 9 分)

○議長（鈴木克征君） 先ほどの議案第18号 令和3年度横芝光町国民健康保険特別会計予算の追加答弁を税務課長にさせます。

税務課長。

○税務課長（鈴木正広君） 大変申し訳ありません。先ほど、山崎義貞議員のご質問の中で、国民健康保険税の対前年度の比率につきまして、ご回答できませんでした。

比率につきましては、マイナス4%でございます。

おわび申し上げます。よろしくお願いいたします。

◎議案第24号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 議案審議を続けます。

日程第24、議案第24号 横芝光町副町長の選任についてを議題とします。

ここで議長の権限により、山田副町長の退場を求めます。

〔副町長 山田智志君退席〕

○議長（鈴木克征君） お諮りいたします。

本案は人事案件のため質疑、討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第24号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、副町長には議場への入場を許します。

〔副町長入場・着席〕

○議長（鈴木克征君） それでは、ただいま選任されました山田副町長が議場におられますので、ご挨拶をいただきたいと思います。

山田副町長、ご登壇願います。

〔副町長 山田智志君登壇〕

○副町長（山田智志君） ただいま副町長の選任につきましてご同意を賜りまして、誠にありがとうございました。

副町長の職務につきましては、地方自治法に定められているところでございますが、町の発展のため、町民生活向上のため、そして幸せが実感できるまちづくりのため、町長の補佐役として町の政策、企画の推進役として、町の職員の事務の監督役として、持てる力の全てを出し切りたいと思っておりますので、議員の皆様におかれましては、引き続きご指導ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

〔副町長 山田智志君降壇〕

◎請願及び陳情の件

○議長（鈴木克征君） 次に、日程第25、請願及び陳情の件を議題とします。

常任委員会の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

民生文教常任委員会委員長、川島仁議員。

〔民生文教常任委員会委員長 川島 仁君登壇〕

○民生文教常任委員会委員長（川島 仁君） それでは、今期定例会において、民生文教常任委員会に付託された請願1件、陳情1件の審査経過と結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は、3月2日、午後4時50分から委員8名全員出席のもと、付託案件の審査を行いました。

審査の結果については、お手元に配付の報告書のとおり決定しました。

審査の過程で各委員から意見があり、その主なものを要約して申し上げます。

請願第1号 75歳以上医療費窓口負担2割化の中止を求める請願書についてであります、「団塊の世代がこれから増えてゆき国の財政も借金を抱えているし、国が2割負担と考えていることであるから、厳しい状況と思うので、今回は見送るべきと考えます。」「先の意見に賛成です。全員が2割負担になるわけではなく、単身者で年収200万円以上、複数世帯で

は320万円以上とくくりがあるので、収入のある方には負担していただくほうが国としても良いと考えます。」 「私も窓口負担を軽くしたいという気持ちは理解できますが、この度も後期高齢者医療特別会計では、一般会計から繰入金599万8,000円、前年度比7.7%増で低所得者分に対する公費負担する部分もございますので、少子高齢化の人口推移の中では、この制度自体を見直す時期に入ってきていると思いますので、この請願には賛成できるものではありません。」等との反対意見が全員からあり、採決の結果、請願第1号は「不採択」と決定しました。

陳情第1号 75歳以上の医療費窓口負担について原則1割負担の継続を求める陳情書についてであります。請願と同様な内容と理解いたしますので、こちらの陳情に対しても賛成できません。」 「請願と同じく反対いたします。」との反対意見が全員からあり、採決の結果、陳情第1号は「不採択」と決定しました。

以上、審査結果の報告といたします。

〔民生文教常任委員会委員長 川島 仁君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ここでお諮りします。

ただいま民生文教常任委員会委員長から報告のありました請願1件及び陳情1件については、質疑・討論を省略し、ただちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「討論」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これより討論に入ります。

初めに、この請願及び陳情に賛成する者の発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） それでは、75歳以上医療費窓口負担2割化の中止を求める請願に対し、賛成の討論を行います。

請願趣旨にあるように、課税所得28万円以上、かつ単身で年収200万円以上が、後期高齢者医療制度の下で、医療を受けた際の一部負担割合を2割に引き上げることに反対の請願です。既に、現役並み所得、単身年収で383万円は3割負担となっていることから、同じ制度の下で一部負担割合が1割、2割、3割と3種類に分断されることとなります。一般的に、高齢になるほど健康を害しやすくなり、受診機会は増え、医療費も高額になります。高額になれば、受診控えが起こります。医療費の窓口負担1割でも、受診控えが起こり、その結果、重篤な病気や手遅れになってしまう例が後を絶たず、社会問題となっています。そして、新

型コロナウイルス感染症による受診控えが重なり、さらなる受診控えが起きることになって
まいります。

政府が2割負担の導入を現役世代の負担軽減のためと説明していますが、全く成り立ちま
せん。後期高齢者医療制度を導入した際、高齢者医療費のうち、45%が国庫負担だったのを
35%に切り下げて、それを現役世代に肩代わりさせるとともに、高齢者自身の負担に転換さ
せたものです。後期高齢者医療制度は、国庫負担、公助を減らし、現役世代に肩代わり、共
助に頼らせる。そして、高齢者自身の負担、自助に求めています。この保険制度の矛盾をそ
のまま都道府県に押しつけることは許されません。

公助、国庫負担を引き上げて、元に戻すことが唯一の解決策で、後期高齢者医療費の窓口
1割負担を維持するのに必要な国庫負担は880億円あればできます。医療費に占める国庫負
担を45%に戻すことで、2割負担政策は解消できます。75歳以上の医療費窓口負担について
原則1割負担の継続を求める陳情も同じ内容となっています。あわせて、高齢者医療の命に
関わる問題であり、請願に対しての賛成討論といたします。

○議長（鈴木克征君） ほかに討論はございますか。

討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより請願第1号及び陳情第1号について採決します。

採決は分割して行います。

初めに、請願第1号 75歳以上医療費窓口負担2割化の中止を求める請願書について採決
します。

この請願に対する委員長の報告は不採択とするものです。

この請願を委員長の報告どおり不採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立多数。

よって、請願第1号は不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第1号 75歳以上の医療費窓口負担について原則1割負担の継続を求める陳情
書について採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択とするものです。

この陳情を委員長の報告どおり不採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立多数。

よって、陳情第1号は不採択とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木克征君） お諮りします。

本定例会に付議された案件の全てを議了しました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

本日の会議を閉じます。

令和3年3月横芝光町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午後 3時35分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 鈴木 克 征

議 員 川 島 仁

議 員 秋 鹿 幹 夫